

平成29・30年度

全日本剣道連盟 広報・資料小委員会（西日本）

報 告 書

戦前・青年団における剣道の実施状況について

『戦前・青年団における剣道の実施状況について』の刊行にあたって

一般財団法人 全日本剣道連盟
広報・資料小委員会
委員長 長尾 進

このたび一般財団法人 全日本剣道連盟は、『戦前・青年団における剣道の実施状況について』を刊行いたしました。

全日本剣道連盟の旧広報・資料小委員会（西日本）は、故杉江正敏委員長の提言をもとに長年にわたり戦前の青年団における剣道の活動状況を調査してきました。このたび、杉江元委員長の遺志を継ぐかたちで、湯浅晃委員長を中心とする同委員会委員各位の尽力により、その調査結果が「平成 29・30 年度 全日本剣道連盟 広報・資料小委員会（西日本） 報告書」として、学術的見地から本書にまとめられました。

「青年団」は、近世からの伝統的な地域青年組織である若者組などを近代的に模様がえする形で、明治後期頃から各地で再編がはじまり、大正末期には大日本連合青年団が組織されました。同時期の剣道の発展には、大日本武徳会や警察組織における普及・展開がよく知られるところですが、在郷軍人会などとともに青年団組織も普及・展開の一翼を担いました。詳細は本書の記述に譲りますが、今日の「全国青年剣道大会」はこれに連なるものであります。是非、ご一読をお薦めいたします。

なお、全日本剣道連盟の資料小委員会は、これまでは全国各地に散在する剣道関係資・史料の調査・収集、およびその成果の刊行を主な活動目的として、東・西二つの部会に分かれて活動をしてまいりましたが、ICT 技術の進展等社会情勢の変化に鑑み、令和元年度より東・西部会を合併・再編し、一本化した広報・資料小委員会として新たなスタートを切りました。その新体制では、引き続き剣道関係資・史料の調査・収集を重要課題として継続いたしますが、その成果の報告・公開にあたっては、インターネット等も活用しながら、より多くの方々に見ていただけるよう、工夫・改善していく所存です。

こうした経緯から、本書は印刷物としては限定版とし、日ごろお世話になっている関係諸連盟・諸団体への進呈とさせていただき、あわせて全日本剣道連盟ホームページ中の「全剣連書庫」を活用しながら、よりひろく公開してまいります。

令和 2 年 3 月 1 日

序 文

広報・資料小委員会（西日本）は平成 27・28 年度の活動報告として『「戦前・青年団における剣道の実施状況」に関する中間報告』（以下、『中間報告』）をまとめました。この『中間報告』は、戦前の青年団における剣道の実施状況を窺うことができる資料や研究論文、市町村史、その他の参考文献の一覧を記載するとともに、収集資料等に記述がみられた青年団における剣道実施の実態についての一覧表を作成しました。本委員会が平成 29・30 年度の活動報告として、ここに提出する本報告書は、『中間報告』に記載した資料や文献、加えてこの 2 年間に新たに収集した資料等にもとづいて、明治期から第二次世界大戦終戦時までの青年団における活動の一環としての剣道実践の実態とその背景について、歴史学的な叙述を試みたものです。加えて、今後の青年活動の一つとしての剣道実践に活かすために、戦後の青年団の推移と、本連盟が深く関わってきた「全国青年大会」についても言及しました。

1. 調査研究テーマ設定の経緯

本委員会が戦前の青年団における剣道を調査研究のテーマとした経緯については『中間報告』で詳しく述べましたが、このテーマは前委員長の故・杉江正敏先生のご遺志を受け継いだものでした。杉江先生は本連盟発行の『剣道の歴史』（平成 15 年刊）において「青年団活動と剣道」というテーマは、いまだ調査研究の進んでいない領域である。各地で展開された、これらの活動の実態を把握することは、社会や地域に根ざして発展してきた近代剣道の歴史を考えるうえで重要な課題であり、今後の普及活動の指針ともなろう」と提言されました。私達は、杉江先生のご提言に触発されて、剣道の地域的发展の上に多少なりとも貢献したいとの思いから、とくに戦前期における青年団における剣道の実態解明のための調査研究に着手した次第です。

2. 青年団剣道研究の重要性

これまでの近代武道史は、近世以来の武道の伝統を何とか存続させたいという思いで活動した著名な政治家や官僚、実業家、そして武道の専門家が創りあげた武道再興の歴史として語られています。しかし、明治維新後に衰退した武道が復活を遂げ、その後も存続を保ち続けた背景には、一般民衆も各々自分なりに武道に価値を見出していたからではないでしょうか。これまで、このような「名もなき一般民衆」を対象とした武道の実態については、特段注目して語られてきませんでした。明治 3（1870）年の人口調査では、華族・士族の数は合わせて 101 万人であったのに対し、華士族以外のその他すべての平民の数は約 2,727 万人であったとされます（呉文聡『統計集誌』8 号、1882、pp. 96-107、参照）。この大多数の平民、一般民衆が武道に興味をもたなければ近代以降の武道の存続はなかったといえます。このような「名もなき人々」とくに「名もなき青年たち」を組織化したものの一つとして青年団があります。青年団（青年会、少年会など呼び名はさまざま）は、明治 20（1887）年前後に、各地の名望家のリーダーシップのもとに自主的・自発的に誕生した社会集団組織ですが、その後の明治 37～38（1904～1905）年の日露戦争以後、「地方改良」の役割を期待した国家により統制され、いわゆる「官製化」が進められました。

大日本武徳会は創立後、その会員数を急速に増やしました。その背景には、武徳会が青年演武大会を開催するなど、青年武道家を庇護しましたが、青年団は武徳会員もしくは会員予備軍を擁する組織として、武道人口の拡大に大きな役割を担っていたものと思われます。さらに、大正 13（1924）年からはじまる明治神宮競技大会（国民体育大会の前身とされる）では、武道種目に「青年団の部」が設けられたことも、青年層の武道人口拡大に拍車をかけたものと思われます。このように、階層を越え国民全体への武道の普及に大きな役割を果たした青年団における武道の実施状況を明らかにする上で、本調査研究は意義あるものといえるでしょう。

3. 本報告書作成の方針

青年団活動の実態についての記述がある資料は、各市町村史や青年団史など全国各地に点在しています。また、剣道をはじめ武道についての記述は、娯楽活動や修養活動などの記述の一部としての紹介にとどまっており、それぞれの資料に記述されている活動年代も資料ごとにまちまちです。そこで、『中間報告』では、とりあえず諸資料に記載されている青年団の武道実践全般についての記述を集約し、一覧表を作成することにしました。しかし、『中間報告』で作成した一覧表は、全国の青年団を網羅するにはまだほど遠く、また諸資料記載の青年団活動の年代にばらつきがありました。このように、現時点では〈点在〉する資料群に記述されている内容を、同時代的に〈平面化〉して、ある時代に全国でどれくらいの青年団によって剣道が実施されていたのか、そしてその目的や内容についても明らかにする必要がありますが、この課題については本報告書においても解決されておりません。これにつきまして、私達に課せられた今後の課題とさせていただきます。

『中間報告』と合わせて、今回の調査研究と本報告書作成にあたっても、神戸市立工業高等専門学校・助教の吉本陽亮氏（天理大学大学院体育学研究科修了）から多大なご協力を賜りました。吉本氏には、青年団武道に関する先行研究・書籍等の文献や諸資料の収集、データの整理等だけではなく、本報告書の重要な部分についてご執筆いただきました。ここに、衷心より感謝申し上げる次第です。

広報・資料小委員会（西日本）

委員長 湯 浅 晃

凡例と編集上の留意点

1. 本文史料および資料編史料の引用・掲載について

- (1) 原史料に使用されている漢字の旧字体は氏名等の固有名詞を除き新字体に改めた。
- (2) 略字・異体字については、現代において通常使用する字体に改めた。
- (3) 仮名遣いについては現代仮名遣いに改めたところがある。
- (4) 原史料に適宜句読点を付した。

2. 執筆の体裁について

本文の執筆にあたっては、執筆者各位に基本的な執筆体裁を示して執筆を依頼したが、執筆者自身の執筆スタイルを尊重したため、全体として統一されなかった面がある。その点についてご了解をお願いします。

目 次

序文	1
凡例と編集上の留意点	3
目次	4
I. 青年団の成立と発展の概要	
1. 青年団の生成パターン	5
2. 明治期・青年団の設立	6
3. 大正期・官製青年団の成立と発展	8
4. 戦時体制に向けた青年団の変質：青少年団体の改組・統合、消滅	11
II. 青年団における剣道の実施状況	
1. 明治期：青少年向け雑誌、青年会雑誌等からみた剣道の実施状況	15
2. 大正期：全国、各府県統計資料等からみた剣道の実施状況	21
3. 大正期末期～昭和戦前期：全国の青年団史、各府県市町村史等からみた 青年団剣道の実施状況（事例紹介）	
(1) 埼玉県	33
(2) 静岡県	35
(3) 愛知県	51
(4) 滋賀県	55
(5) 奈良県	58
(6) 徳島県	64
(7) 鳥取県	68
(8) 福岡県	72
III. 明治神宮大会と青年団剣道について	
1. 明治神宮大会開催の経緯	75
2. 明治神宮大会の特質	76
3. 明治神宮大会の競技種目	78
4. 剣道・青年団の部の設置について	81
IV. ま と め	
1. 青年団剣道の二重性	87
2. 戦後・青年団剣道の展開	88
資料編	91
執筆者	109
編集後記	110

I. 青年団の成立と発展の概要

1. 青年団の生成パターン

佐竹智子¹によれば、青年団の生成過程に関する先行研究を概観すると、大きく2つの系譜がある。その第1は、近世以来の「若者組」、「若連中」などに代表される若者組織を自律的・自治性をもった教育機関と位置づけ、その伝統を正しく継承し、再編成されたものが青年団であると捉える立場である。こうした言説は、昭和初期から戦中期にかけての田澤義鋪や熊谷辰治郎らの財団法人日本青年館に関わる青年団指導者に代表される。もう一つの系譜は、日本史研究の分野で鹿野政直や宮地正人が主張したように、青年団は、日露戦後の国家経営のなかで、地方改良運動の推進主体として国家的に組織化されたという立場である。この場合、「若者組」についての見解は、第1の系譜と大きく異なる。「若者組」は、天皇制イデオロギーの浸透の障害物となったとみなす。したがって、それらの「若者組」の解体が国家の要請に応じて誕生する官製青年団の前提であったという立論をとる。しかし、これら二つの系譜の生成論はともに、多くの事例にもとづく実証的な検証はなされていないと指摘している。そこで、佐竹は『地方自治青年団体模範事蹟』（明治43・1910年）と『模範青年団の組織及び設備』（明治44・1911年）の2冊の報告書²を用いて、明治期に生成され発展した青年団の実態を分析して、明治期における青年団体の生成過程を、以下の3つのパターンに整理している。

(1) 「前身となる組織」を有し、「青年団」へと移行していくパターン。

「前身となる組織」には、次の2つがあったとする。

- ① 「若者組」「若者仲間」「若連中」などと称され、近世後期から全国各地に存在した若者組織。
- ② 明治維新以降に誕生した「青年結社」で、「夜学会」「学術研究会」「同窓会」「卒業生講習会」など名称は多様である。このような「青年結社」は、一連の近代化施策が進行するなかで生じた社会の変革や乱れに対応する形であらわれた。その意味において、「若者組」とは根本的に性格を異にする³。

(2) 「青年会」及び「青年団」として新規に組織された団体。

明治20年代に新規に組織された事例は少数であるが、明治30年代後半から40年代初頭

¹ 佐竹智子「明治期における青年団の生成と展開」、『広島大学大学院教育学研究科紀要』第三部・第60号、2011、pp. 83-90。

² 明治43年に文部省が全国の青年団に対して実施した大規模な調査をまとめたものであるが、じつに1,178の青年団体から報告が寄せられたという（同前、p. 84、参照）。

³ 佐竹の分類(1)~②には、自由民権運動の政治的色彩を帯びた青年結社も含まれよう。神奈川県南多摩郡野津田村の青年民権家・村野常右衛門が明治16（1883）年に設立した文武道場「凌霜館」は、当時民権運動の抑制に対抗する過激な活動家としての「壮士」の養成を目的としていたが、この凌霜館の建物は、その後「野津田青年会」が青年館として使用したという。（鶴巻孝雄、「自由/民権」町田市立自由民権資料館編集、1997、第2章：結社の時代—多摩の結社、<http://www006.upp.so-net.ne.jp/tsuru-hp/tennji/jyouseitsu-2.htm>を参照、参照日：2019.03.27）

にかけて多数の事例がみられる。

(3)「青年団」に移行することなく、「青年結社」として活動した団体

以上、佐竹が示した青年団体の生成パターンの他にも、多種多様な青年団の生成過程が考えられるが、本報告書においては個別の青年団体名を記載する場合を除いては、一般名称としての「青年団」という用語を用い、上記パターン(2)のように青年団の前身として成立していた若者組や青年団体などの青年組織を総称して「プレ青年団」という用語を使用する。また、「青年団」「プレ青年団」を包括して一般的な青年の集団としては「青年組織」や「青年団体」という用語を使用する。

2. 明治期・青年団の設立

前節で述べたような、プレ青年団が明治 20 年頃から青年団として成立したり、プレ青年団としての前身を持たずとも新たな青年団を結成するにあたって、多大な影響を及ぼした人物として徳富蘇峰と山本瀧之助の二人が挙げられる。

徳富蘇峰（本名・猪一郎）は、明治 15(1882)年に郷里の熊本で青少年育成のため大江義塾を設立、のちに上京して言論団体・出版社である民友社を設立したジャーナリスト・思想家・評論家として有名である。蘇峰は、自由・平等・平和を標榜し「平民主義」を唱え、民友社が発行する月刊誌『国民之友』の主筆を務めた。蘇峰は、明治 20(1887)年の『国民之友』創刊号・巻頭言（図 1、資料 I-1-①）で明治 20 年以降の新たな日本の担い手は〈青年⁴〉であることを強調した。この巻頭言の文脈は木村直恵⁵の論考を参考にして整理すれば、以下の通りである。

蘇峰は『国民之友』の中で、明治 20(1887)年を一つの境として、それ以前を「旧日本」として「悪」、それ以後を「新日本」として「善」とすることで相反するものとした。そして、「旧日本」と批判の対象とした者たちは、明治維新を導いた〈天保生まれの老人〉や暴力的手段によって政治的変革をめざした民権家たちであった。蘇峰が『国民之友』で語った青年論においては、〈旧日本〉＝〈旧日本の老人－東洋的－破壊的〉、〈新日本〉＝〈新日本の青年－泰西的－建設的〉という図式に整理することができる。

そして、健康のために身体を鍛錬し、学習に意欲を燃やして演説と討論に熱中する〈新日本青年〉の活動は、武備社会から生産社会へ、貴族社会から平民社会への移行の推進者として、貴族でもなく武士でもない「田舎紳士」となるための準備と位置づけられた。

次に、青年団の成立過程において大きな役割りを演じたもう一人の人物である山本瀧之助についてみてみよう。瀧之助は、広島県で小学校の代用教員をしていた 18 歳の時、「青年会ノ起コランコトヲ望ム」という一文を起稿し、村の青年 20 余名と「好友会」なる青年組織を結成し、

⁴ 『国民之友』創刊号・巻頭言では、蘇峰は「少年」という言葉を使用しているが、その後この「青年」が多用されたので、本文では〈少年＝青年〉の意味に理解して「青年」を用いている。

⁵ 木村直恵『〈青年〉の誕生：日本における政治的実践の転換』新曜社、1998、p. 38、参照。

以後青年団組織に深く関わっていく⁶。明治10年代後半、「青年」という言葉が使用されるようになったが、明治20年の『国民之友』(図1、資料I-1-①)の発刊により、「青年」は若者を言い表す言葉として定着していった。瀧之助はみずから「田舎青年」という言葉を創出し、明治28(1895)年にこれをそのまま題名とした『田舎青年』(資料I-1-②)を著した。彼は『国民之友』の愛好者であり、蘇峰が使った「田舎紳士」に影響を受けたものと思われる。しかし、瀧之助が使った「田舎青年」は、蘇峰の「田舎紳士」への反発から生まれたものだという。蘇峰が新日本の担い手として期待を寄せた「青年」や「田舎紳士」と呼ぶ農村青年は、豪農層をはじめとする地方の経済的に恵まれた農家の子弟であり、瀧之助のような小作・自小作の農民層ではなかった。みずからを含む田舎の若者たちの存在意義を明らかにし、彼らを覚醒させることの必要性から、新たな青年像としての「田舎青年」を創出したものと考えられる⁷。瀧之助は、青年指導者として

その名が全国的に知られるようになってからも、広島を離れることなく地元の青年教育に尽力するとともに、文部省嘱託・地方青年団体調査委員を務め青年団の発展に貢献した。そして、明治42(1909)年に『地方青年団体』を著し、体育・道德教育・町村民教育・補習教育などの機

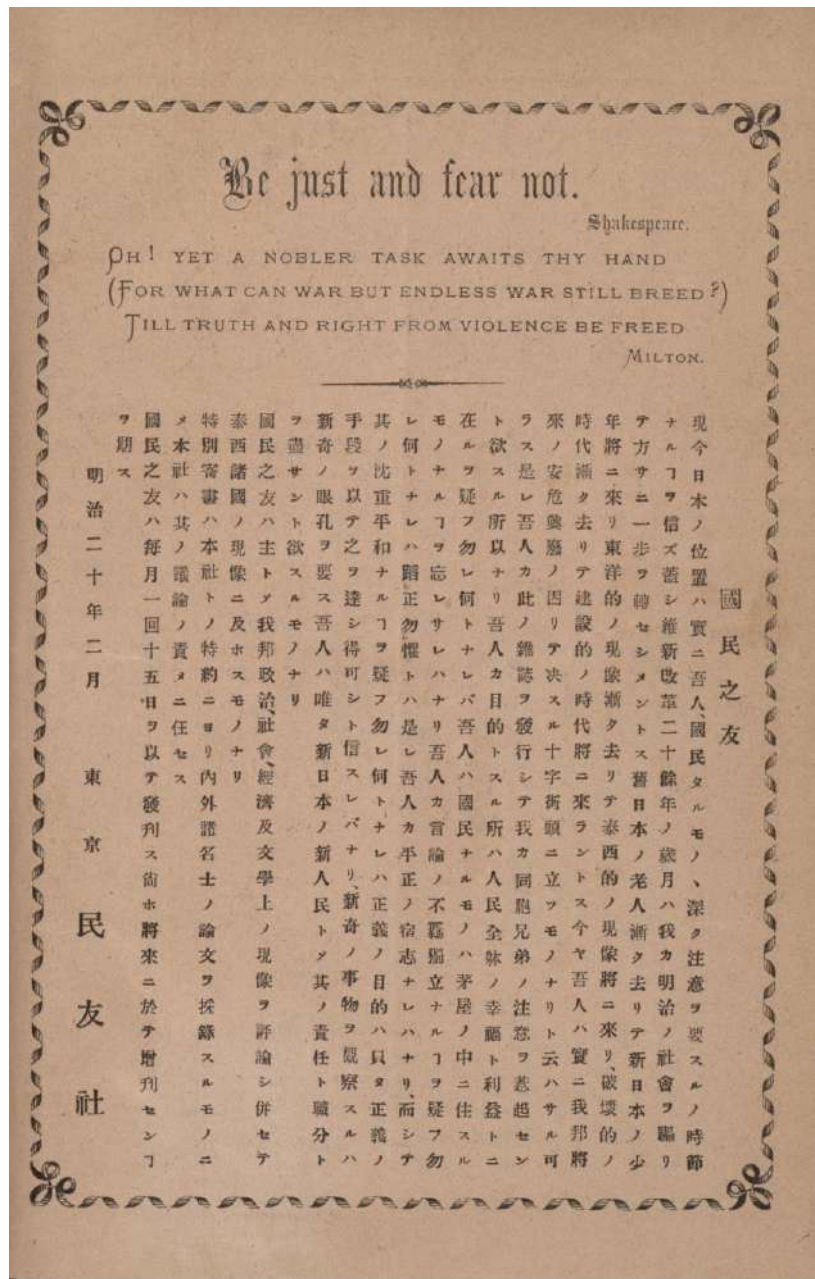


図1 『国民之友』創刊号・巻頭言(明治20年、2月)

「日本語史研究資料」人間文化研究機構国立国語研究所蔵より

⁶ 佐竹智子「山本瀧之助における初期青年教育論：『田舎青年』を中心に」、教育学研究ジャーナル(第7号)、中国四国教育学会、2010、p. 31。

⁷ 同前、pp. 33-34、参照。

能を合わせもつ、社会教育の場としての青年団の体系を構築した⁸。

3. 大正期・官製青年団の成立と発展

(1) 官製化の背景

明治前半期に成立した青年団は、徳富蘇峰や山本龍之助らの言説に影響を受けた各地域のリーダー達によって、近代という時代にふさわしい青年を育成しようとする意図から、いわば自発的に成立したものといえよう。しかし、明治 27 (1894)～明治 28 (1895) 年の日清戦争後と明治 37 (1904)～明治 38 (1905) 年の日露戦争を契機に、明治末期から大正期にかけて、青年団は次第に国家によって統制される青年団体として変質していくが、この時期から昭和戦前期までの間に国家の方針にしたがって組織された青年団を称して、一般的に「官製青年団」と呼んでいる。

官製青年団成立の背景には、日清・日露の戦勝後もなお日本の国力を維持・増進するためには、国家が国民統合を積極的に推し進める必要があった。とくに、日露戦争においては戦費約 17 億円（明治 36 年度の国家予算の約 7 倍に当たる）の捻出のために増税や経費の削減に迫られ、疲弊した地方の財政と国民の生活基盤を早急に立て直すために、挙国一致体制を構築しなければならなかった⁹。そこで政府は、明治 41 (1908) 年 10 月 13 日、天皇の命として下達する詔書（「戊申詔書」、資料 I-1-③）を發布し、日本が列強と同等に発展するために、国民が一致協力して勤労に励み、国富を増強することを強く求めた。その後、この戊申詔書が国民に求めるところは全国各地に徹底され、いわゆる「地方改良運動」が展開されていく。この地方改良運動において実施された施策としては、以下の 4 点が挙げられる¹⁰。

- ① 地域の市町村吏員を対象とした「地方改良事業講習会」の開催による、市町村の振興方策の普及とともに、主体的に活動できる指導者層の育成。
- ② 模範的な実績を上げた市町村およびその吏員の表彰による、市町村内部に地方改良運動を主導する人材を育成。
- ③ 市町村の財政基盤を強化するために、地域集団共有の財産を市町村財政へ統合する。また、部落有林の統一と農事改良、産業組合の設立、耕地整理事業などによる生産力の向上。
- ④ 国家の施策遂行に自発的・献身的な協力と服従を惜しまない国民を育成するために、青年団、在郷軍人会、処女会など、地域レベルの教化団体の組織化と教化活動の推進。

そして、この〈財政再建・地方の活性化・国民統合〉のための地方改良運動に必須の存在として期待されたのが、地方村落の〈青年〉であった。上記④の施策として示された教化団体の中でも、青年団は地域青年たちのエネルギーを国家権力体系に組み込んでいく戦略として、よ

⁸ 同前、pp. 37-38、参照

⁹ 宮地正人『日露戦後政治史の研究-帝国主義形成期の都市と農村-』東京大学出版会、1973、pp. 1-5、参照。

¹⁰ 小野雄大「明治後期から昭和戦前期における青年団の体育・スポーツ奨励方策の展開過程に関する研究」早稲田大学大学院・スポーツ科学研究科博士論文、2016、pp. 36-37、参照。

り重点的にその組織化が推進された。このように、地方改良運動は上（国家）からの一方的な理念の浸透、命令・監督という形ではなく、市町村民みずからが自分の地域を改良する行動を引き出すことを基本として進められ、市町村民の「公共心」「共同心」にもとづいた自発性の涵養が重視された。このような政府の方針によって、それまで国家が等閑視してきた地域の青年層や一般民衆を対象にした教化活動が計画的に推進され、大正期以降の青年団の官製化につながっていく¹¹。

(2) 官製化の進行

大正 4(1915)年、内務省・文部省の両省共同で青年団体に関する訓令（図 2、資料 I-1-④）と通牒が出されるが、これが青年団の官製化の始まりである。しかし、この訓令の発意は両省の関係者ではなく、陸軍軍人の田中義一(1863～1929)であった。以下、大正期における青年団の官製化の経緯について、田中治彦著『ユースワーク・青少年教育の歴史』¹²にもとづいて概略を述べる。

田中は、軍人の教育と人材の補給にもっとも関心を抱いた人物である。明治 42（1909）年陸軍省軍事課長時代に在郷軍人会の組織化に携わり、これによって日露戦争後地元へ復帰した軍人の不良行為の防止と、国民への軍事意識の啓発という二つの課題を一挙に解決した。乃木希典（陸軍大将）は、軍務局長であった田中にイギリスから持ち帰ったボーイスカウトの資料を渡して、青少年教育の研究を勧めた。大正 2（1913）年、田中義一は欧米各国の軍備の視察の旅に出るが、その際各国の青少年教育の実状をつぶさに見聞したが、田中が最も感銘を受けたのはユングス・ドイツラン・ブント（ドイツ青年団）と英国のボーイスカウト運動であった。

帰国後、田中は在郷軍人会の機関誌『戦友』に欧米の青少年教育に関する記事を著し、これらをまとめて

大正 4（1915）年に『社会的国民教育（一名青年義勇団）』を刊行し、これを全国の小学校、在

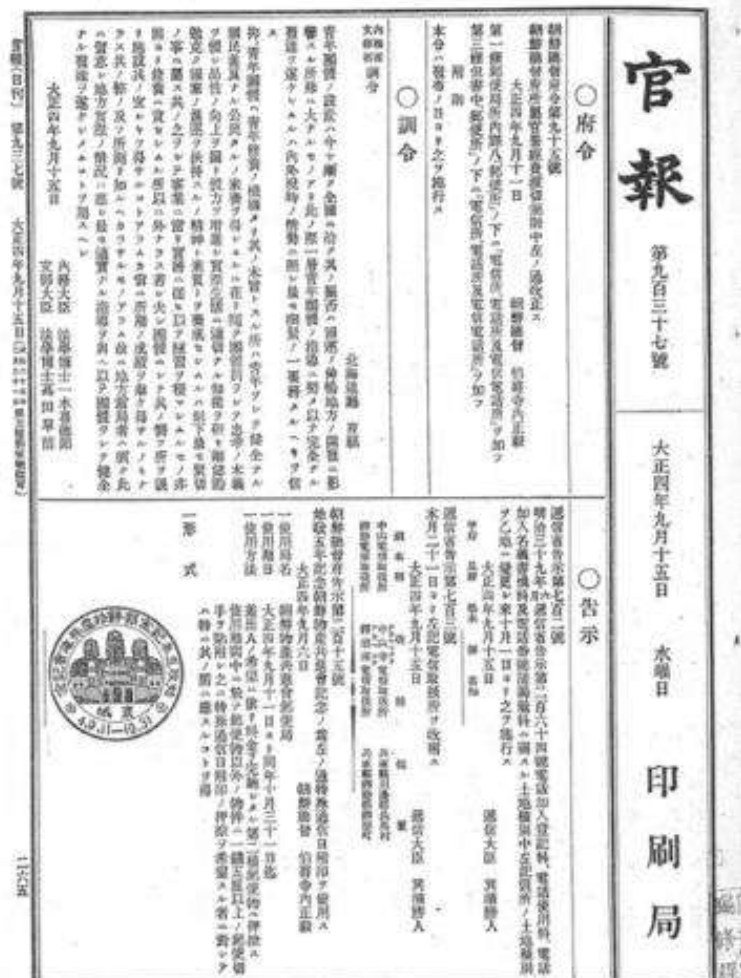


図 2（青年団体に関する）「訓令」、官報第 937 号、大正 4 年

¹¹ 同前、p. 37、参照。

¹² 田中治彦『ユースワーク・青少年教育の歴史』東洋館出版社、2015、pp. 84-86。

郷軍人会、育年団などに配布した。田中はここにおいて青少年を「義務教育—青年団—在郷軍人会」という一大国民組織に組み込もうという構想を抱いたのである。大正 4 年の共同訓令では、青年団は修養機関であるという規定がなされ、①青年団の最高年齢は 20 歳、②設置区域は市町村単位、③指導者は小学校長あるいは名望ある者、④運営費は団員の負担、というように青年団の組織について具体的な基準を定めている。この訓令・通牒以降、青年会という呼び名が徐々に青年団に統一されていく。この訓令・通牒は若者組をはじめとする旧来の青年団体から青年会へと自発的に発展してきた青年団にとっては重大な問題を含んでいた。

とりわけ問題となったのは最高年齢を 20 歳としたことである。これは田中の発想が徴兵 (20 歳) の予備機関として青年団を位置づけたことに発するのであって、慣例的に数えの 15 歳から 25 歳頃までをその構成員としていた多くの青年団とは年齢構成が食い違っていた。また、設置区域は旧来の村落単位ではなく、行政市町村であることも実態にそぐわなかったし、指導者を小学校長と決められて自発性を奪われたことにも不満であった。時あたかも大正デモクラシーの風潮が、都市だけでなく農村にも吹き寄せた時期である。大正 9 (1920) 年、内務・文部の両省は再び訓令と通牒を出し、青年団は本来自主自立的な団体であること、団長は団員の中から推挙すること、最高年齢は 25 歳でもよいこと、などを伝えて先の訓令の軌道修正を行った。

しかし、青年団に地方行政の網がかぶせられたことには変わりなく、以後、青年団に対してはさまざまな国家統制の手が伸びていく。青年団を在郷軍人会の下部組織とすることに失敗した軍部は、大正 15 (1926) 年に文部省を通じて「青年訓練所」を設置させることに成功する。義務教育である 6 年間の尋常小学校を終えた者で中等学校や高等小学校に進学しない者に対してはそれまでも「実業補習学校」が用意されていた。青年訓練所は実業補習学校に接続する教育機関として 16 歳以上の青年に 4 年の教育機会を与えるものであった。青年訓練所のカリキュラムには教練科 (軍事教練) も含まれており、ロンドン条約による軍縮で余剰となった現役の将校が配属されて教官を務めた。このように、青年訓練所の生徒は事実上青年団員と重なり合っていたのである。

一方、15 歳以上の青年を組織する青年団が地方行政の末端に位置づけられるなかで、日本語で「少年団」と名づけられることになったボーイスカウトは「子ども」の団体として発展するより他はなかった。そして、1920 年代に青年団と少年団の全国組織である「大日本連合青年団」 (大正 14 年) と「少年団日本連盟」 (大正 11 年) が結成された。大日本連合青年団の結成から 1 年後の大正 15 (1926) 年の青年団の現況は、団数 14,915、団員数は 257 万人とされ、これは当時の成年男子 (15~24 歳、約 550 万人) の約半数にものぼる巨大な青年団体に発展した。

(3) 官製化への反抗：青年団の自主化運動など

青年団に国家行政が介入し出した大正期は、同時に「大正デモクラシー」の時代でもあり、自由主義思想や社会主義思想も広まった。青年団においても、これらの思想の影響下で、政府に対する反対運動が起きる。長野県下伊那の「青年団自主化運動」、秋田県土岐町の「青年団自治独立運動」や、長野県上田市を中心とする「自由大学運動」などである。

これらの自主化運動のうち下伊那郡青年団の事例について採り上げよう。下伊那青年団は、対外運動として県の連合青年団を通じて、全国への自主化の実現を呼びかけた。大正 12 (1923)

年5月、京都で開かれた最初の全国青年団大会に、下伊那郡青年団は「自主的青年団を確立する方策如何」の提出議題を以って代表を送った。それは以下の趣旨¹³であった。

- ① 青年団は青年のため、青年によって組織される団体ならざるべからず。
- ② 青年団の経費は、地方自治体において支弁するを当然と認め、その実現を期す。
- ③ 日本青年館設立寄付金募集に対しては絶対に反対する。

青年団の官製化が進む中で、下伊那郡の青年たちは同様の要求を繰り返し青年団の官製化、規格化に抵抗した。自由への希望をもって新聞・時報を発刊し、言論活動に力を注いだ。しかし、10年間にもわたって青年団の自主化を求めたにもかかわらず、全国の多くの青年団は官僚的支配から抜け出すための青年自らの力量と、自立の精神が乏しかったために、こうした青年団自主化への運動は全团的な運動とはなり得ず、自主化を闘いとはできなかった¹⁴。

この青年団自主化運動とは別に、青年団指導者の中にも青年団の自主性を主張する声もあった。官製青年団の初期の活動として、大正13(1924)年に始まった明治神宮競技大会への参加や郷土舞踊と民謡の会などがあるが、このような青年団活動の発展は、田澤義鋪の功績によるところが大きい。田澤は大正10(1921)年に日本青年館の創立理事就任後、一貫して青年団の中心的指導者として活躍した人物である。田澤は、青年訓練所の設置に異を唱え、押しつけの軍事教育に反対した。青年団の主体性を掘り起こすために精力的に活動した。彼の著書『青年団の使命』は青年団活動のバイブルとも言われた。田澤は、軍国主義の高まりのなかで、昭和11(1936)年に青年団を去り政治家の道を選んだが、彼の思想や人格に感銘を受けた青年は多く、「青年団の父」と仰がれた¹⁵。

4. 戦時体制に向けた青年団の変質：青少年団体の改組・統合・消滅

昭和6(1931)年の満州事変以降、すべての方面で戦時体制に向けて急速に準備が進められた。青年団を含む青少年教育についても一層の統制が図られた。全国各地の青年団では慰問文を満州の将兵に送ったり、義捐金を募集した。日本が国際連盟を脱退した昭和8(1933)年には勤労者少年に対する定時制の教育機関として「青年学校」が発足した。これは従来の実業補習学校と青年訓練所とを統合した学校である。これにより青年教育の軍事化に一層拍車がかかり、各青少年団体の改組・統合が繰り返された。

昭和14(1939)年、大日本連合青年団は連絡提携組織ではなく、全国青年団の指導統制を図るために「大日本青年団」へと名称と組織を変更した¹⁶。一方、大正11(1922)年に設立された少年団日本連盟も昭和10(1935)年に「大日本少年団連盟」に改称されたが、この時までには少年団日本連盟を脱退していた少年団も、新たに「帝国少年団協会」を結成した。すなわち、昭和15(1940)年の時点で大日本青年団・大日本少年団連盟・帝国少年団協会に加えて、昭和2(1927)

¹³ 長野県下伊那郡青年団史編纂委員会『下伊那青年運動史』国土社、1960、pp. 95-96、参照。

¹⁴ 同前、p. 95、参照。

¹⁵ 田中、前掲、pp. 108-109。

¹⁶ 同前、pp. 109-110。

年に結成された「大日本連合女子青年団」を合わせて、合計4つの青少年団体が組織されていたが、これらの4団体は昭和16(1941)年1月16日、まさに太平洋戦争勃発の年に「大日本青少年団体」に統合された。すなわち、〈男子・女子・青年・少年〉の性別・年齢の枠を超えて〈全青少年〉が、国家総動員の戦時体制へと投入されるに至った。そして、昭和20(1945)年5月21日に「戦時教育令」の公布とともに、すべての学生・生徒・青年が文部大臣の統制の下に「学徒隊」の編成が決定され、青少年団が存在する意味がなくなり、大日本青少年団は解散され、地方青年団についても6月末までに解散することとなった。8月には広島と長崎に原爆が投下され、8月15日に日本はポツダム宣言を受諾し連合国に無条件降伏した。この時、日本には青少年団体と呼べる実態はなかったのである¹⁷。

(なお、本章末に付した「表1 青年団関係年表」を参照していただきたいと思う。この年表を俯瞰することで、剣道・武道の歴史が、広く政治や教育などと深く関連しながら推移してきたことを理解していただけたら幸いである。)

¹⁷ 同前、pp.112-116、参照。なお、東京小石川の東京女子高等師範学校(現・お茶の水女子大学)附属小学校に文部省の一部が移転しており、そこが大日本学徒隊の本部となり編成の準備が進められたが、実際に編成された形跡はないという。

表1 青年団関係年表

西暦	元号	一般事項	青年団関係事項	武道関係事項
1883	明治16			体操伝習所、撃剣、柔術の教育上における利害適否の調査
1884	17			体操伝習所、撃剣・柔術を学校体育採用時期尚早と答申
1887	20		徳富蘇峰『国民之友』創刊、「田舎紳士」を提唱	
1894	27	日清戦争勃発	山本權之助、広島県沼隈郡に少年会を組織	
1895	28	日清戦争終結		大日本武徳会設立
1896	29		山本權之助『田舎青年』出版	文部省、学校衛生顧問会に、撃剣・柔術の衛生上の利害について諮問 学校衛生顧問会、撃剣及び柔術を満15歳以上の生徒に課すことを認める 第14回帝国議会貴族院に「撃剣を各学校の正科に加うる件」の請願
1900	33			
1904	37	日露戦争勃発		
1905	38	日露戦争終結	文部省、地方青年団体の指導と設置勸奨に関する通達	第21回帝国議会衆議院に星野仙蔵他8名「体育に関する建議案」を提出、委員会のみ可決(以後、国会議員による建議が続く)
1906	39		修養団設立、内務省・地方長官會議で青年団体の指導を指示。	第22回帝国議会衆議院に「体育に関する建議案」を提出、本会議で一部修正のうえ可決
1908	41		「戊申詔書」発布	第24回帝国議会衆議院に「体育に関する建議書」を三度提出、3月24日可決
1910	43		第1回全国青年大会開催(名古屋)、文部省・優良青年団体を表彰	文部省、全国師範学校校長會議に、撃剣・柔術を必修とするの可否について諮問
1911	44		(大日本体育協会設立)	中学校令施行規則が一部改正され「撃剣及柔術ヲ加フルコトヲ得」と正科採用が認められる
1912	大正1			大日本帝国剣道形制定
1915	4		内務・文部両省、青年団体の指導に関する第1次訓令 内務・文部両次官通牒により、青年団体に關する標準が定められる	
1916	5		中央報徳会青年部を設立、「青年団中央部」と称する	
1918	7		内務・文部両省、青年団体に關する第2次訓令 第1回全国青年団連合大会開催(東京)	学校衛生会、小学校に武道を教材としての適否を検討、条件付で5年生以上に認める
1920	9		内務・文部両省、青年団体に關する第3次訓令	
1921	10		財団法人・日本青年館結成	
1922	11		少年団日本連盟結成、少年団赤十字結成	
1924	13		第1回明治神宮競技大会を開催	
1925	14	文部省、社会教育課設置	大日本連合青年団結成、日本青年館落成	
1926	15		青年訓練所設置 第3回明治神宮体育大会(改称)開催	学校体育教授要目改正、「撃剣及び柔術」から「剣道及び柔道」に名称が変更される
1927	昭和2		大日本連合女子青年団設立	
1929	4	文部省、社会教育局設置	大日本青年団、青年団綱領を制定	

西暦	元号	一般事項	青年団関係事項	武道関係事項
1931	6	満州事変勃発		「文部省訓令」で教育用語として初めて「武道」という用語を使用 「師範学校規定」、「中学校令施行規則」が改正、柔道・剣道が正科必修科目となる
1932	7	上海事件、5・15事件	文部省訓令「児童生徒ニ対スル校外生活指導ニ関する件」公布	
1933	8	国際連盟脱退	時局対策協議会開催、『非常時青年叢書』発行	
1935	10		少年団日本連盟、大日本少年団連盟に改称 少年団日本連盟を脱退少年団が帝国少年団協会結成 青年学校発足	
1936	11	2・26事件		学校体操教授要目を改正公布、男子は体操・教養・遊戯及び競技・剣道・柔道、弓道も可、女子は体操・教養・遊戯及び競技の実施、また弓道、水泳、スキー、スケートの選択も可
				教学刷新評議会で答申に「体育に関する件」が取り上げられ、武道教育の重要性を強調
1937	12	日中戦争勃発	満蒙開拓青少年義勇団結成	第70回帝国議会で、国民体位向上のため、剣道を小学校、青年学校の正科目とする件の建議案が提出
1938	13	厚生省設置 国家総動員法公布		第73回帝国議会衆議院で各派共同提案の「武道振興に関する決議案」を満場一致で可決
1939	14	厚生省武道振興委員会設置 第2次世界大戦勃発	大日本連合青年団、大日本青年団に改称 青年学校が義務制に	「小学校武道指導要目」が制定され、小学校5年以上の男子児童に対し、「武道」が準正科
1940	15	日独伊三国同盟	第10回明治神宮国民体育大会(改称)開催	厚生・文部大臣より武道振興委員会に対し「武道振興、根本方策如何」が諮問される、7月に答申
1941	16	厚生省練武課設置 太平洋戦争勃発	大日本青少年団結成	「国民学校令」公布、体操科は体操科となり、「武道」は体操科の1科目として必修となる 国民体育審議会官製、一部改正、国民体力審議会に武道部会が設置され、「武道総合団体に 関する具体的方策如何」が諮問される、昭和17年2月答申文部省内に大日本学徳体育振興会 設置
1942	17		第13回明治神宮国民体育大会(改称)開催	厚生省体操・練武課合体、練武課となる、同日文部省官制改正体育局に総務・振興・御生・労働の4課をおく(昭和18年行政簡素化に伴い訓練・学徒動員・保健の3課となる)
1943	18	社会教育局、教化局に統合 学徒出陣	第14回明治神宮国民体育大会(最終回)開催	武道総合団体「大日本武徳会」(厚生・文部・陸軍・海軍・内務の5省共管)結成、剣道・柔道・弓道・銃剣道・射撃道の5部会を設ける
1944	19			師範学校体操教科教授要目制定、体操科は体操・教養・武道の3科目 戦時学徒体育訓練実地要綱を発表 武道章検定実施要項及び細則制定
1945	20	5.12 戦時教育令 8.15 ボンタム宣言受諾	5.12 学徒隊編成 6.16 大日本青少年団本部解散	「国民戦時武道基本訓練要目」を発表、種目は銃剣道・射撃道・剣道・柔道の4つ 中学校体操教科教授要目制定、体操科武道の科目は剣道・柔道・銃剣道・薙刀(女子)

※ この年表の青年団関係事項については、田中治彦『ユースワーク・青少年教育の歴史』東洋館出版社、2015、pp.264-275、に掲載されている「ユースワーク・青少年教育関係年表」を参考にした。
また、武道関係事項については、湯浅晃作成の年表(月刊『武道』、日本武道館、2016年2月号、pp.40-41、に掲載)を改編した。

Ⅱ．青年団における剣道の実施状況

1．明治期：青少年向け雑誌、青年会雑誌等からみた剣道の実施状況

本章では、明治の中期である明治 20(1887)年前後からの青年団における武術に注目していく。

明治維新後の武術は、警視庁での奨励や、榊原鍵吉の撃剣興行などで命脈をつなぐが、明治 7(1874)年の佐賀の乱、明治 9(1876)年の熊本神風連の乱、秋月の乱・萩の乱等、不平士族の反乱に悩まされた政府、府県は民間道場に対して武術を厳しく取り締まり、弾圧的な態度を示した¹。武術が全国的規模で再興の兆しを見せたのは、明治 28(1895)年に「大日本武徳会²」が創設されたことによる。これには、明治 27～28 年の日清戦争によって国民の間に尚武の気風が高まったことが追い風になったとされている³。この大日本武徳会は、10 年の間に 100 万人を越える会員を獲得したが⁴、このように急速に地盤を拡大することができたのは、一般民衆への剣道(撃剣)の拡大という観点なしでは説明できない。この点については湯浅も指摘するところである⁵。そして、この剣道(撃剣)の裾野の拡大の大きな一因となったものとして考えられるのが、本章で述べる明治 20(1887)年前後から誕生し始めた自発的な青年団での剣道(撃剣)である。つまり、一般に武道は明治 15(1882)年以降に徐々に復活していったとされるが、明治 20(1887)年前後に誕生した青年団では何らかの目的で剣道(撃剣)が積極的に奨励された。その後、大日本武徳会創設などにより、広く武道が再興していった背景には、青年団における剣道(撃剣)の受容が影響を及ぼしているのではないだろうか。

そこで本章では、これまで剣道史全体を見てもほとんど研究されてこなかった明治 20(1887)年前後から、日露戦争後に国家が統制する青年団(官製青年団)となるまでの青年団における武術の受容の目的について検討していく。

このころの青年達は雑誌の発行を主とした言論活動に情熱を燃やしていた。当時の青年向けに発行された著作・雑誌からは、青年達が武術をどのようにとらえていたのか窺い知ることができる。本章では当時の著作、雑誌を中心に青年団における武術の受容について検討する。また本章では、資料編掲載の資料Ⅱ-1-①～資料Ⅱ-1-⑮を基礎資料として論じていくこととする。

¹ 庄子宗光『剣道百年』時事通信社、1966、pp. 5-6、参照。

² 大日本武徳会とは、明治 28(1895)年 4 月に結成された全国的規模の武術(武道)団体である(「大日本武徳会の成立過程と構造：1895 年～1904 年」坂上康博『行政社会論集 第 1 巻第 3・4 号』1988、p. 59)。

³ 庄子宗光、前掲、1966、pp. 35-38、参照。

⁴ 全日本剣道連盟編『剣道の歴史』2003、p. 188、「大日本武徳会会員数と義金額の推移一覧」参照。

⁵ 湯浅晃「自由民権運動と武術についての一考察」『武道学研究』32-(2)、2000、p. 8、参照。



公会演説雄弁討論法：姿勢図解

学校の意味

少年百科全書

農村と娯楽

図1 青年向け著作・雑誌（国立国会図書館デジタルコレクションより）

(1) 健康を目的とした剣道(撃剣)

明治時代は「健康」に類する概念の転換期であり、従来の「養生」に代わって、ドイツ語の“Gesundheitspflege”の訳語として「衛生」が採用された。衛生によって達成が期された人々の心身の状態としての「健康」もまた、近代期以降に急速に人口に膾炙した概念であったとされる⁶。鹿野政直は、明治期における健康が社会のため、文明開化のためという積極的な獲得目標としての健康、つまり「公益」と関連づけられたと論じている⁷。

衛生、健康は当時の青年においても注目の対象となった。健康な身体の獲得は青年にとって急務であり、最も注意しなければならないこととした。そして、それを損なえば虚弱に陥り、社会にとって一つも有益はなく、一人の不幸だけでなく国家の経済にも影響を及ぼすとして、自らの健康が国家の一部であると認識している(資料Ⅱ-1-①、Ⅱ-1-②)。

『新文章』(資料Ⅱ-1-③)では、今の青年に必要なことは身体健康であるとして、文学、政治、商業、農工、何にしても身体が健康でなければその上達はなく、身体健康は盛業の根本であり、身体柔弱は破業の根本であるとしている。つまり、ここでは青年にとって身体健康が大成を成す上でいかに重要であるかを語っている。そして、その健康である者の手本として「天保時代の人士を見よ」として例を挙げ、彼らが70歳になっても元気であるのは、大和魂をもって武を尊び剣を振っていたお陰であると述べられている。前章Ⅰでみたように、「天保の老人」という表現は、徳富蘇峰が使用し始めたものである。天保生まれの福沢諭吉や板垣退助たちを古臭い老人であるといい、明治期に青年となった自分たちの世代を「明治の青年」として新鮮で魅力的な若者であると表現した⁸。しかし、健康の維持、増進については天保の老人を見倣うべきだといっている。

『少年子』(資料Ⅱ-1-④)においても、天保の老人を一概に愚弄するものもいるが、彼らが封建の時代に撃剣、柔術、水練、練兵、相撲、野仕合い、打毬、調馬、弓術、銃術等を鍛錬して

⁶ 瀧澤利行「明治期健康思想と社会・国家意識」（『日本医師学雑誌 第59巻第1号』2013）pp. 35-36、参照。

⁷ 鹿野政直『健康観に見る近代』朝日新聞社、2001、pp. 11-12、参照。

⁸ 色川大吉『明治精神史』筑摩書房、1995、p. 411、参照。

いたお陰で身体が強靱であり、今日の「胃病的」な学生が及ばないところであるとしている。そこで、少年も今より大いに撃剣、遠足、ボート、調馬、体操を試みよと呼びかけている。徳富をはじめ青年たちは、天保の老人を旧弊な士族意識を持った時代遅れのものとして排除しようとした。しかし、身体が強壮であり、長寿であるという側面では天保の老人を認め、武術を他の運動と同様に推奨している。

これらの青年向け雑誌が示すことは、国家を愛する青年たちにとって自らの健康・長寿が、社会に有益をもたらす第一の条件であり、その健康の手本とされているのは思想的非難的となっていた天保の老人であった。そして、さらにその理由が武術を主とする運動であったため、剣道(撃剣)を推奨するにいたるという構図である。

(2) 身体強壯を目的とした剣道(撃剣)

青年向け著作、雑誌のなかで、「文弱」という言葉がしばしば見られる。当時の青年たちが学業一辺倒になっており、身体が貧弱に陥っていると捉えられていたからである。

『知識之友』(資料Ⅱ-1-⑤)では、古来の武術を重んじ、武士でない者も撃剣・乗馬を習って運動をするべきであると述べ、運動を行うことで「衛生」としての効果を求め、身体を強壯にしているとしている。そして、明治維新後に文化は進歩しているが、知育に偏ってしまい、文弱になっていると非難している。このように、青年の文弱の気風を解消するために剣道(撃剣)の身体的効果に期待している。

『穎才新誌』(資料Ⅱ-1-⑥)では、文弱の気風を変えるものが、日本固有である「武」を「活発にする」ことだとしている。そして、剣道(撃剣)を行うことで得られる効果として、「胃袋の消化を助ける」「肺官を広大にする」「手足を強靱にして皮膚を硬くする」「視官の感覚を良くして察力を養生する」ということを挙げている。しかし、剣道(撃剣)を殺伐とした目的で行ってはならないとしている。

『尚志会雑誌』(資料Ⅱ-1-⑦)では、武術は体育法として現今の青年に施すべきものであるとした上で、柔術は屈伸四肢を動かし、首を回して頭を回す効果があり、剣道(撃剣)は腕を太くして、上下に飛ぶ動きがあり、左右に開いて運動の全てに普及するものとして身体的効果を紹介している。そして、武術は精神を勇壮にし、筋骨を強固にするという効力があるため、文弱青年、優柔青年の気風を改善するためにも、青年にとって必要であると述べられている。

また、『健康要訣：育児体育』(資料Ⅱ-1-⑧)の中では、剣道(撃剣)は以前までは士族だけでなく、町人百姓であっても護身のために武術を練磨していたが、廃刀令の布令や警察が個人の生命、安全を保護する役割を担ってくれているので武術の必要が無くなったことから、体育運動の一つとなったとしている。この中では、剣道(撃剣)が身体的に、爪の先から頭の毛にいたるまで機能して、一瞬の油断も許さず、四肢の動作と精神の働きを機敏にする効果があるとして、青年にとって適した運動であると述べられている。さらに、「剣術を使い剣術に使はれる可らず」として、技術におぼれてしまっはいけないことを説示しており、剣道(撃剣)は「術」を磨くよりも身体を鍛錬することを主としなければならないと述べられている。

以上のように、剣道(撃剣)は当時の青年の「文弱」「優柔」の気風を解消するために青年にとって適当であるものとされた。そこでは、殺伐とした目的や、技術修得に偏った目的で行われる

のではなく、「身体を強壮にするための運動」という目的で推奨されたことがわかる。

(3) 娯楽としての剣道(撃剣)

明治・大正期の娯楽としては、講談、寄席、相撲、歌舞伎、落語、芝居、浪花節など様々なものがあつたとされている⁹。木村直恵の研究で明らかになっているように、当時の青年たちは、学業外の「余暇」の娯楽においても、一時代前の自由民権期にみられた「政治講談」や「壮士芝居」のように娯楽を政治的に利用するようなことはせず、非政治的な、いわゆる「無害有益」な活動を目指した¹⁰。

『家庭と学生』(資料Ⅱ-1-⑨)では、学業や職業などの本業以外に、何か娯楽とするものがあるほうが身体上にも、精神上にも有益であるということが述べられている。そして、青年学生の娯楽として望ましいものは運動に関することであるとして、剣道(撃剣)、相撲、柔術、釣り、鳥打ち、乗馬、遠足、旅行、器械体操、テニス、ベースボール、ボート、水泳を挙げている。このように、青年にとって学事外の余暇の過ごし方で推奨されているのは、運動的娯楽であり、剣道(撃剣)も娯楽であると認識している。

『実用衛生自強法』(資料Ⅱ-1-⑩)においても同様に、休暇時には勉強の精神疲労と身体の運動不足を解消するために休養をとり運動を行わなければいけないとして、剣道(撃剣)を含んだ運動を奨励している。

このような娯楽は「神思」(精神)を爽快にする効果が期待され(資料Ⅱ-1-⑪)、『荘内青年会雑誌』(資料Ⅱ-1-⑫)においては、運動を主とする娯楽は、身体よりも精神にとってよいものだとして述べられている。

以上から、青年たちは休日や余暇に「無害有益」な活動を実践するために、精神を爽快にし、身体上にも効果がある運動的娯楽が好ましいとして推奨されたことが分かる。そして、剣道(撃剣)もその一種目として娯楽に含まれていたと言える。

(4) 戦闘精神高揚を目的とした剣道(撃剣)の高まり

明治30年代後半からの青年向けの著作を見ると、武術推奨の目的が変容していることが分かる。明治37(1904)年発刊の『青年討論大会』(資料Ⅱ-1-⑬)では、剣道(撃剣)について青年間で賛成、不賛成を討論した様子が書かれている。130人の採決の結果「可とするもの119人」、「否とするもの11人」となり、賛成派の勝利に終わっている。意見を抜粋すると、賛成派の意見として、「文弱の弊害を除去するのに効果的」「日本固有の元気を回復するには撃剣以外にはない」「イギリスが世界一の富強国なのは軍人力が優勢であるから」「国民の惰楽をなくし、健全な国家を永久に維持するには尚武の気性を養成するべきであり、言い換えると撃剣を奨励するべき」などがある。剣道(撃剣)反対派の意見としては、「撃剣は暴力沙汰を助長する、言いかえれば乱暴者を製造する元素である」「壮士、博打うちが撃剣養護派から出ていることが多い」「撃剣奨励者は国乱を好む者であつて謀反者を奨励するものである」等のように述べられている。剣道(撃剣)に国家への帰属意識の強化と、精神的な元気の養成、軍人力向上の期待が窺える。一方

⁹ 倉田喜弘『明治大正の民衆娯楽』岩波新書、1978、石川弘義『娯楽の戦前史』東書選書、1981、参照。

¹⁰ 木村直恵『〈青年〉の誕生：明治日本における政治的实践の転換』新曜社、1998、pp. 268-269、参照。

で、剣道(撃剣)が実践者を粗暴にするという部分で国家に不利益になるという意見もあった。

明治 40(1907)年発刊の『静観余録』(資料Ⅱ-1-⑭)では、剣道(撃剣)には「礼」の心があり戦争においても人格を保つことができるものとしている。また、青年の気合いの養成につながる剣道(撃剣)を教えることで、「戦争的交遊の優勝者の地位にたつ」というように、実際の戦争ではないが、敵対する相手との人間関係においても、剣道(撃剣)によって培われた気合いが、自分の立場を有利にする場合があるといっている。ここでは、人と人との関係も戦争になぞらえて捉えられるようになっていることがわかる。

その後の大正 2(1913)年発刊の『農村と娯楽』(資料Ⅱ-1-⑮)では、剣道(撃剣)は「武士道的の戯」であるとし、礼式を交わした後で打ち合う所が「義」であり「節」であり「礼」であり、気品が備わり、人格の修養にもなると述べられている。

以上のように、武術、特に剣道(撃剣)の実践目的がそれまでの運動的効果を得るための目的から、戦闘的精神の修養としての目的へ変容していることがわかる。その背景には、明治 28(1895)年の日清戦争、明治 38(1905)年の日露戦争が影響を及ぼしていると思われる。徳富蘇峰も、日清戦争を機に、帝国主義者に転身していったとされている¹¹。当時の青年向け文献からも、明治 30 年代後半ごろから蘇峰の日本膨張論的思想がみてとられ、民衆視線から国家視線へ、「内から外」へと思想が転身していることが分かる。そして、明治 38(1905)年以降の帝国主義的な国家への移行とあいまって、地方改良運動にともなう青年団官製化の過程で、青年団における剣道(撃剣)実践の目的にも変化をもたらしたものと考えられる。

(5) 明治期の青年団と剣道

本章で明らかになったように、明治 20(1887)年前後から明治 30 年代半ば頃までの青年団における剣道(撃剣)実践については、以下の様な目的として奨励されていたことが分かった。

- ① 社会にとっても有益となる個人の健康を維持し、長寿になるための目的
- ② 当時の青年の「文弱」「優柔」の気風を解消して、身体強壮にするための目的
- ③ 休日や余暇に「無害有益」な活動としての運動的娯楽

本章において考察した明治期の青年団においては、青年にとっての剣道(撃剣)の目的はあくまで健康の為の身体的効果を期待したものであり、殺伐とした精神高揚の目的を否んでいた。そこには壮士を連想させるような破壊的行動を嫌い、壮士の行動との差異を示すための反骨精神があったからであると考えられる。青年たちの剣道(撃剣)実践の目的は、剣道(撃剣)を文化的・伝統的にとらえたものではなく、剣道(撃剣)の実践によって獲得することができる身体的効果が「青年」にとって必要であるとの判断からであった。しかし、時代が下り次章で述べる大正期に近づくにつれて、青年団の武術の実践目的は変容をみせはじめ、日露戦争に向かう明治 38(1905)年前後から「戦闘精神・気概の向上」としての剣道(撃剣)の気風が高まりをみせていくということが明らかとなった。

¹¹ 岩井忠熊「明治社会の思想構造」(『近代日本社会思想史Ⅰ』有斐閣、1968)p. 215、参照。

明治 20(1887)年前後から出現し始めた自発的青年団の数は、全国でいくつあったかという研究はなされていないが、木村によると、少なくとも百、数千、あるいはそれ以上の単位があったとされている。そしてそのそれぞれに、少ない時は 10 人にも満たないものから多い時は 1000 人以上集まったとされている¹²。

このころの国家は一般民衆の武術実践には否定的な時期であった。文部省には、地方から武術を正課に採用することについての問い合わせがしばしば寄せられ、明治 16(1883)年 5 月に体操伝習所¹³は「剣術・柔術の教育上の利害」を諮問した。伝習所の回答は、きわめて批判的なものであり、「身体の發育往々平均均一を失わん」や「粗暴の氣風を養う」といった心身の発達から考えて武術は不適當であるとされた¹⁴。冒頭で述べたように、武術は明治 28 年の大日本武徳会の創設によって本格的な再興の動きを見せる。本章で明らかになったように、明治 20 年前後から青年たちは剣道(撃剣)の実践を支持し、推奨していた。このような青年たちの剣道(撃剣)は、伝習所の答申によって武術の正科編入が否定され、その後の武徳会創設、そして明治末年に至る武徳会の急速な発展と武道の正科編入という 20 年の武術再興の期間に、武術の命脈を下から支えていたのではないだろうか。

¹² 木村直恵、前掲、1998、p. 161、参照。

¹³ 日本最初の官設の体育研究・教育機関。明治 11(1878)年 10 月 24 日、文部大輔田中不二麿の要請により米国アマースト大学の医学士リーランド George A. Leland を招き、東京神田一橋に開設、近代的学校体育の導入をはかり、体操教員の養成に着手した(国史大辞典、<http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=30010zz292950>、参照日：2017. 01. 09)。

¹⁴ その後、武術が正課として加えること認められるようになるのは明治 44(1911)のことである(岸野雄三・竹之下休蔵『近代日本学校体育史』日本図書センター、1983、pp. 15-16、参照)。

2. 大正期：全国、各府県統計資料等からみた剣道の実施状況

本章では、主に大正期の青年団に焦点を当て、明治 37(1904)年～明治 38(1905)年の日露戦争後、国家による青年団の官製化が進められていく中での青年団における剣道の普及状況とその実態について明らかにすることを目的とする。

これまでの剣道史上、大正期の青年団の剣道については地域を限定した事例的研究はあったが、全国的な青年団における剣道の普及状況や実態については研究されてこなかった。そのため、地方の青年団において剣道が行われていたという事実は把握されていたが、それが全国的にはどのくらいの規模であったか、どのように実施されていたのかは明らかにされていなかった。

本章ではできるだけ多くの事例から、青年団における全国的な剣道実践の様相について解明したい。そこで、各都道府県の市町村誌や青年団報告書から中間報告書掲載の都道府県別実施状況を作成した。これを基本資料として解明していく。

(1)官製青年団における武道の全国的普及

官製青年団期における青年団武道の全国的な普及状況が窺い知れるものとして、『全国青年団の訓練と体育¹⁵⁾』がある。これは文部省が青年団の訓練と体育の現状を把握し、青年の社会教育上の施策を研究するための参考資料とするために地方長官からの報告に基づいて編纂し、大正 9(1920)年に発行された調査報告書である。中間報告書掲載の**基本データ 2**では、その中の「体育の部」に記載されている運動競技種目の実践団体数を集計した。

18 の道府県では具体的な運動実践団体数についての報告はなく、報告形式も各道府県によって異なるため、数値はあくまで参考程度にとどまるが、集計の結果を実践団体数の多い運動競技種目順に 20 の競技について示したものが**表 1**である。

大正 9(1920)年報告の青年団のうち、全国で最も多くの青年団が実施していた運動競技は剣道であり、2 番目は相撲、続いて各種競争、体操、柔道という順に多く行われていたことが分かる。大正 6(1917)年に文部省が報告した『地方青年団体施設概況¹⁶⁾』によると、全国青年団体数 23,001 団体、団員総数 3,374,938 人であり(ただし 3 年間の内に団体数、団員総数は増加しているものと考えられる)、比較すると特に武道は盛んにおこなわれていたことが分かる。

剣道や相撲が民衆に受け入れられた背景の一つとして、近世からの連続性が挙げられる。明治 34(1901)年発刊の著作『健康要訣：育児体育』のなかには、剣道が明治以前から士分の者だけでなく「町人百性といえどもことごとくこの武術を練磨し居たり¹⁷⁾」とあるように、身分に関わらず剣道は江戸時代から行われていたようである。また、相撲は祭礼の余興や奉納相撲など古くから民衆に親しまれており、道具・場所を要しないことから手軽に実践できるものだったのである。

体操が多くの青年団で行われていたのには、明治になってから体操が〈身体西洋化〉、つまり西洋人と同等の身体発達を目的としてのために学校教育、具体的には体育(当時は「体操」)に導入されたこととの関係があると考えられる。近代体育への体操の導入は、運動が身体壮健の基礎

¹⁵⁾ 文部省普通学務局、1920。

¹⁶⁾ 文部省普通学務局第 3 課『地方青年団体施設概況』、1917。

¹⁷⁾ 西川政憲『健康要訣：育児体育』博文館、1901、pp. 185-187。

表1 『全国青年団の訓練と体育』の中の体育の部に記載
青年団における各種競技等の実践団体数の集計結果

	競技	実践団体数(全国)		競技	実践団体数(全国)
1	撃剣・剣道	3525	11	登山	267
2	相撲・角力	3279	12	朝起會	234
3	各種競争	1979	13	水泳・遊泳	180
4	体操	1597	14	棒押	172
5	柔道	1052	15	マラソン	124
6	遠足	914	16	旅行	107
7	力持	432	17	テニス・庭球	104
8	銃槍	407	18	体操教練	102
9	運動會	393	19	器械体操	89
10	俵運	306	20	教練	58

であるという西欧の合理主義的健康観が優先されていた¹⁸。第I章第3節で述べたように、大正4(1915)年の青年団に対する訓令には、指導者は小学校長、あるいは名望あるものと記されている。青年団においても、身体的な運動を行うにあたり、学校において早くから導入されていた体操を参考にしていただと思われる。

(2)「修養」活動として期待された剣道

「修養」は、明治初期に中村正直¹⁹によって“cultivate”、“cultivation”の訳として採用された言葉である²⁰。大正4(1915)年に発令の訓令「青年団体ノ指導発達ニ関スル件」では、「青年団体ハ青年修養ノ機関タリ其ノ本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル国民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムルニ在リ²¹」とあるように青年団を「修養の機関」と明確に位置づけた。そしてここで示された「修養」とは、青年を「健全」で「善良なる公民」に形成することであった。青年たちの活動は、そのすべてが「修養」に繋がるものでなければならなかった。

当時陸軍軍務局長だった田中義一は、大正4(1915)年の青年団体に対する訓令をはじめ、青年団の組織化に着手した人物である²²が、農村青年を「彼等青年に忠君愛国の精神を注入して、身體を強健にし、剛健にして尚武的の元氣を鼓舞し奮闘的の國民を養成する²³」ために、ドイツの青年

¹⁸ 岸野雄三・竹之下休蔵『近代日本学校体育史』日本図書センター、1983、pp.3-5、参照。

¹⁹ 明治時代の日本の啓蒙思想家であり、文明開化と啓蒙思想の普及に努めた人物である(日本国語大辞典、<http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=2002031e565fpuQ453U6>、参照、参照日：2017年1月18日)。

²⁰ 田嶋一『〈少年〉と〈青年〉の近代日本』東京大学出版会、2016、p.173、参照。

²¹ 内務省・文部省訓令「青年団体ノ指導発達ニ関スル件」1915年発令(文部省社会教育局編『男女青少年団体ニ関スル訓令・通牒』1935、pp.2-3)。

²² 田中は、大正2(1913)年に渡欧して各国の在郷軍人会と青年団体を視察しており、欧州の青年団体を模範とした青年団の組織化に着手している(平山和彦『青年集団史研究序説 下巻』新泉社、1978、pp.23-24、参照)。

²³ 田中義一『帝国の使命と青年の覚悟』誠文堂書店、1918、p.32。

団体²⁴にならって「体育」を重要視した。そして、「体育」は「修養」の方法として青年にとって非常に重要であり、「相撲なり、撃剣なり、山野の跋涉なり、盛んに行らせるのである²⁵」という方法を挙げている。つまり、剣道を行うことが「修養」に繋がるという見解を示している。

各道府県は大正 4(1915)年のこの訓令に従い、揃って「修養的」な活動を青年たちに求めた。そして、その一事業として武道、剣道が実施されるようになる。表 2 はその例である(表中引用文の下線は引用者)。

表 2 各道府県における修養を目的とした武道推奨例(下線-引用者)

	推奨事業の内、武道を 抜粋	道府県の事業目的	資料
新潟県	武術の練習及各種の運動遊戯	青年団体の為すべき事業は別に訓令に示せるが如く其の趣旨全く <u>修養に資せしむる所以に外ならざるを以て其の事業の何たるを問はず</u> 最も共同一致の精神を表現するに努め苟も事業の為に如き弊に陥らざるを要す	文部省普通学務局第三課『地方青年団体概況』 大正 6(1917)年、44-45 頁。
三重県	武術修練其の他の體育方法を奨励し以て身心を鍛錬し質實剛健の氣風を養成すること	<u>修養機関たるの目的を達し教育補習の実効</u> を挙ぐるを期し事業の経営は専ら此の目的の範囲内に於てせしむること	文部省普通学務局第三課『地方青年団体概況』 大正 6(1917)年、60 頁。
山梨県	撃剣、柔道、其の他の運動競技を為すこと	青年団体は事業其の物を目的とするにあらずして <u>修養の手段方法たらしむるもの</u> なれば其の選択に就いても最も注意して適當なるものを精選し序を追ひ漸を重ねて之を実施する方法を採らざるべからず	文部省普通学務局第三課『地方青年団体概況』 大正 6(1917)年、64-65 頁。
島根県	角力、武術及體操をなさしむること	<u>修養事項の選択に就きては地方の實際に適合しむるを期すること</u> 特に必要なり市と島郡と更に市街地と農村とに於て各種類を異にする等適宜斟酌を加ふべきは勿論なりとす	文部省普通学務局第三課『地方青年団体概況』 大正 6(1917)年、162-164 頁。
宮崎県	武術会	本会は会員をして相互に <u>修養を積み体力を増し健全なる国民善良なる公民たるの素養</u> を得しむることを以て目的とす	文部省普通学務局第三課『地方青年団体概況』 大正 6(1917)年、330 頁。

²⁴ 19 世紀の前半、ドイツでは「トゥルネン」と呼ばれる、活動組織をもった国民体育が形成された。田中は欧州の視察の際、特にこのドイツのトゥルネンに感銘を受け、日本の青年団の参考にしたことから、青年団に於いて運動競技が推奨されていたと思われる(中村敏雄『スポーツナショナリズム』大修館書店、1978、pp. 88-93、参照)。

²⁵ 田中義一、前掲、1918、p. 36。

このような「修養的」な事業の選択は道府県、郡、町、村に任されており、政府は明確な指示はしていない。そのような中、武道は絶大な人気を博して青年団で行われていたわけであるが、中間報告書掲載の都道府県別実施状況の「目的」にまとめている青年団での武道の目的を以下に列挙する。

身体の鍛錬・矯風・武士道的精神の養成・剛健の気性を養う・娯楽・遊戯・一日の癒し・精神の修養・体力の増進・尚武の気性を養う・身心を鍛錬する・規律を重んじる・礼儀を習う・廉恥を尊ぶことに努める・体育奨励・体育を錬磨する・心身を鍛錬し、士気を養成する・元氣、体力の増進・向学心を高める・志気の向上・惰気をなくす・進取の向上 等々。

これらの武道実践の目的は、表向きには青年たちが「健全」で「善良なる公民」に形成するための事業に相応しいものとして数多くの青年団で掲げられた。また「注意すべきは各地特有の娯楽を成るべく寛大に認容して之を改善利用するにあり²⁶⁾」とあるように、たとえ娯楽であったとしても青年の資質の改善に積極的に活用することが推奨された。

(3) 武士道的精神の養成

中間報告書掲載の都道府県別実施状況の「目的」にあるような、「武士道的精神の養成」や「士気を養成する」「剛健の気性を養う」といった武道の目的は、他の運動競技等よりも武道に顕著に見受けられる。

当時の著作『農村と娯楽』では、「撃剣は武士道的の戯である…中略…義且つ節且つ礼である。文章でいえば漢文である²⁷⁾」と述べている。また、『安城町青年団史』では「剣道は昔から我国特有の精神と体力とを増進して来た武道である事は申すまでもない²⁸⁾」というように武道、剣道に日本固有のアイデンティティを求めている。こういった「尚武の気風」が、さらに高まりを見せるのは日露戦争後であり、青年団が官製化されるに従って、自然と青年団のなかで武道の錬磨が奨励されるようになったとされており²⁹⁾、戦争という対外的な目標を意識していたことは言うまでもない。このような、青年に戦時体制下の日本国民として自覚することを強く説いた言説は、以下に示すような当時の青年団指導者向けの書物にも散見される。

²⁶⁾ 文部省普通学務局第3課『地方青年団体施設概況』、1917、p. 66。

²⁷⁾ 天野藤男『農村と娯楽』、1913、p. 198。

²⁸⁾ 安城町青年団編『安城町青年団史』安城町役場、1930、p. 328。

²⁹⁾ 同前、p. 328。

古来我國民は武士道なる一個の魂によつて統一せられ、世界無比なる国体を擁護する愛國心と相まつて日本魂は生じたのである。此の誇るべき我国特有の日本魂は、太平無事の時にあつては、道德觀念の標準となり、国家有事の時には一団となつて外に爆発せなければ止まないものである。(中略) 切に青年団に希望するところがある。

大和魂の修養とは「誠心を以て奉公の誠を尽にあり」と確信するものなり。吾人の精神は誠ならざるべからず。吾人の身体は剛健なる発動機なるを要す³⁰。(下線-引用者)

以上のような言説からは、日本古来の民族の独自性を「武士道」「日本魂」「大和魂」などの精神にありとしていることが窺える。そして「剛健」な身体や気質を身に付けることがその精神の基礎になり、対外的な戦闘精神を養うことに直結するという思想が垣間見える。大正 4(1915)年の訓令は陸軍大臣の署名を削除して発表され、政府は名目上青年団をあくまで軍人養成の機関ではないという見解を示している。また、田中も軍人的活動は徴兵適齢後の在郷軍人会にゆだねるべきことを示唆している³¹。しかし、青年団が「武士道的精神」を養成し、戦争を意識した指導に努めていたということは銃剣術や銃槍が青年団で行われていたことから容易に知ることができる。

(4) 民衆の娯楽として普及した武道

① 静岡県における青年団員一斉調査からみる娯楽としての武道

本章でここまで考察した大正期の青年団における武道の目的は、政府の施策として、または各町村が期待する青年像の確立をめざすものであり、いわば指導的立場からの目線である。しかし、このころの青年たちのうち「善良なる公民」や「武士道的精神の養成」をめざして剣道の練習に励んでいた者は、実際はどのくらいいたであろうか。大多数の青年たちは各々に剣道に価値を見出して実践していたのではないだろうか。

ここでは、静岡県内務部が行った青年団に関する調査報告書³²をみてみる。

静岡県内務部は、大正 13(1924)年に青年の教育程度、思考傾向、趣味などの実態を知ることが目的として、大規模なアンケート調査を行った。この調査では県下 4 市 13 郡の 25 歳以下の青年団員に調査票を配布し、本人の自署を求めた。大正 12 年度末の正団員総数は約 6 万 7 千名であり、回答率は約 7 割であったという。調査票には学歴・職業・家族構成などに加えて 16 の質問項目が設けられた。青年団員はこの調査票に回答を記入、厳封の上青年団長に提出し、団長はこれを郡市役所に送付するという手続きを経て回収された。調査票は図 2 である。

調査項目の中では、趣味娯楽に関する調査を行っている。当時、静岡県内務部が「現代に於いて代表的と思はれる趣味娯楽の種類³³」として選出した 30 種類を並べて、「好きなものに○をつけてください」との問いをしている。その回答結果を降順で示したものが表 3、図 3 である。

³⁰ 柳生村青年団『創設十周年』大和魂の修養、1918、pp. 109-110。

³¹ 日本青年館『大日本青年団史』不二出版、1989、pp. 113-120、参照。

³² 静岡県内務部社会課『静岡県下青年団員に関する諸調査』、1925。

³³ 同前、p. 16。

静岡縣下青年團員一齊調査票									
字		市 町 村		學 歴		明治 年 月 日 生		自家の職業	
父あり 母あり		父なし 母なし		小學校 高等小學校 補習學校 中等學校以上		壯丁検査の成績		自分の職業	
何番目の男か		男		妻あり なし		子供の数		將來やりたいと思ふ職業	
一 今何か病氣に罹つてゐますか 二 一番忙がしい月はいつですか 三 一番ひまな月はいつですか 四 忙がしい時には一日に何時間働きますか 五 副業には何をしてゐますか 六 働いた後で一番楽しい事は何ですか 七 次の内で好きなものへ○をつけて下さい 運動競技 柔道 擊劍 角力 水泳 登山 野球 庭球 撞球 大弓 狩獵 魚釣 讀書 和歌 俳句 カルタ 寫眞 園芸 將棋 活動寫眞 芝居 ヴァイオリン ハモニカ 尺八 横笛 詩吟 琵琶 浪花節 八木節 安來節 八 煙草はのめますか 九 あなたは宗教を信じてゐますか 十 何歳の時と云ふ動機で信仰し始めましたか 十一 あなたは誰のやうになりたいと思ひますか 十二 何をこれから學びたいと思ひますか 十三 この頃愛讀した本は何ですか 十四 雜誌は何を讀んでゐますか 十五 新聞は何を讀んでゐますか 十六 あなたの今苦しみ惱んでゐる事柄をお書き下さい 十七 この外に何か下したいことをお書き下さい									

図2 静岡県下青年団員調査票

静岡県立中央図書館所蔵より

内務部によると、回答では団員によって多い者であればほとんど全部の種類に印をし、平均として6、7種類を選択していたようである。また、年齢や境遇によって選択する種類は異なり、海辺や川辺の者は魚釣り、水泳を好み、都会の者は野球や庭球を好んでいたとしている³⁴。内務部が代表的な趣味娯楽として掲げた30種類に相撲、剣道、柔道、大弓といった武道が含まれていることから、内務部は青年団員が一般的にこれらの武道を趣味娯楽の目的で行っていたと認識していたようである。

この調査結果では、武道は相撲11,579人、剣道10,982人、柔道6,629人、大弓2,491人が選択している。体を動かすものから、読書、琵琶、釣りなど多様な趣味娯楽があるが、相撲や剣道はその中でも上位の位置を占めている。青年団員は「好きなもの」は何かという問いに対して上記の武道を選択しており、この結果から、青年たちは剣道に対して好意をもち、青年たちによる剣道が主体的なものであったことが窺える。

³⁴ 同前、pp. 16-17、参照。

表3 静岡県下青年団員趣味娯楽に関する調査結果

種類	回答数(人)	種類	回答数(人)
1 活動写真(映画)	23,306	16 写真	7,154
2 読書	22,460	17 カルタ	7,147
3 水泳	17,164	18 俳句	7,095
4 魚釣	16,872	19 将棋	6,689
5 芝居	15,919	20 <u>柔道</u>	6,629
6 登山	14,785	21 狩猟	6,180
7 運動競技	14,761	22 野球	5,983
8 <u>相撲</u>	11,579	23 和歌	5,798
9 ハモニカ	11,070	24 八木節	5,741
10 <u>剣道</u>	10,982	25 横笛	5,566
11 安来節	10,683	26 尺八	4,856
12 浪花節	10,466	27 囲碁	4,603
13 琵琶	9,783	28 詩吟	4,585
14 庭球	8,778	29 <u>大弓</u>	2,491
15 バイオリン	7,306	30 撞球(ビリヤード)	2,371

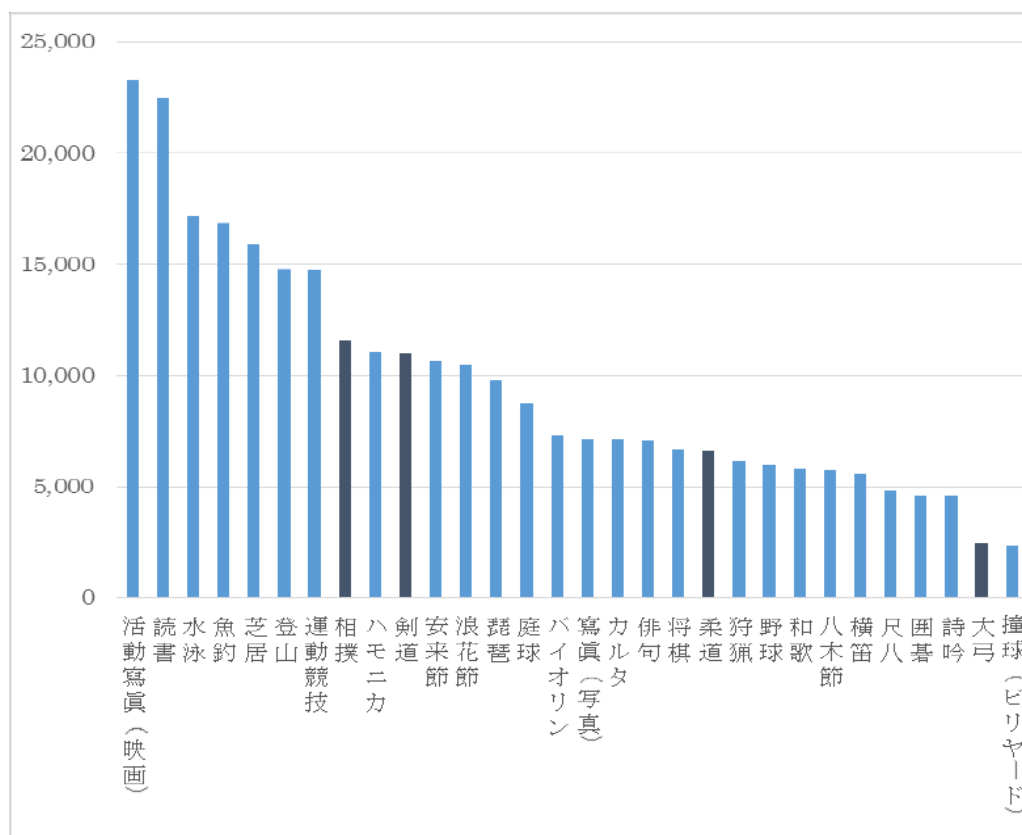


図3 静岡県下青年団員趣味娯楽に関する調査結果

吉本陽亮「近代日本における民衆武道についての一考察—青年団における武道実践の萌芽とその変容—天理大学大学院体育学研究科提出修士論文、2017、p. 63 より

② 競技的な娯楽

大正期の青年たちの剣道実践の様子をみるために、ここでは、以下の3つの青年団での回顧談から考察する。

十津川村青年団(奈良県)では、大正3(1914)年頃、青年たちは学校や庭先に集合して剣道(撃剣)や銃剣術の稽古を行っていたようである。稽古着や袴もなく、指導者は「上手な青年団員」であったが「我流」であったと記載されていることから、青年たちの剣道の実践方法が自由であったことを物語っている。また、「あの人がよう打つとか、打たんとか笑い話が見ものであった」というように剣道に競技的な楽しさを感じていたことが窺える³⁵(資料Ⅱ-2-①)。

田原村青年団(奈良県)や北埼玉郡星宮村青年団(埼玉県)の回顧談(資料Ⅱ-2-②・③)からは、試合や大会における勝利が青年達の努力目標になっていたと言説がみられる。田原村青年団(奈良県)の回顧談では、各村の剣道大会に出場してまわり、「文武修養大会」の団体戦では、仲間で励ましあって優勝したということを意気揚々と語っている³⁶。

北埼玉郡星宮村青年団(埼玉県)の回顧談では、運動会において各種競技の合計得点で優勝を競い合い、優勝した村には優勝旗が授与されたとある。村人も応援に駆け付け、運動会は村全体で盛り上がりを見せていた。ここには「村の場合は先ず勝たなければいけない。それが先行した」とあるように、青年たちは村の代表として自らの村を背負い、大会での優勝を目指したのである³⁷。

これらの回顧談からは、青年たちが農作業の合間を縫って剣道の練習に励んだが、剣道を行う青年たちは、競技的な「楽しさ」という娯楽性を剣道に見出していたということが出来る。そして、村の仲間たちと共に大会に出場し、優勝することを夢見て日々の練習に取り組んだということである。青年団の武道の実践方法はさまざまに自由であり、村の青年にとって、武道は気軽に体験することができる身近で楽しい競技であったことが回顧されている。

このように、教条的な目的で強制されるばかりではなく、青年たちが自ら武道に「楽しさ」という価値を見出したという背景がなければ、青年団においてこれ程武道が普及したということは説明できないだろう。このことは、青年団における剣道実践が、武道の専門家が中枢を占める大日本武徳会の考える精神性を重視する立場とは異質な捉え方であったということができよう。

③「観る娯楽」としての武道

青年団における武道の試合は、各青年団が定期的に開催される総会の余興や、主に春と秋に開催された運動会において行われることが多かった。

定期総会について、『全国青年団之娯楽』³⁸では、「総集会等を開催する場合に、余興として種々の娯乐的興行を為すに過ぎない³⁹」種目として剣道、柔道、相撲の武道も挙げており、武道が「娯乐的興行」として行われていたことを述べている。

³⁵ 十津川剣道史編集委員会『十津川剣道史』、1988、pp. 297-298、参照。

³⁶ 田原村青年団『田原村青年団史』、1941、pp. 288-289、参照。

³⁷ 埼玉県剣道連盟『埼玉県剣道連盟五十年史 埼玉の剣道』、2003、pp. 267-268、参照。なお、本文献は、大保木輝雄の執筆文(『埼玉県連合青年団史』)を引用している。

³⁸ 文部省普通学務局『全国青年団之娯楽』、1920。

³⁹ 同前、p. 2。

また、運動会では、他の運動競技との合計得点で優勝青年団を決め、優勝旗が授与された。青年団の大会ではほとんどの場合「優勝旗」が設けられていた。そして、「村人も応援し、老人、子供は座布団持参で見に来た。剣道も室内ではなく、校庭のまん中で行われ」というように武道の試合は人気を集めた。青年団員は村の代表であり、運動会は村を挙げての一大イベントであった。

このような青年団の武道試合は、試合者と一緒になって興奮し、試合を見て楽しむというある種イベント的な試合光景が見られるようになったということである。このように青年団の武道は「観る娯楽」として試合者と観客の一体感の醸成という娯楽性が見いだされていたといえよう。

(5)官製青年団における武道実践の実態

本節では、中間報告書掲載の都道府県別実施状況の「道府県別青年団における武道実践」をもとに青年団における武道の実践方法を概括した。

ア．実施形態

団体によって剣道の実施頻度は異なるが、青年たちの剣道は以下のように行われていた。

- ①休日や夜間を利用して行っている。
- ②夜学会に付属して准科目として行っている。
- ③夏は土用稽古、農閑期には寒稽古などをとくに盛んに行っている。
- ④運動会、青年大会、総会で試合を行っている。
- ⑤祭礼の余興として行っている。

青年たちは農作業や夜学の勉強の合間をぬって、学校施設や境内、警察道場、青年団所有施設を利用して剣道の練習に励んだ。②の様に週に日数や曜日を決めて行われる夜学会の一科目として行う青年団もあった。そして青年たちは運動会などの大会で腕を競い、日頃の成果を試した。以下は『安城町青年団史』の記述であるが、青年大会の開催時の他、郡内の各青年団においても、しばしば剣道試合が行われていたことがわかる。

明治四十二年三月碧海郡青年大会が安城に開催せられた時剣道試合が行はれ…中略…大に優勝せられた此の時分には郡内各青年会も非常に武道気分が旺盛で月夜などには必ず鎮守の森などにて掛声勇ましく練習をなし機会ある度に武道大会が催された⁴⁰。

このように、剣道の試合は大いに盛り上がりを見せていた。武道の試合は、各青年団が定期的で開催される総会の余興としても行われ、⑤のような祭礼の余興では民衆の娯楽として、特に相撲が盛んに行われていた。

⁴⁰ 前掲 28、p. 328。

イ. 指導者

青年団における武道実践の指導者は主に以下のような者であった。

- ① 学校教員
- ② 警察官
- ③ 在郷軍人会の者
- ④ 青年団幹部又は団員
- ⑤ その他武道の経験を有する

主として指導を行ったのは学校教員であったとされるが、青年たちにとって剣道の指導者は多様であり、地域ごとに教授できる者に任せるという形であった。『全国青年団の訓練と体育』には以下の様に記載されている。

新潟県に於いては剣道師範に対しては一ヶ月十円を給して居る。岐阜県に於いては武術師範に一ヶ月十円を給し、広島、福岡の二県に於いては一ヶ月十円以上二十円以下を給して居る、特に出色とも云ふべきは佐賀県であつて、中等学校武道師範を招する事四人、各人に一ヶ月二四円宛の手當を給しつつあるのは、武道が一般に普及せる状況を推知するに足る事とおもふ⁴¹

これらの県のように武道指導者にのみ、特別給与を与えていることから、武道は他の運動競技に比べて優遇されていたことや、青年たちの武道熱が高まる半面、指導者が不足していたということも示唆される。

ウ. 道具

当時の青年団にとって武道を行うにあたり剣道(撃剣)の道具は貴重なものであった。道具は学校に備え付けの備品を使用したり、青年団の備品として購入することもあった。以下は鍛冶島青年(静岡県)の一文である。

撃剣道具購入ニ当り会員一同吉川長三郎氏山林、曲尾八幡山ノ下刈ヲナシ、得タル賃金モテ東京ヨリ金捨二円五捨銭ニテ道具一組ヲ購求ス⁴²

このように会員の共同作業で得た収益を利用したり、有志の者からの寄付金を募って剣道具を購入したのである。そして道具は基本的に団体が所有したものが多く、青年団は競って撃剣道具を買い求め、練習に励んだ。

⁴¹ 文部省普通学務局『全国青年団の訓練と体育』、1920、pp. 83-84。

⁴² 森町『森町史』、1995、p. 426。

(6) 青年団による武道人口の拡大：大日本武徳会との比較

本節では、本研究で明らかになった青年団における武道が、武道の普及という観点からみて、どれほどだったのか。大日本武徳会と比較して具体的な武道の実践総数から検証する。

まず大日本武徳会の会員数の推移を示したものが表4である。創設当年の明治28(1895)年に1,789人であった会員数は、10年後の明治38(1905)年には100万人を越した。その後も武徳会は会員数を増加し、大正10(1921)年に200万名、さらに日中戦争下の昭和13(1938)年には300万名を越える⁴⁴。

明治20(1887)年前後から明治38(1905)年ごろまでの青年団において武術は推奨されていた。その推奨理由は健康、身体強壮、娯楽といった自己目的なものであり、明治28(1895)年の武徳会設立の趣旨である「武士道と武術教育の伝統を継承し、忠君愛国の士を武術によって養成していこうとする強い願望⁴⁵」とは異なる。しかし武徳会が、設立から10年の間に会員数を100万人に増やし武術の復興を着実に遂行していく時期に、同じく青年団が組織化への過程を歩みはじめるが、めざす目的は違ったとしても同じく武術が推奨されたということは興味深い事実だ。

大正6(1917)年の文部省調査では、全国青年団体数23,001団体、団員総数3,374,938人であった。それより以前の青年団体数調査では、明治29(1896)年には699団体(山本瀧之助の独自調査)⁴⁶、明治43(1910)年には1,178団体であり⁴⁷、日露戦争後に団体数が急激に増加している。また、武道の実施団体数は、大正9(1920)年時点で少なくとも撃剣、剣道は3,525、相撲・角力は3,279、柔道は1,052の青年団で行われていた。先に述べたように、武徳会の会員数が200万名を越えたのは、この調査の翌年の大正10(1921)年であった。では、武徳会の会員数の増加と、青年団の拡充や青年団員の武道実践者の増加との間にはどのような関係があったのであろうか。

武徳会はその組織を全国的に拡大させるために、警察組織など内務省の地方組織を活用し、財団法人形式の入会金の募金システムで会員数を拡大していったとされる⁴⁸。そのため、会を存続していくためには多数の新入会員の確保が必要不可欠であり、武徳会は会員の募集活動に大変力を注いだ⁴⁹。坂上によると、明治30(1897)年の第3回武徳祭・演武大会について、武術家を2人以上招待する県はそのうち1名を青年武術家より招待することが令旨によって決定されたという。

表4 大日本武徳会の会員数の推移⁴³

年.月.日	会員数(人)
明治28.7.3	1,789
明治28.10	34,470
明治29.10	72,550
明治30.7.1	90,237
明治30.12.1	118,736
明治32.5	213,448
明治33.5	310,438
明治34.5	406,577
明治35.4.20	548,130
明治35.12.31	618,861
明治36.5	666,717
明治37.4.15	823,873
明治37.10.28	947,370
明治38.11.1	1,049,317
明治39.5.1	1,112,414
明治40.6.1	1,286,044
明治41.4.1	1,400,180
明治42.4.1	1,518,577

⁴³ 全日本剣道連盟編『剣道の歴史』、2003、p. 188、「大日本武徳会会員数と義金額の推移一覧」参照。

⁴⁴ 坂上康博「大日本武徳会の成立過程と構造」、『行政社会論集』第1巻・第3・4号、福島大学行政社会学会、1989、p. 59、参照。

⁴⁵ 同前、p. 65。

⁴⁶ 鹿野政直『資本主義形成期の秩序意識』筑摩書房、1969、p. 446、参照。

⁴⁷ 田中治彦「青少年の社会教育史」、<http://www.rikkyo.ne.jp/~htanaka/98/Seinenshi.html#二>、明治の青年たち、参照日：2017年1月20日(『学校外教育論』第4章、学陽書房、1988)参照。

⁴⁸ 全日本剣道連盟編、前掲、2003、p. 187、参照。

⁴⁹ 坂上、前掲、pp. 64-72、参照。

また明治 32(1899)年からは武徳祭の青年演武大会が始まり、青年層への武道の普及・拡大に力を注いだ⁵⁰。

以上のことをまとめると、青年団における武道人口は、武道の統括団体である大日本武徳会の会員の中で相当数を占めていたものと思われる。また、総括的に見れば青年団と武徳会とでは武道の目的意識は異なっていたが、武徳会の会員数の急激な拡大の背景には、ある程度の普及をみていた青年団の武道に注目し、全国各地の名もなき武道実践者を積極的に武徳会に取り込んで、武道人口の拡大と武道の全国的普及を目論んでいたということができよう。

今回の調査では、武徳会が青年団に対して積極的に会員獲得のはたらきをしたことを実証するものを発見することはできなかった。しかし、明治から大正にかけて三重県亀山の心形刀流剣術の「亀山演武場」で剣術師範を務めていた加藤五百記(正斎)は、青年団員に剣道を教え、地方青年会総会等の際に、団員への運営補助の依頼を受けるなど、青年団の指導的立場であったことを窺わせる文書が残されている⁵¹。この他にも、青年団において警察官や在郷軍人が武道の指導にあたっていたという記述は、市町村史等に散見される(警察官・在郷軍人の武道熟練者は、積極的に武徳会会員となったことは周知のことである)。

(7)大正期の青年団と剣道

本章で明らかになったように、大正期における青年団の剣道は、多様な実施方法で、各種の身体競技の中でも特に盛んに行われていた。そして、その実践目的は指導者的な立場からは、健全で善良な公民に導くための「修養」の一事業として期待され、剣道を通じて日本固有の「武士道的精神」を養うことが求められていた。そこには、対外的な戦争をも意識されていた。

しかし、当の青年たちは教条的な目的で強制されるばかりではなく、自ら主体的に剣道に「楽しさ」という価値を見出していた。また、青年団の剣道は「観客」の存在という点で興味を引きつけるものであり、娯楽性が見いだされ試合者と観客が一体化した。すでに述べたように、大正 9(1920)年時点で少なくとも撃剣、剣道は 3,525 団体、相撲、角力は 3,279 団体、柔道は 1,052 団体で行われており、これほど武道が全国的に普及したのは、青年たちの武道に鍛練的、修養的な価値だけではなく娯楽的な価値を見出していたからであり、独自の「民衆武道」ともいえるべき文化を創りあげていたといえよう。

また、本章では武道人口の拡大と武道の全国的普及を目論んでいた大日本武徳会にとって、同時期に急速な普及をみせる青年団の武道を無視できなかったことも示唆された。総括的にみれば、青年団と武徳会とでは武道の目的意識は異なっていたが、武徳会の会員数の急激な拡大の背景には、全国各地の名もなき武道実践者を積極的に武徳会に取り込み、武徳会の会員の中でも一定の割合で相当数の人口を占めていたものと思われる。

⁵⁰ 坂上、前掲、pp. 77-81、参照。

⁵¹ 本文に記載した依頼状ほか、加藤家に保存されていた文書類は現在、亀山市歴史資料博物館に保存されている。そしてそれらは保存資料として公開されている(亀山市歴史資料博物館寄託、個人所蔵文書、目録 10、http://kameyamarekihaku.jp/sisi/siryoul/kitaku_kai/iokil0.html、目録 11、http://kameyamarekihaku.jp/sisi/siryoul/kitaku_kai/iokil1.html、参照日：2017 年 1 月 20 日)。

3. 大正期末～昭和戦前期：全国の青年団史、各府県市町村史等からみた青年団剣道の実施状況（事例紹介）

(1) 埼玉県

『埼玉県剣道連盟五十年史 埼玉の剣道』⁵²（以下、『埼玉の剣道』と略す）の青年団剣道に関する記載の概略は、次の通りである。

体育に関する全国組織である日本体育会(明治 24・1891 年設立)の埼玉支部会(高野佐三郎)が明治 33(1900)年に設置され、岩槻支部(石塚道教)、江面支部(宮内純)、越生支部(比留間良八)に撃剣場がつくられた。埼玉の剣道界に最も大きな影響を与えたのは明治 28(1895)年に設立された大日本武徳会であり、同 44(1911)年に埼玉武徳殿が浦和に竣工し名実ともに埼玉の武道の中心となった。

しかし、これらの道場や武徳会の他に剣道を根底から支えていたのが青年団であったという。すでに第Ⅰ部で述べたように、青年団は各地域の年中行事や冠婚葬祭、共同作業などに重要な役割を果たしていた若衆組・若者組などの集団(プレ青年団)の延長上に組織されたものであり、もともと自由な雰囲気での自主的な集団であり、身近に指導者を得て様々な学習会を組織していた。明治 44 年の時点で、埼玉県では 557 団体、会員約 4 万 7 千人にも達していたという。

各青年団の事業内容を大別すると、補習教育、訓練事業、体育活動、娯楽事業の 4 つであった。とくに体育活動の内容は各団によって定められていたが、陸上競技、武道はほとんどの青年団が実施していた。大正 14(1925)年、埼玉県連合青年団が結成され大日本連合青年団に加盟したが、その翌年に開催された第 3 回明治神宮競技大会の剣道の部に出場した北村博学が青年団の部で見事に優勝を果たした。県内ではじめて日本一になったことは青年団の撃剣活動を大いに盛り上げた。

この『埼玉の剣道』の中には、全国の模範青年団であった北埼玉郡星宮村青年団の新井登美男団長の手記(資料Ⅱ-2-③)が掲載されているが、昭和 7(1932)年から昭和 12(1937)年頃の青年活動の様子や剣道のことが生々しく綴られている。この星宮村青年団における剣道実施の状況については、本報告書・第Ⅱ部でもすでに言及している。

昭和 7 年～昭和 12 年といえは青年団の官製化が進み、満州事変の後、青少年団体の統合が進められ青年組織が戦時体制に対応するべく国家による統制が急激に厳しくなった時期である。しかし、新井登美男の手記からは、地域の青年団や団員達にこの時代の重圧を感じることはできない。

星宮村青年団の事務所は近くの小学校の中にあり、一日の労働が終わるとこの事務所に集まり、青年団の活動などについて夜遅くまで話し合っていたという。この青年団は連合青年団本部と同じく「教養部、産業部、文芸部、体育部、青年学校部」の各部によって構成されていたが、その具体的活動は「支部の状況に則した、自発的な活動がとり入れられたものであって、決して本団の行事表にもとずく、おしつけではなかった」と語っている。

この星宮村では「先輩達がつくった、練武会と称する会があって、特に剣道は盛んで」あり、

⁵² 埼玉県剣道連盟『埼玉県剣道連盟五十年史 埼玉の剣道』、2003、pp. 266-267、

隣接する忍町行田で行われる東照宮の祭礼に武道大会もあってか、村には何人もの有段者がいた。このような環境のもと、青年団の「体育部の中にも剣道の部ができ有段者も出るようになり、この練習にも力を入れた」という。また、寒稽古や土用稽古も行われ、「練習が始まると、お面、お胴、お小手と、その掛声も夜遅くまでつづいた」が、「有段者も増して、各地で開かれる対抗試合にも幾度か優勝した」といある。陸上競技、剣道、柔道、相撲など、青年団大会に出場する選手は、農繁期が終わる7月頃から休日以外は夜間に練習会が行われ、青年団の場合は対抗競技があり、「支部の競技から郡連合青年団の競技会、郡が終われば、県大会（郡市対抗）」があるので、「選手は、休むことなく練習に励んだ」とある。

この新井登美男の手記から、青年団員たちは日々の労働の後や、農閑期において、単なる娯楽として剣道を楽しむという事だけではないが、大会に出場し対抗戦での勝利のために、いいかえれば剣道の技術の向上のために剣道を訓練するのであって、自己の精神修養や、「国民や国家のために」という自己犠牲を強いて稽古に取り組む姿は浮かんでこない。あくまでも「勝つことを楽しむために練習する」という、若者・青年らしく真摯な態度が読み取れるのである。

(2) 静岡県

① 静岡県における青年団の形成過程と活動の背景

現在の静岡県は、旧国名でいうところの伊豆、駿河、遠江にあたる地域である。これらの地域でも、「若衆組」「若者連（若連）」「若者契約」や「若勢」などと呼ばれる小規模な年齢集団（一般には15歳前後から30歳前後まで）が早くから各地に成立していたことが知られているが、静岡県の近代における青年集団の発展過程には、他の地域とは異なるいくつかの事情や背景があると思われる。

ア. 伊豆地方における青年集団の民俗学的特徴

まず、伊豆地方における青年集団に関係する史料についてであるが、かなり多くの村に幕藩体制時代の支配方針をそのまま成文化したような若者条目が残されている。古いところでは、西伊豆の安良里の「若者中仲間掟書」宝暦10（1760）年や宇久須の「自身番組仕置改帳」寛政9（1797）年など、近世の青年集団の組織的活動の実態を窺うことができる史料が残されている。伊豆半島の河津町域においても村や集落単位で形成されていた社会教育の一貫ともいえるべき若者組の発達が見られ、寛政10（1798）年の見高村入谷、文化10年（1813）の見高村浜、同13年の田中村、弘化2（1845）年の谷津村などの掟書の存在が知られている。また日常的な行動規範の口伝えも多数存在していたことが知られている。近年まで若者組の流れを汲む青年集団が活発に活動していたことから、民俗学的な関心も手伝って、伊豆半島は日本における典型的な年齢階梯制が存在した地方ということで、専門家の間では常識となっている。その他、土肥の大藪若衆組、仁科浜の共導社、子浦の明倫社・博愛社など、沿岸部では漁業者の養成の場・村社会の教育の場として発達してきた年齢集団も知られているところであるが、今回の調査の限りにおいては、青年集団の活動状況からは、撃剣、剣術、武芸に関する記述は非常に少なかった⁵³。祭礼の余興や伝統的に継承してきた郷土の行事などの活動において、角力、力角べ、相撲興行、賭け事の射的、弓遊びなどの遊芸・娯楽としての活動は複数見られる。

イ. 静岡県における夜学と報徳社と青年会の活動

次に静岡における「夜学（夜学校・夜学会）」の成立についてである。「夜学」は、近世から続く農村部の青年集団（明治期は主に青年会）の活動を土台として自発的活動の中で生まれ形成されていったものである。明治初期・前期の段階では公教育制度は整備途上であり、学制によって初等教育が義務教育（当初は4年、後に6年）となった後も、このような教育機会の不備と不足を補う形で役割を果たしてきたのが「夜学」である。家業をはじめとする生産労働への従事、親の教育への理解の低さ、困窮など様々な理由で学習機会を逸していた者も多くいた。よって「夜

⁵³ これらの研究の成果は、昭和29年の文化財保護委員会告示第59号により記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料として「伊豆の若者組」が取り上げられたことがその背景にある。
文化財保護委員会『伊豆の若者組の習俗』（『民俗資料叢書16』平凡社、1972）。
NPO法人伊豆学研究会、伊豆大事典刊行委員会『伊豆大事典』羽衣出版、2010。
鈴木二郎編『都市と村落の社会学的研究』世界書院、1956。
佐藤守『近代日本青年集団史研究』御茶の水書房、1970。

学」は初等教育の不備を補うだけでなく、さらなる実業成果の向上をその主な目的とすることとなり、特に、生産労働に就く必要のあった多くの青年にとっては、昼間の労働時間を避け、生産活動を阻害しない学習形態を持つ夜学（会）は、部落や村の中心的な労働力であった青年にとって重要な学習機会となっていたようである。この夜学の嚆矢とされるのが、明治2年（1869）に静岡県中部の庵原郡杉山村（現静岡市清水区杉山）で開かれた「杉山村の夜学」である。「杉山村の夜学」は、村が困窮する中、徳川家達の静岡移封に伴って移住してきた旧幕臣の士族2家が、無聊のあまりかねてより嗜んだ琴三味線に合わせて日々歌い舞う姿に興味関心を抱いた村の青年たちが次第に感化されていくありさまに、「貧乏と怠惰と遊樂とは、相連鎖して社会の衰頹を招来し、窮乏なる社会は滔々として之に向て墮落して、遂に救ふべからざるに至るものである」と憂慮した父祖代々村の名主を務めた片平信明が、自宅前の長屋の2階を開放して、自ら習字、算術、読書を教えたのが始まりとされている。片平の意図したことは、疲弊していた地域を新しい産業で立て直し、次世代を担う青年たちの精神的退廃を解消して、有為の青年を育成することであった⁵⁴。

二宮尊徳の報徳精神によって村の積極的更生を図ろうとした片平は、明治9（1876）年に村内の同志43名とともに「杉山報徳社」を結成し、さらに青年の教化を目的として開いていた「夜学校」を改め「杉山青年報徳学社（勝海舟揮毫の扁額は「杉山青年報徳学舎」）」とし、村の青年に対して、ほとんど義務的な就学を課した。「杉山青年報徳学社」の実績は、明治23（1890）年にたまたま病氣療養のために興津（現静岡市清水区興津）に来ていた、当時、枢密顧問官の井上毅の目に留まることとなった。井上はこの夜学の経営などに強い関心を示し、片平に規程などの提出を求めている。後に井上は日清戦争前夜である明治26（1893）年に伊藤内閣の文部大臣になると、同年6月には「実業教育費国庫補助法」を、同年11月には「実業補習学校規程」および「学童貯金令」を定めた。日清戦争の開戦とほぼ同時の明治27（1894）年8月に「杉山青年報徳学社」は「杉山農業補習学校」という日本で最初の実業補習学校として認可をうけた。この時、井上の下で文部官僚であった岡田良平⁵⁵は、「実業補習教育の制度が完成致しましたについて、杉山の夜学校が、その資料の一つになった事は、申すまでもありません」と述べている⁵⁶。実業教育の振興を図り青年を教化するこれらの動きは、静岡県内に新しい風を吹き込んだだけでなく、全国各地へと波及し、イギリスのロンドンタイムズの記者やインドの大臣なども視察に訪れたという⁵⁷。

農村部の青年の間でも教育の必要性が認識され始めると夜学は青年会の活動と連動して急速に広まっていったようであるが、特に、明治中期以降、日清・日露の戦争が契機となって、夜学を含む青年会の活動が国家的観点から重視されるようになると、民間の自発的な学習活動という色合いは薄まり、政策的に国から後押しされるかたちで、行政による青年集団の組織化や統制が強まり官製化の様相を呈していくのである。明治20年代以降、小学校令（明治19年）や実業補習

⁵⁴ 大日本報徳社『杉山報徳社紀要』大日本報徳社、1934、p. 15。

⁵⁵ 若槻礼次郎内閣時に文部大臣、宇垣陸相とともに、大正15年（1926）に「青年訓練所令」および「同規程」を公布。静岡県掛川市に設立された遠江国報徳社の創始者岡田佐平治の孫であり、2代目岡田良一郎の子である。後に大日本報徳社の2代目社長となる。

⁵⁶ 大日本報徳社、前掲、p. 144。

⁵⁷ 静岡県『静岡県の百年』静岡県、1968、pp. 285-289。

学校規程（明治 26 年）の整備もあって、公教育の整備が進んでいったが、明治 27～28 年（1894～1895）の日清戦争や明治 37～38（1904～1905）年の日露戦争は、軍国意識の高揚を生み出し、明治後期には、青年会に学校教育への協力、夜学を含む青年会活動は社会教育の一手段として実業重視が一層強調されるようになり、軍事力増強のための青少年に対する補習教育の必要性和一体化が進められるようになっていった。明治 35（1902）年には「実業補習学校規程」が改正され、その設立が容易になり、県も各町村の夜学校や夜学会をなるべく実業補習学校の組織とすることを奨励したため、明治 35（1902）年には 15 校・生徒数 750 名であったものが、日露戦争後の明治 40（1907）年には 108 校・生徒数 5,257 名、明治 44（1911）年には 291 校・14,887 名と静岡県内において急速な発展と広がりを見せている⁵⁸。

ウ．田澤義鋪の安倍郡長就任と静岡県の青年団

第 I 章でも若干触れられているが、「青年団の父」と呼ばれ、後に大日本連合青年団結成に尽力し理事長となった田澤義鋪は、全国の青年団運動や青年教育にとって大きな存在であるだけでなく、静岡県の青年団（青年会）活動に大きな影響を与えたとみられる。明治 42 年（1909）に東京帝国大学法科大学を卒業し、高等文官行政科に合格した田澤義鋪は、内務省に入省すると、わずか 1 年と 4 か月の研修を経て、明治 43（1910）年 8 月、25 歳の若さで静岡県安倍郡長に就任した。田澤義鋪は、就任当初から働く青年たちに注目しており、青年の教育は、青年自身の成長のためにも、また近い将来の町村自治体のためにも重要なものであると考えていた。当時の静岡県安倍郡の働く青年たちが教育的に全く見捨てられていることを憂慮した田澤が注力したのが、地域集団としての青年自らの自治生活であり、青年団に自治の精神を吹き込むことであった。自治精神を重視した田澤は、青年団の本質を「自然に発達する団体であり、また自治的団体なること、その修養は一般的なること」とした。そしてこれを実現するために、大正 3（1914）年 3 月、郡内から選ばれた 25 名の青年を安倍郡千代田村の蓮永寺（現静岡市葵区）に集めて 1 週間に及ぶ講習会を行った⁵⁹。田澤自ら講演を行うとともに、寝食をともにするという宿泊訓練であった。これは、青年集団に対する日本最初の宿泊講習会であり、「その方法と内容において、全く独創的なものであり、その後の社会教育に大きな示唆を与え、全国的波動の源泉となったもの」⁶⁰と評されるように田澤の熱意と独創的な内容・方法に、青年たちは心揺さぶられ、その後の青年運動や社会教育に画期的な進展を促す素地を作ったといわれている。

また、このような機会は、たとえ短期間でも一般の青年たちにも作る必要があると考えた田澤は、同年 8 月に三保（静岡県清水区三保）で 2 泊 3 日の天幕講習会も試みている⁶¹。田澤は、大正 4（1915）年には内務省明治神宮造営局総務課長に移動となり、安倍郡長就任期間は 4 年 1 ヶ月で終わってしまったが、これらの青年講習会に端を発した新しい青年団活動は、大正 8（1919）年 10 月に行われた安倍郡有度村青年団員 50 人による明治神宮造営工事の労力奉仕の契機となり、やがて全国青年団員の参加を呼び起こし、大正 13（1924）年の大日本連合青年団設立へと発

⁵⁸ 新静岡風土記刊行会編『新静岡風土記』創土社、1981、476p。

⁵⁹ 同前。

⁶⁰ 下村湖人『この人を見よ：田澤義鋪の生涯』田澤義鋪顕彰会、1966。

⁶¹ 新静岡風土記刊行会編、前掲。

展していく⁶²。田澤が安倍郡長に就任した当時（明治末期）、静岡県内では400近くもの青年会が結成され、夜学校、実業補習学校などを中心に活動が展開されるようになっていた。当時の日露戦争後の全国的な地方改良運動の流れの中で、郡長によって各町村に統一青年会の設立が奨励され、郡下の町村長や小学校長に、各青年会が行っている夜学会も統一して実業補習学校に改めることが指示された。さらに青年会設立要項とその準則が示され、部落単位から行政町村単位、郡・単位へと組織も系統的に拡大され、各町村青年会を指導・監督する連合青年会が結成されていた。静岡県では、明治38（1905）年の浜名郡青年同志会（明治41年に郡青年団となる）などを皮切りに、大正4（1915）年の引佐郡連合会によって2市13郡の連合青年団の結成が完了する。

これらの連合青年会では、会報を発行し、模範青年の表彰や各種の講話会、研究会、講習会や運動会、武術会などが開かれ、青年の風紀の矯正や気風の一新が図られたことが知られているが、その方針は上からの指導のもとに国家の目的に合致する形の経済的・道徳的運動が目指されている。反面、青年自身の自発的意志による体育・遊戯・娯楽などの面では比較的軽視されていた傾向がみられる⁶³。政府は、大正4（1915）年9月の訓令および通牒では、青年団の本質を「青年修養ノ機関タリ」とし、団員の最高年令を20歳と定め、その指導者には小学校校長、または地域の名望家を充て、指導協力者として市町村吏員・警察官・在郷軍人・学校職員・神職・僧侶などが挙げられている。その後も青年団に対して訓令を発しているが、これらは、田澤の考える青年団の在り方とは異なるものであり、田澤はこれらを批判している。このような田澤の反駁により大正9（1920）年1月の第3次訓令および通牒では、青年団の青年自身による自主的運営が認められ、最高年令も25歳に改められるなど、田澤らの主張する自主化路線に修正され、青年団組織も自治的に改められた。そして大正9年2月には、静岡県青年団連合会が創設され、その翌10年には大日本連合青年団が結成された⁶⁴。しかし、かつて田澤が郡長を務めた静岡県安倍郡においても結果的に第1次訓令に対応した方向に会則が改められ、その後は在郷軍人会などとの関係を深めながら活動を行っているものが多い。静岡県内では、大正期以降、史料的に特筆すべき組織的な自主化の運動は、今のところ残念ながら見当たらない⁶⁵。

② 静岡県の青年団（青年会）にみる撃剣、剣術、剣道、その他武道活動の事例紹介

● 下田年中行事

八幡宮祭礼の項の中で、若者共から相撲興行の願いがあつた際に、文化8年、14年、文政6年、10年などの前例を記している。（『下田年中行事』）

- 遠・駿両国では古く武術として伝習され、やがて古典的な教養の性格をも帯びてきた弓術も、賭け事の射的ともなって遊芸化した。嘉永元年、浜名組の村々は、若者たちの弓遊びを組合村としてとめることを約束している。（『静岡県史』通史編4 近世2、pp.668-670、『資料編近

⁶² 田澤は、昭和元年（1926）には大日本連合青年団とその前年に設立された財団法人日本青年館の常任理事となり、昭和9年（1934）には理事長に就任している。

⁶³ 原口清、海野福寿『静岡県の歴史 - 近代・現代編 - 』静岡新聞社、1979、pp.126-128。

⁶⁴ 新静岡風土記刊行会編、前掲、p.477。

⁶⁵ 若林淳之監修『静岡県風土記』旺文社、1988、p.199。

世』4-229号)

● 磐田郡連合青年会（明治42（1909）年2月11日設立）会則

第四條 本会ノ事業左ノ如シ。

（略）

四、適宜、講話会・研究会・講習会・及ビ運動会・武術会ヲ開クコト。

（略）

（磐田郡教育会『静岡県磐田郡誌（下）』名著出版、1971、p.1085）

● 磐田郡町村青年会 2、磐田郡町村青年会事業（大正7年度実施予定事業）

表「角力撃剣等体育養成」の項目 青年会43団体中38団体で実施（集計には40と記載）

備考には、御厨村青年会に「運動会」、見付町青年会に「マラソン競争」があるが、その他の青年会には運動、武術などの記載はなし。

南御厨村青年会、西貝村青年会に「遠足会」の記載あり。

（磐田郡教育会『静岡県磐田郡誌（下）』名著出版、1971、pp.1096-1099）

● 鍛冶島青年会創立沿革及び事業（明治15年～大正12年12月）

十四、運動競技

1 鍛冶島支部ハ規約ニ基キ学問ノ研究智識ノ開発ト共ニ運動ヲ奨励シ体力ノ増進ヲ計リ、明治38年頃ニハ土地ノ習慣トシテ盆騷ナルモノアリシガ、時勢ニ非ナルヲ見テ率先之ヲ排シ、近村青年会ニ見ザル撃剣道具ヲ購入シ青年会員ニ体育ノ必要ヲ自覚セシメ、且ツ武士的精神ノ養成ニ傾頭（倒）スルハ当時ノ青年ニ最モ肝要ト認メ、依ツテ大イニ撃剣ヲ奨励セリ。而シテ撃剣道具購入ニ当リ会員一同吉川長三郎氏山林、曲尾八幡山ノ下刈ヲナシ、得タル賃金モテ東京ヨリ金12円50銭ニテ道具一組ヲ購求ス。最初当村駐在所塗田巡査ヲ聘シテ其指揮指導ヲ受ケ、爾来休日ヲ利用シテ練習ス。森下平四郎氏・森下義信至（氏）等特ニ上達シタリ。其後大正3年天方村青年団組織セラルハヤ各支部ニ運動熱起リ、大正6年9月24日天方村青年団初メテ運動競技大会ヲ開催スル事トナリタレバ、本支部又猛練習ヲ重ネ良成績ヲ得タルハ誠ニ喜バシキ事ナリ。（中略）（下線筆者）

（森町史編さん委員会『森町史 資料編4 近現代』森町、1995、p.426）

● 西俣青年会沿革と事業（西俣青年友誼会ノ治要大要）（明治24年～）

施設経営

十、体育奨励 尚武ノ氣象ヲ養成セン為ノ撃剣、弓術等ヲ奨励セリ。

（森町史編さん委員会『森町史 資料編4 近現代』森町、1995、p.429）

● 青年矯風会規約（明治28年（1895）6月2日） 森町鍛冶島

第3条 本会ノ目的ハ友誼ヲ厚フシ、知識ヲ交換シ、學術ヲ研究シ、以テ風俗ノ改良ヲ計ラシメ左ノ事ヲ挙行ス。

人倫道德ノ講話、擊剣及ビ読書、算術、作文等ノ研究ヲナス。

(森町史編さん委員会『森町史 資料編 4 近現代』森町、1995、p. 433)

● 一宮村谷崎青年会 体育部

一宮村谷崎青年会は1906年1月に創立され、「青年ノ風儀秩序ヲ維持シ、知徳体ノ三育ヲ増進シ、併セテ勤儉力行生業ノ改善発達ヲ図」ることを目的とした。…(中略)…体育部は健全なる体力を養成するため撃剣・柔道をはじめ遠足運動会を実施し、壮丁には「軍隊教育ノ予習等ヲ奨励」しようとした。

(森町史編さん委員会『森町史 通史編 下巻』森町、1998、pp. 266-268)

● 森町地域の青年団一覧 表V-59

園田村青年会 事業の中に「撃剣会」あり。

一宮青年会 事業の中に「体育部」あり。体育部は健全なる体力を養成するため撃剣・柔道をはじめ遠足運動会を実施し、壮丁には「軍隊教育ノ予習等ヲ奨励」しようとした。

(森町史編さん委員会『森町史 通史編 下巻』森町、1998、p. 264-268)

● 小笠郡連合青年会 会則(明治43年(1910)9月)

第9条 本会ノ事業概ネ左ノ如シ

(略)

5. 適宜講話会、研究会、講習会及運動会武術会等ヲ開クコト

(以下略)

pp. 270-274の「町村青年会」一覧表(41団体)の「事業の要項」の記載のうち、「六郷村青年会」「比木村青年会」の事業の中に「撃剣」が見られ、「南郷村青年会」と「大池村青年会」に「運動会」の事業が見られる。

(静岡県小笠郡役所『静岡県小笠郡誌』臨川書店、1987復刻版、pp. 268-274)

● 安倍郡町村誌『大谷村誌』若衆組ノ風俗(大正2年(1913))

第21節 若衆組ノ風俗

若衆組即チ今ノ青年会ナリ

(略)

5 風習

(前略) 若衆ハ村社祭典ノ事ヲ司ドル コノ事今ノ青年ニ及ブ ソノ趣味多クハ低ク 往々賭博ニ耽リ酒ヲ好ムモノアリ 豊年ノ年ニハ祝トシテ若衆組主催トナリ各種ノ興行物(ウカレ節 芝居 角力)ヲ行フ 何レモ名主ニ願ヒ出テテ許可ヲ得ルナリ (後略)

(安倍郡町村誌1 『大谷村誌』 大正2年(1913) 和綴)

● 安倍郡町村誌『長田村誌』娯楽機関(大正2年(1913))

1. 娯楽機関

本村 娯楽ノ機関トシテハ別ニ記スベキモノナシ 唯其娯楽機関ト目セラルヘキモノ二三ヲ挙グ 東部青年会向敷地部会ハ全字中央ニ青年会館ヲ建設シ邸内ニ土俵ヲ築キ休日ニ角力ヲ為シ 又発句和歌ノ会ヲ開キ 且二三種ノ新聞紙ヲ取りテ縦覧ヲナス… (中略) …南部青年会小坂部会ニありては紋日ニ集会シ力角ベ発句ノ会ヲ催ス… (後略) …

(安倍郡町村誌 3 『安倍郡長田村誌 上』 大正 2 年 (1913) 和綴)

● 安倍郡町村誌『長田村誌』在郷軍人会 (大正 2 年 (1913))

1. 在郷軍人会

軍人会ノ主ナル事業ハ左ノ如シ

- (1) 軍事講話、精神ノ修養、尚武ノ氣象ヲ養フ
- (2) 忠死者ノ追悼会
- (3) 戦死者ノ遺族保護
- (4) 入営者ノ予習
- (5) 入営者ノ送別会、除隊兵ノ歓迎会
- (6) 軍隊ノ行軍宿泊ノ際待遇及尽力
- (7) 現役軍人ノ家族保護
- (8) 一般人民ニ軍事志想ヲ養成ス
- (9) 射撃会撃剣会ヲ催シテ心身ヲ鍛錬ス

(安倍郡町村誌 3 『安倍郡長田村誌 上』 大正 2 年 (1913) 和綴)

● 安倍郡町村誌『長田村誌』若イ衆組ノ風俗

(前略) 若衆組ノ事業トシテハ祭礼ノ前后当日神社ノ境内ヲ清掃シ幟ヲ立テ燈明ヲ献ズル等 又村内ニ大患者アルトキハ信心祈祷シ 或ハ五月節句ニハ初祝ノ家ニ紙鳶ヲ作り之レヲ贈リ 且又紙鳶揚ヲナス

若イ衆ノ集会日ハ日待紋日等トス

若イ衆ノ娯楽トシテハ角力 力競べ (現ニ昔若衆ノ用ヒシ力石ト云フモノ存セリ 目方 15 貫 20 貫 25 貫等種々アリ) 盆踊リ 茶番 花見 遊山等

(安倍郡町村誌 4 『安倍郡長田村誌 下』 大正 2 年 (1913) 和綴)

● 安倍郡町村誌『千代田村誌』千代田青年会会則

第 1 条 本会ハ青年ノ知徳ヲ修養シ体育ヲ奨励シ品位ノ改善ヲ図ルヲ目的トス
(略)

第 3 条 本会ノ目的ヲ達センガ為メ左ノ部ヲ置ク

1. 講演部
1. 体育部
1. 園芸部

(略)

第 5 条 体育部ニ於テ左ノ事業ヲ実施ス

1. 兵式体操 普通体操 器械体操等
- 入営順備演習

2. 撃剣 柔道 相撲等
 3. 遠足及修業旅行等
 4. 道路修繕 其他 労働受負事業等
- (以下略)

(安倍郡町村誌 5 『安倍郡千代田村誌』 大正 2 年 (1913) 和綴)

● 安倍郡町村誌『麻機村誌』青年会会則

第 1 条 本会ハ麻機農業補習学校附設麻機村青年会ト称シ青年ノ智徳ヲ修養シ品位ノ改善ヲ図ルヲ目的トス

(略)

第 4 条 本会ノ目的ヲ達センガため左ノ事項ヲ行フ

1. 講談部
2. 体育部

(略)

第 6 条 体育部ニ於テハ左ノ事業ヲ実施ス

1. 撃剣
2. 遠足修学旅行

撃剣ハ各区ニ於テ隨時之レガ練習ヲナシ毎月 1 回本校ニ於テ全体練習ヲナス
遠足修学旅行ハ毎年 1 回之レヲ行フ時ハ場所等ハ会長之ヲ定ム

(以下略)

(安倍郡町村誌 6 『安倍郡麻機村誌』 大正 2 年 (1913) 和綴)

● 安倍郡町村誌『賤機村誌』歌謡舞楽娯楽ノ変遷

(前略) 娯楽トシテハ旧時ハ種々アリシナランモ村民一般ニ通シテハ先ツ酒ト賭博 若クハ狩獵位ノモノナリシアランモ旧幕時代ニハ賭博ニ大禁ナカリシ故 五節句等ノ遊戯ノ第一トシテほうっぴき又ハこもりト称シタル婦女連ノ賭博 若クハ男子連ノ賭博等ハ公開セラレ随分大ナル輸贏ヲ決スルコトモアリト雖モ 現時ニ至リテハ此ノ風 大ニ減少シ 或ハ源氏節ノ流行トナリ 或ハ浮レ節 軍談等ノ流行トナリ 或ハ浪花節ノ流行トナリ 或ハ尺八横笛等ノ流行トナリ 時々刻々流行ノ娯楽ニ変化アルハ数ノ免ンサル所ナレドモ中ニ就キ現今 青年間ニ多ク勢力アルハ 浪花節 俳句 撃剣等ニシテ 皆コノ部ノ遊戯ヲナセルハ賀スベキコトナリ (後略)

(安倍郡町村誌 8 『賤機村誌 下』 大正 2 年 (1913) 和綴)

● 天竜市下平山青年団 (時代不明 大正前期か?)

活動場所は学校 壮丁予備教育、相撲撃剣奨励、視察旅行、品評会、夜学会、講演会、勤労奉仕、図書館経営など

(静岡県『静岡県史 資料編 2 5 民俗 3』1991、pp. 343-344)

● 引佐郡連合青年会 (大正 4 年 (1915) 10 月設立) 会則 (大正 9 年改正)

会長は郡長またはこれに準ずるもの、指導者には郡の有識者、収入には郡の補助金を含める

事業としては、表彰・講話・演説および協議・教練・撃剣・相撲その他の運動競技
郡青年団は自立的なものでなく、青少年教化団体としての性格が強く打ち出されていることがわかる。

(静岡県『静岡県の百年』 静岡県、1968、pp. 356-357)

● 静岡県下青年団員に関する諸調査 (大正 13 年 5 月 31 日)

本県下青年団員一斉調査ニ関スル件

「7 次の内で 好きなものへ ○をつけて下さい」の選択肢のなかに
運動競技、柔道、撃剣、角力、水泳、登山、野球、庭球……と続く

趣味娯楽に関する調査

剣道は、10,982 名で 30 種示された趣味娯楽の中で第 10 位

● 昭和 12 年度清水少年少女団行事予定表 昭和 12 (1937) 年

清水町立清水小学校所蔵

昭和 12 年度少年少女団行事予定表

岳陽清水少年少女団

(略)

5 月 27 日 海軍記念日 教練・少年武道 講話

11 月 3 日 体操祭 明治節ノ式後運動場ニ於テ举行

1 月 11 日ヨリ 1 月 15 日マデ 5 日間

早起寒稽古 有志ニテ郷社参拝

(略)

毎週金曜日第 4 時ヲ以テ 少年少女団教練日ト定メ教練・少年少女武道、合同体操ヲ行
ヒテ身心ノ鍛鍊ヲナス

(清水町史編さん委員会『清水町史 資料編 V (近現代)』清水町、2001、pp. 568-569)

● 武道寒稽古ニ関スル件 回報 (磐田郡阿多古尋常高等小学校長→静岡県学務部長)

武道寒稽古

昭和 14 年 1 月 28 日

磐田郡阿多古尋常高等小学校長 太田宙平^印

静岡県学務部長殿

武道寒稽古ニ関スル件 回報

昭和 14 年 1 月 19 日付教第 193 号通牒ニ係ル標記ノ件左記ノ通此之段及回報候也

記

一、施設ノ種類並概要

剣道寒稽古、参加者ハ高等科男生徒ヲ主トス

職員交代ニテ指導ニアタル

二、期間並終始時刻

自 1 月 11 日 至 1 月 20 日 10 日間

自午前 6 時 至午前 8 時 2 時間

三、参加人員 94 名

四、其ノ他参考トナルベキ事項

- 皆出席者 60 余名ニ達ス
- 約 4 キロニ及ブ遠距離ヨリ参加セシ者アリ
- 一般ニ遠距離通学ニ係ハラズ成績良好ナリシハ児童ノ精神状態ノ緊張振リヲ反映セルモノト思料セラル

(天竜市役所『天竜市史 史料編 9』天竜市役所、1991、p. 601)

● 皇国民錬成のための国民学校

昭和 16 (1941) 年 3 月 1 日「国民学校令」、つづいて施行規則が公布され、4 月 1 日から従来の小学校の名称を「国民学校」と改めた。… (中略) …教科では、体錬科の時間が高学年では 1 週男子 6 時間、女子 4 時間として男子は毎日体錬を実施するようになった。そのうち 2 時間は「武道ノ簡易ナル基礎的動作ヲ習得サセテ、心身ヲ錬磨シテ武道ノ精神ヲ涵養スル。」という目的で、男子には木剣による剣道の型、女子には薙刀を課することが示されたので、各学校は武道を錬成教育の重要な一翼として推進した。横山国民学校は、国民学校となる以前から高等科児童の剣道部の活躍には目ざましいものがあつた。国民学校になって体錬科に武道がとり入れられるに及んでその真価を発揮した。

この学校には次のような武道信条が掲げられていた。

我等ハ靈峯秋葉ノ気ヲ吸ヒ逆巻キ踊ル大天竜ヲノゾミ武道信条ヲ宣誓ス

一 我等ハ武道ヲ修メ強靱ナ身体ヲ養ヒ興亜ノ意気ヲ振興ス

一 我等ハ武道ヲ修メ、剛健ノ気魄堅忍ノ精神ヲ錬磨ス

一 我等ハ武道ヲ修メ、日本武士道ヲ体得シ尽忠報国ノ大道ニ邁進ス

その主な成績をあげると

昭和 13 年 浜松師範学校主催剣道大会 優勝

15 年 // //

15 年 浜松興誠商業学校主催剣道大会 優勝

15 年 静岡県下剣道大会 優勝

16 年 // //

18 年 // //

など、輝かしい成果の記録が残っている。

(天竜市役所『天竜市史 下巻』天竜市役所、1988、pp. 955-958)

● 磐田郡熊村青年団団則 (昭和 18 年 6 月 30 日改正)

第二条 本団ハ皇国ノ道ニ則リ男子青年ニ対シ団体的実践鍛錬ヲ施シ共励切磋シテ確固不拔ノ国民的性格ヲ鍊成シ以テ負荷ノ大任ヲ全ウセシムルヲ目的トス

第三条 本団ハ前条ノ目的ヲ達成スル為左ノ部ヲ設ケ団員ノ教養訓練ヲ行フ

一、総務部 二、訓練部 三、文化部 四、産業部 五、興亜部

各部ノ部長、副部長、部員ハ団長之ヲ団員中ヨリ定メ其ノ任期ハ一ヶ年トス

但シ重任ヲ妨ゲズ

(天竜市役所『天竜市史 史料編八』天竜市役所、1987、pp. 793-794)

明治期の静岡県における青年集団の活動は、伊豆地方特有の青年社会の民俗学的な背景、全国に先駆けて活動を始めた静岡県における「夜学」成立の経緯、またそれを発展させ全国の実業補習学校のモデルとなった杉山村の青年会活動やこれを後押し県下の青年会に強く影響を及ぼした大日本報徳社（静岡県掛川市・県西部）の存在など、他の府県とは異なる静岡特有の青年集団の活動状況を生み出した背景があったといえるであろう。祭礼や冠婚葬祭を始めとする地域社会の慣習の担い手であり、村の治安、共同作業などの自治組織としての生活規範をつくり、火災や海難などの非常時においても事実上の村落活動の中心的役割を担っていた若者組や若衆組などであるが、これを前身とする静岡県の青年会や夜学は、当初、他の府県同様、自発的な活動集団であった。日清戦争以前の静岡県における黎明期の青年会の活動は、報徳精神や自由民権思想の影響から社会的、政治的関心が高まるに伴って、実業や地域振興、産業振興を意図する傾向が強い。そのほか、旧徳川藩が静岡に移封され旧幕臣関係者との関連から生まれた入植者やそのための制度、組織として設立された沼津兵学校、静岡学問所などの存在やその解消に向けての問題も、静岡県の青年集団と撃剣、剣術の関係に影響を及ぼしていると考えられる。旧徳川藩の家臣（幕臣）などが開拓士族として多く流入してきた経緯もあることから、農村部の青年が積極的に武芸の修練や撃剣、剣術、剣道などに取り組んだ様子はあまり見られない。むしろ、日清・日露戦争後に国の政策や行政としての青年会の把握、管理、統制が意識され始めると銃後活動として青年会などに対しても、風紀の改善の名目として、娯楽、修養、健全育成を目的として撃剣、剣術、角力などが積極的に組み込まれていく様子は、全国的な展開と同傾向といえるであろう。

③大正末期から昭和初期の静岡県における青年団の剣道実施状況

静岡県における青年団の成立に大きく影響してきた杉山の夜学や報徳社の思想、安倍郡長の田澤義鋪から受け継がれた信念などは、官製化が進むまでは、他県と比類しても先進的な青年集団としてみるべき点が多い。よって、設立の趣旨からすれば、撃剣・剣道などの活動は、特筆すべき内容ではなかったともいえる。しかし、一般庶民たちの中で撃剣や剣道が盛んに行われた地域性は特徴的である。安倍郡、周智郡、磐田郡、庵原郡などは、地域的に撃剣や剣道が盛んであった地域とみられ、早くから郡内全般で重要な行事、活動として位置付けられている。

次に、大正 13（1924）年 5 月 31 日に静岡県内務部社会課が実施した『静岡県下青年団員に関する諸調査』と同年 1 月 20 日に静岡県社会部より発行された『静岡県社会教育要覧』、また同名であるが、昭和 3（1928）年 1 月 20 日に静岡県教育課から発行された『静岡県社会教育要覧』の内容と比較検討を行いながら、大正末期から昭和初期にかけての静岡県の青年団活動における撃

剣、剣道の実施状況や位置づけ、方向性について考えてみたい。大正13年版の『静岡県社会教育要覧』の「第1章概説」の冒頭には、次のように記されている。

教育に関する 勅語の聖旨を普及徹底せしめ其実践を期すると共に体力の錬成を図り、智徳の修養を奨め自ら進んで研究創始する自発的活動を促し又能く高尚なる趣味の涵養に努め猶社会全般の連帯協力と自治の精神を啓沃し淳厚の俗を醸成し進んで、社会奉仕の風を作興せんとす⁶⁶

そして、続く14項目の中の11項目と12項目には、次のように記されている。

- 十一、運動競技により体育を奨励し、毎年郡市町村に於て大会を開催し常に各種競技の世界及日本のレコードを知悉せしめ体力の錬成を期すること
- 十二、武徳会に連絡し剣道柔道其他武道を奨励すること⁶⁷

ここからは、「自ら進んで研究創始」し「自発的活動」を促す、「高尚なる趣味の涵養」などといった教化団体への社会教育の位置づけが窺える。『静岡県社会教育要覧』では、教化団体として、「教育会」「青年団」「処女会・婦人会」「少年団」「自治会」「報徳社」が社会教育の対象となっていたことがわかるが、大正末期にはすでに明治28(1895)年に創設された大日本武徳会との連携強化が図られていたことも明記されている。このあたりは、武徳会が青年演武大会を開催し、青年団員が武徳会員もしくは会員の予備軍となる団体として組織的に関連し、機能していた実態を表すものである。教化団体のうち、「教育会」では事業として「体育大会、水泳大会」のみが記載されているが、「青年団」では、「施設事業の重なるものは、補習教育の奨励、講演会、品評会、展覧会、武道及競技運動、図書館の経営、雑誌の発行…」と重要な事業内容として、具体的に「武道」があげられている。しかし、続く頁の「静岡県下青年団状況調」(大正12年3月末現在)の15郡市の一覧の中にある「施設事業ノ大要」には、「体育競技」「体育会」「体育養成」「体育奨励」「運動会」「体育講習会」などが12か所で見られるが、「撃剣」「剣道」「武道」などの記載は見られない⁶⁸。

郡青年団の事例として「富士郡青年団暦」(大正11年4月調)が月ごとに記載されているが、「体操及教練」「体操教練」「時ニハ野外演習剛健旅行等ヲ行ヒ山野ヲ跋涉スルコト」「娯楽」「体操」などが多い。「撃剣」の記載が見られるのは、「敬老会」と「青年日」に見られる記載のみである。特に4月の「敬老会」の項では、「三、剣舞、手品、角力、撃剣、詩吟等ヲ行ヒ老人ヲ楽マシムルコト」と述べられており、老人へ対する見世物、慰み、パフォーマンスのような位置づけである。また、11月の「青年日」の中でも「三、教練、体操、撃剣、角力」とあるが、年間の行事としては、この2か所だけの記載である。「静岡県青年団連合会」の項の中では、「五、体育の奨励、娯楽の改善を期すること」「へ、健全ナル娯楽、高尚ナル趣味ノ涵養」「ト、見学旅行、体

⁶⁶ 静岡県社会課『静岡県社会教育要覧』静岡県社会課、1924、pp. 1-2。

⁶⁷ 同前。

⁶⁸ 同前、pp. 18-24。

育会ノ開催」などの記述があるが、「撃剣」「剣道」「武道」などの記述は見られない⁶⁹。

「第5章 民衆体育」の内容になると「競技運動」の節があるが、その内容は、ほぼ陸上競技の内容で占められており、「運動競技」という概念の中に「撃剣」「剣道」「武道」などの概念は含まれていないようであるし、また、運動競技や運動会などの活動に主眼が置かれている様子も窺える⁷⁰。しかし、「第8章 優良青年団、処女会」の内容を見ると表彰されている男子青年団の内容には、必ずといってよいほど「撃剣」「相撲」「柔剣道」などの活動が取り上げられている。

1、小笠郡土方村青年団

(3) 組織経営の実際

4. 体育部 遠足、運動競技、衛生、教練、体操、柔剣道、相撲等の体育に関する事項

(4) 施設事業

3. 体育施設

体育施設として上ぐべきは、体格検査、競技、撃剣、角力、国民体操、静座法、水泳、運動会等なり。…（後略）…

4. 娯楽施設

青年に体育を奨励して、撃剣、相撲、運動、競技等に青年が趣味を有せしむるは、体位の向上と共に娯楽となり、而も体育上の施設は確かに健全なる娯楽なり。本団には青年倶楽部を設けて、図書の外 楽器（ヴァイオリン、尺八、オルガンの類）碁盤、将基盤、カルタ、撃剣道具、生花道具等を備付くるの計画を有す。（後略）

3、志太郡豊田村青年団

3. 体育部

相撲撃剣の奨励、競技運動の練習を主とし本村団員余り多からざるも本県体育大会及同郡大会にも優良の成績を収めたり。

4、駿東郡原里村青年団

4. 施設事業一般

(9) 体育 各種の運動器具を備付け 競技運動を奨励するの外 武道に対する器具も各支部に備付け、武道練習会、陸上運動会等、公休日を利用し之を行ふ

5、田方郡多賀村青年団

2. 青年団の成績

…（前略）…諸種の修養上の施設をなす。講演会、談話会、文庫経営、視察旅行、武道奨励、産業の研習、殖林事業、…（後略）…

⁶⁹ 同前、pp. 24-30。

⁷⁰ 同前、pp. 68-76。

3. 同団の特色

…（前略）…法令に定められたる補習学校は期間制度なれども之は事実上通年制の補習学校なり、文庫の設備ありて読書し、研究し、対論し、剣道具の備付ありて、撃剣を修練し、相撲場ありて、相撲取るあり、…（以下略）…

6、磐田郡東浅羽村青年会の概況

3. 組織、経営の状況

2 早起会と神社参拝、掃除及修養会

早起会は心身の鍛錬を目的とし毎年1回寒中に於て10日間、毎朝5時起床して小学校庭に集会し撃剣 分隊教練 国民体操等を行ふ⁷¹

同年に静岡県内務部社会課から発行されている『静岡県下青年団員に関する諸調査』における撃剣、柔道、角力などは、あくまでも青年団における娯楽として調査対象になっている⁷²。

昭和3（1928）年に発行された『静岡県社会教育要覧』⁷³は、大正13年版（静岡県社会部発行）と発行された部署が異なる（昭和3年版静岡県教育課）が、冒頭、皇太子の令旨に始まり、「第1章 社会教育施設方針」に続いて「第2章 青年訓練所」「第3章 青年団」「第4章 女子青年団」と続き、「教育会」や「民衆体育」は第11章や第12章へと後方へ下がっている。目次に続いて、青年団に対する第1回から第4回の訓令が掲載され、続いて「女子青年団ニ関スル訓令」「女子青年団振興ニ関スル県訓令」が掲載されていることなどから、僅か数年の間に、急激な皇国民化が進んでいる様子が窺えるのである。

「第1章 社会教育施設方針」の「1. 方針」には

四、享樂的氣分を打破し奮闘努力の精神を發揮すること

（一）武士道精神を鼓吹すること

- （1） 武道を盛にすること
- （2） 試胆会を開催すること
- （3） 尚武的行事を盛にすること
- （4） 詩吟剣舞を盛にすること

と明記されている。また、民衆体育の節においても、

八、民衆体育の振興を図り国民体位の向上を期すること

（一）体育の普及実行に努むること

- （1） 体育協会グラウンドの設置を促進すること

⁷¹ 静岡県内務部社会課『静岡県下青年団員に関する諸調査』1925、pp. 4-6、pp. 16-20。

⁷² 静岡県教育課『静岡県社会教育要覧』静岡県教育課、1928。

- (2) 児童遊園地の設置並改善を奨励すること
- (3) 運動競技武道相撲水泳登山遠足等を盛ならしむること
- (4) 林間臨海教育等の夏季施設を盛ならしむること

として、社会教育全般にわたる部分で、武道、相撲なども他の運動競技などと合わせて重要な国家の権力維持装置として機能させようと意図していたことがわかる。

次に、「二、実行方案」の「一、青年団の振興を図ること」には、

- (3) 武道精神の涵養 体育の奨励及娯楽の改善向上を目的とし剣道の普及を図ること。
- (13) 武士道の普及発達を図るため 剣道其の他の専務指導員を設けること

などの記述が見られる。

「第3章 青年団」には、「施設事業の主なるものは、補習教育の奨励、青年訓練所の就所並出席督励、講演会、品評会、展覧会、武道及競技運動、図書館の経営団報の発行……（後略）……」と述べられている。また、静岡県下13郡4市の調査をまとめた「静岡県下青年団状況調」（昭和2年3月末）の一覧表には、大正13年版とは異なり、「施設事項ノ大要」には、「体育大会」「総会運動大会」「運動競技会」などの記載も多くなっていることに加えて、「武道大会」「総会演武会」「武道講習会」「武道会名誉旗授与」「武道競技会」「武道会」など、武道に関する事業として挙げている郡市が格段に増えている。さらに、「県表彰青年団体一覧」（大正3年3月30日の田方郡中大見村青年団から昭和2年2月11日の富士郡須津村青年団まで）の中の「事業ノ大要」の記載にも「撃剣・運動競技」（小笠郡加茂村青年団）、「体育練武」（周智郡宇刈村青年団）、「冬季武道ノ練習会」（引佐郡井伊谷村青年団）、「寒稽古」（小笠郡佐束村青年団）、「武道」（磐田郡三川村青年団）など、表彰対象となっている団体の取り組みには、積極的な武道活動の取り組みが見られる。

「第10章 学校開放」の中には、社会教育のために学校を開放して村落における民衆教化を図ろうとした政策によって、「(ロ) 中等学校を中心とせるもの」の内容に、

学校に支障なき限り、地方各種団体の招聘に応じ職員生徒を講師として派遣す。

- (a) 教職員を講師として、各種の講演、講習会等に派遣す。
- (b) 武道競技等に長じたる生徒を近隣の町村に派遣し地方青年処女の体育の向上を計り居れり。

社会教育上必要なる諸会合には、教育上支障なき限り学校を解放す。

各種研究会、各種団体の運動競技会、各種の講演、講習会学校々友会、同窓会等主催の講演会を催し一般に公開す。体育競技会を行ひ、他校及小学校生徒を参加せしめ、体育熱の向上に努む。

というような、地域における学校の活用の様子が窺える資料がみられた。

「第13章 民衆娯楽」の「2. 県下にて最も広く行はれ居る娯楽」をみると、「土地に依て

分てるもの」「四時を通じて見たるもの」「生業上より見たるもの」と大きく3つに分類しているが、先述の大正13（1924）年5月31日に調査された『静岡県下青年団員に関する諸調査』では、「運動競技」「柔道」「撃剣」「角力」「水泳」…と娯楽の1ジャンルとして「撃剣」が位置づけられていたが、4年後の昭和3年（1928）の『静岡県社会教育要覧』では、「草角力」「角力」「野球」「囲碁」「謡曲」「芝居」などは、大正13年の調査と同じように娯楽のジャンルに並べられているが、「撃剣」だけは全く見られず、娯楽という概念からは外されているようにみえる。

静岡県の青年集団自体の積極的な活動は、全国的にみても早い時期からの動きである。撃剣や剣道に関わる活動については、自然発生的に成立してきた自主的、自発的な活動であった頃は、組織的には実業、地域振興、産業振興にその主眼が置かれていた団体が多かったことから、他の地域以上に活発に撃剣、剣道が青年集団の組織で行われていたというような特筆すべき様相は見られない。地域によっては（周智郡森町など）もともと撃剣が盛んであったことと結びついて、他の地域よりは活発な活動の様子が資料などから見て取れたが、静岡県で広く青年団などで撃剣、剣道などが行われるようになったのは、日清、日露戦争あたりからであり、部落から村落規模へ、また村落から郡単位の連合青年団、県レベルの青年団へと組織規模が拡大するなかで、全体の方針に沿うように事業内容が統一されていく過程と合致している。明治末期から大正期にかけては、活発な青年会活動の風紀の問題と連動して撃剣の導入、活用が見られ、青年会から青年団へと規模が大きくなるにしたがって、これらの組織の成立過程に武芸や特に撃剣、剣術に重きが置かれていくようになったと見られる。日露戦争前後から、国が特に重視した小学校教育を補充するものとして、実業補習学校の設置を行い、各青年会が行っている夜学会を統一して、実業補習学校に改めることを指示し、行政町村単位の統一青年会の結成が進められる。国家的養成に応える団体として、さらに郡・県単位へと連合化が進められ、風紀の改善、知徳の修養、農事の改良などに主眼を置いた産業振興、地域振興を目指す教育に政府が上からの行政的・教育的指導を強め、撃剣、剣道、剣術、武道などは、官製化が進むほど、資料的な記載が多くなってくるが、一方で、自主的、自発的な活動がその特徴であった青年集団の活動は、規模が拡大するのに伴って画一的になっていっているといっても過言ではない。

(3) 愛知県

愛知県における青年団剣道については西三河地方に地域が限定されるが、『安城町青年団史⁷³』（昭和5年刊）と『地域からの剣道史⁷⁴』（平成9年刊）に詳しく述べられている。ここでは、この二つの著作に記述されている安城町を中心とした青年団剣道の実施状況についてレビューしたい。

安城町は、明治39(1906)年の町制施行の際、碧海郡安城村とその周辺の村が合併して発足したが、それより以前から碧海郡の各町村では青年会を組織して補習教育や農事改良、風紀改善に務めていた。各町村における青年会の事業についてはそれぞれの事情で一律ではなかったが、およそ次のような事業を行っていた⁷⁵。

- ① 知徳の修養
- ② 身体の鍛錬
- ③ 社会奉仕
- ④ 産業奨励
- ⑤ 娯楽

このような青年会の事業の中で、②の身体の鍛錬に関する事業として「撃剣」は運動会・軍事訓練・遠足・朝起会・角力（すもう）・行軍とともに、「身体の鍛錬」の一部として行われていた。

町制施行後の安城町においては、明治42(1909)年に「安城町青年会」が新たに組織され、各区には青年会支部が設置された。「安城町青年会規則」の「第三條」に記されている事業として「六、武術ノ練磨及体操ヲナシ運動会ヲ催シ尚武心ノ發達ヲ謀ルコト⁷⁶」とあり、武術の練磨や体操の訓練を日常行うべき事業の一つとして定められている。同條・第七項にある「娯楽（囲碁、将棋、俳句、俳諧、詩歌、点茶、插花、等）を催すこと」とは区別され、武術の練磨は「尚武心」を鼓舞するための鍛錬的事業として位置づけられている。『安城町青年団史』には、青年会時代の18の大字の各青年会の組織・事業の概要が記載されているが、このうち8つの青年会がその事業として「剣道」を実施（うち「撃剣」の表記は1つ）しており、安城町周辺の地域においては、一般青年の間でかなり剣道が普及していた様子が窺われる。

大正4(1915)年9月に内務・文部両大臣により青年団に関する第1次の訓令が発せられ、同時に内務・文部両次官からの通牒によって青年団体に関する標準が定められたことに応じて、大正5(1916)年5月に「安城町青年会」は「安城町青年団」に改称され、団則および諸規定が制定された（団則①）。この団則は、大正7(1918)年5月の第2次訓令に依りて1回目の改訂（団則②）、さらに大正9年(1920)年の第3次訓令（1月）、第4次訓令（11月）に依りて大正12(1923)年に2回目の改訂（団則③）が行われた。その後は昭和4(1929)年に改訂（団則④）されている⁷⁷。これら団則①～④のすべてにおいて、第4条に安城町青年団の事業について記載されている⁷⁸。

⁷³ 安城町役場編『安城町青年団史』1930。本書は、国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧できる（<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1438156>、参照日：2019/04/20）。

⁷⁴ 西尾市剣道連盟編『地域からの剣道史』1997。

⁷⁵ 安城町役場編、前掲、pp. 77-78。

⁷⁶ 同前、p. 89。

⁷⁷ 同前、pp. 98-99、参照。

⁷⁸ 団則①～④については、同前、pp. 147-173、参照。

団則①に挙げられている事業は以下の通りである⁷⁹。

- | | |
|-----------|-----------|
| 一、特性ノ涵養 | 二、知識ノ向上 |
| 三、体力ノ増進 | 四、風俗習慣ノ改善 |
| 五、実業ノ奨励 | 六、経済思想ノ養成 |
| 七、衛生思想ノ扶植 | 八、娯 楽 |

次に、団則②～④においても第4条に事業についての記載があるが、事業を「一、知徳ノ修養ニ関スル事業」、「二、身体ノ鍛錬ニ関スル事業」、「三、実務ノ練習ニ関スル事業」の三領域に分類してより詳細な項目が立てられている。しかし、その項目と内容にほとんど相違は認められない。団則①と比較すると団則②～④では、「身体ノ鍛錬ニ関スル事業」の最初に「イ、剣道、柔道、相撲、体操、教練、銃剣術等ヲ練習スルコト」と明記されている。団則①で「体力ノ増進」という一般的な表現であったものが、町制施行以前と同様に、体操・教練に並んで武道の鍛錬が事業の一つとして明確に位置づけられるようになったことが特記されよう。

このように、安城町を含む西三河地方には、青年会や青年団の規則においては、武術の練磨が身体の鍛錬や体力の増進のために必要であるという認識が一般的化していった。しかし、剣道や



図4 碧海郡青年大会出場選手(写真)

安城町役場『安城町青年団史』昭和5(1930)年、国立国会図書館デジタルコレクションより

⁷⁹ 同前、p. 148。

撃剣が身体的・体力的な意義を超えて、「尚武の気風を養成する」という精神的な意義や修養的価値をもつということが、はたして青年達全般に浸透していたかどうかは明らかではなく、逆にこれを疑問視する見方もある。

本節冒頭で紹介した『地域からの剣道史』執筆者の一人であり、「青年会撃剣の展開」の項目を担当した山田満寛は、明治末期から大正初期の西三河地方における青年会の撃剣実施状況について調査報告をしている。この『地域からの剣道史』は、全日本剣道連盟にも寄贈されているので詳細はここでは割愛する。しかし、山田自身が青年会の撃剣についての調査研究から感じたことは、青年会の組織化が進展していくなかで、身体・体力を鍛錬し、国家が求める尚武の気風の養成を組織の目的として掲げられるようになったとしても、青年達にとっての撃剣は、やはり余興や娯楽として楽しむという本音の部分が多いのではないかとっている。

次ページに、榎本鐘司・本小委員会委員から提供された愛知県の「三河部青年団連合大会組合」（昭和2・1927年開催）を掲載したが、この「組合」には審判員として門奈正、加藤貫一、堀田捨次郎の大日本武徳会・剣道範士などの名前が記されている他、大会規程なども掲載されており、当時の試合方法や有効打突の判定基準を知る上で参考になろう（図5、資料Ⅱ-3-①）。

範士門
範士門
加藤實一
加藤次郎
加藤七左門
伊立純三
成田精
鹿島田
杉山文藏

審判員

[illegible]

團體聯合劍道大會規程

[illegible]

図5 「三河部青年団連合剣道大会組合」昭和2年10月31日（提供：榎本鐘司委員）

(4) 滋賀県

政府は青年団に関して、大正 4(1915)年に内務省、文部省が訓令・通牒を出し、その後も訓令を 5 回発している。最初のものには、青年団の必要性、目的などが明示され、構成員の年令、指導者、経費などが規定されていた。ところが、現実的には年令を制限するなど国の規定とは一致したものではなかった。

滋賀県では、大正 5(1916)年 1 月 22 日に青年団の運営に関する告諭を出し、青年団の規模、組織、団員の年令、団長、指導者、経費、活動内容等を指示した⁸⁰。その内容は、青年団は町村単位で組織し、それ以下の組織は支部とする。団員は 14 歳から 26 歳に達する者で、在学者は除く。団長には町村長や小学校長などが適当で、指導者には官公吏、学校職員、神職、僧侶、在郷軍人幹部、篤志家などを選任すること。経費は主として団体員による勤労収入とするが、町村補助も団体の健全なる発達のためなら認める。活動は、修養機関たるを本旨とし、収益事業、補習教科の学習、事業的知識の涵養、神社参拝、愛郷心の涵養、体力増進などが示された。

また、『滋賀県史 昭和編 第一巻概説編』には、「一一年一〇月九日に県青年団発会式が栗太郡教育会体育場で挙行された。全県的な組織は一三年一〇月七日で滋賀県連合青年団と称し、一市一二郡にそれぞれ連合青年団をおいた⁸¹」とある。その後、会則や組織の改編を繰り返し、若者組からはじまった自由な青年会は、特色のない型にはまった組織や活動内容へ変化していった。そして、国家や行政の影響を強く受けることにより、軍当局との関係を深化していくことになった。

① 滋賀県における郡市町村史にみる剣術の存在について

滋賀県において、今回調査できたのは、蒲生郡、神崎郡、甲賀郡、大津市、彦根市、近江町、五個荘町の 3 郡 2 市 2 町である。

ア. 蒲生郡

『蒲生郡志』によれば、「明治四十四年郡内各町村の青年団組織成る、是に於て郡青年団を創立し爾後各町村にては団則を改正して優秀の功果を収めん事に勉む、左に各町村青年団の創立年月と現在実行しつゝある主要事業等を列記すべし⁸²」として、各青年団の活動を報告させた。各団名と主要事業をみると、蒲生郡に存在した 26 村の青年団の中では、玉緒村青年団のみが剣道を行っておらず、以下の 25 村青年団で剣道が行われていた。

八幡町、岡山村、桐原村、宇津呂村、島村、金田村、安土村、老蘇村、武佐村、馬淵村、鏡山村、苗村、平田村、市辺村、中野村、桜川村、朝日野村、北比都佐村、南比都佐村、鎌掛村、日野町、西大路村、西桜谷村、東桜谷村、市原村

この中で、桐原村青年団は剣道大会が開催されていたとの記述がみられた。さらに、島村青年

⁸⁰ 滋賀県青年団体連合会史編さん委員会『あすを呼ぶ ― 滋賀県青年団 50 年のあゆみ ―』滋賀県青年団連合会、1999、p. 28。

⁸¹ 滋賀県史編纂委員会『滋賀県史 昭和編 第一巻 概説編』滋賀県、1986、p. 66。

⁸² 滋賀県蒲生郡役所『蒲生郡志』滋賀県蒲生郡役所、1922、pp. 632-635。

団には相撲剣道、武佐村青年団には剣道角力の記述がみられたが、前後の表記の関係から、相撲と剣道、剣道と角力が併習されていたと思われる。したがって、蒲生郡では、郡内ほぼ全域にわたり剣道が盛んに行われていたことは明らかになったが、その活動内容や大会の様子などは不明である。

イ. 神崎郡

『近江神崎郡志稿』によれば、「第十一章 青年団」の「青年団の沿革」には、「明治四十三年十月神崎郡青年会を組織し、其三十日北五個荘尋常高等小学校々庭で発会式を挙げ、総合運動会を開いた。夫より年々例会を設け或いは各町村よりの選抜員の派遣視察、見学、或は作品展覧、運動、遠足、登山、相撲、撃剣の諸会を催し、或は幹部員等の講習を開き、大正八年四月より奉公貯金の実施、大正十年より雄弁会の開催、又は他の同会へ出席者を出し、其他学校、後衛の土功補助等の事業をなしつゝある⁸³⁾」と明治43年以降に、撃剣が各町村で行われていた。また、「町村青年団一覧(大正十一、四、一)⁸⁴⁾」の各村青年団の「主要事項」にある剣術関係の地域と内容については、「建部村青年団 撃剣、旭村青年団 撃剣練習、五峯村青年団 撃剣」とあり、神崎郡中の14の村青年団のうち、3つの青年団において撃剣が行われていたことが判明したが、その活動内容や規模などは不明である。

ウ. 甲賀郡

『甲賀群誌上巻』によれば、「青年会経営要領」には、「七、ホ、克ク職業上ノ勤労ニ励精シ尚各個ノ体力ト趣味トニ応シテ撃剣、柔道、銃槍、兵式教練、登山、角力、水泳等各種ノ運動ヲ励行して体力ヲ増進シ剛健ノ気風ヲ養フベシ⁸⁵⁾」とある。

また、各町村団体における剣術関係の内容について、「青年会一覧 其二⁸⁶⁾」を参考にまとめると、甲賀郡には、長村青年会が25存在していた。その中で、以下の18の町村で剣道が実施されていた。

「撃剣」と記載(15)：石部町、三雲村、伴谷村、佐山村、鮎河村、大原村、油日村、宮村、籠池村、寺庄村、貴生川村、雲井村、小原村、朝宮村、多羅尾村

「剣術」と記載(1)：岩根村

「剣道」と記載(1)：大野村

「撮剣」と記載(1)：長野町

上記のように、「撃剣」「剣術」「剣道」「撮剣」の表記がみられたが、その内容の違いについては不明である。また、長野町青年会で行われていた「撮剣」は、他の実施状況から判断して「撃剣」の誤りでないと思われる。

⁸³⁾ 神崎郡教育会代表者・勝見要太郎『近江神崎郡志稿 下巻』滋賀県神崎郡教育会、1928、p. 396。

⁸⁴⁾ 同前、pp. 628-630。

⁸⁵⁾ 滋賀県甲賀郡教育会『甲賀郡志 上巻』名著出版、1971、p. 616。

⁸⁶⁾ 同前、pp. 628-630。

エ. 大津市

『新修大津市史 6 現代』によれば、「翌昭和九年十一月の『国民精神作興週間』には、大津市が同週間の事業として十一日に市民大運動会を計画した。初めての試みだけに、計画が発表されると市民の申し込みが殺到し、市はその処置に目をまわす有様だった。当日は、剣道、柔道、弓道、銃剣術、自転車競走、テニス、陸上競技、野球、卓球、相撲、幼児処女婦人運動会、少年赤十字処女婦人運動会、大津連峰めぐり、ヨットレース、水上宝さがしの一五種目の競技が市内九会場に分かれてくりひろげられた⁸⁷⁾」とあり、昭和 9(1934)年に市民運動会として、剣道を含めた 15 競技が 9 会場に分かれて開催されたが、活動内容や規模などは不明である。

オ. 彦根市

『新修彦根市史 第三巻 通史編 近代』によれば、「彦根の旧城下では、明治以降も武道が盛んだった。彦根揚武館などで剣道・柔道の稽古が行われたほか、弓道場でたびたび競射会が開かれた。農村部では、相撲が盛んに行われた。とくに、高宮神社境内で行われる青年相撲や学童相撲が賑わった⁸⁸⁾」とあり、彦根では、揚武館などで剣道が行われていたが、活動内容や規模などは不明である。

カ. 近江町

『近江町史』によれば、「体育奨励に関する事業としては、角力、体操、撃剣、柔道、水泳、登山、遠足、駈走、兎狩りなどとし、部隊訓練を一時間行うこととしている⁸⁹⁾」とあり、撃剣が行われていたが、活動内容や規模などは不明である。

キ. 五個荘町

『五個荘町史 第二巻 近世・近現代』によれば、「大正五年八月に、従来の各大字単位の青年会を統合して、『南五個荘青年団』が創設されている。これらの町村単位の青年会や青年団は、「運動会・相撲大会・農事講習会・道路の修繕・講演会・巡回文庫・撃剣練習などを主たる活動事項として取り決めているのも特色である(『近江神崎郡志稿』)」とあり、撃剣が行われていたが、その内容や規模などは不明である。

なお、滋賀県における青年団の明治 43(1910)年から昭和 12(1937)年までの剣術関係の活動記事については、資料編に掲載しているので参照されたい(資料Ⅱ-3-②)。

⁸⁷⁾ 大津市長・山田豊三郎『新修大津市史 6 現代』大津市役所、1983、pp. 136-137。

⁸⁸⁾ 彦根市史編集委員会『新修彦根市史 第三巻 通史編 近代』彦根市役所、2009、p. 617。

⁸⁹⁾ 近江町史編さん委員会『近江町史』近江町役場、1989、p. 741。

(5) 奈良県

①「奈良県風俗誌」にみる民衆の剣道受容について

ここでは、主に資料「奈良県風俗誌」(図6)を分析の対象とする。「奈良県風俗誌」とは、大正4(1915)年、奈良県教育会が大正天皇即位大礼記念事業として企画したものである。奈良県全域の市町村で、日常生活に関する約1200の質問について一斉に聞き書きをするという全国的にみても類のない調査を行い、膨大な資料群を収集した。「奈良県風俗誌」の編纂委員を務めたのは奈良県師範学校教諭の高田十郎である。調査の目的は、世界の交通が発達し、各地の風俗が互いに影響し合う大正期に、我が風俗のどれほどが本来のままで、どれほどが変化したのかを調べておくことが今後の日本にとって必要であるとのことからであった⁹⁰。

この「奈良県風俗誌」に記載されている、各市町村の武道に関する内容を集計し、奈良県内における剣道の受容について分析を試みる。

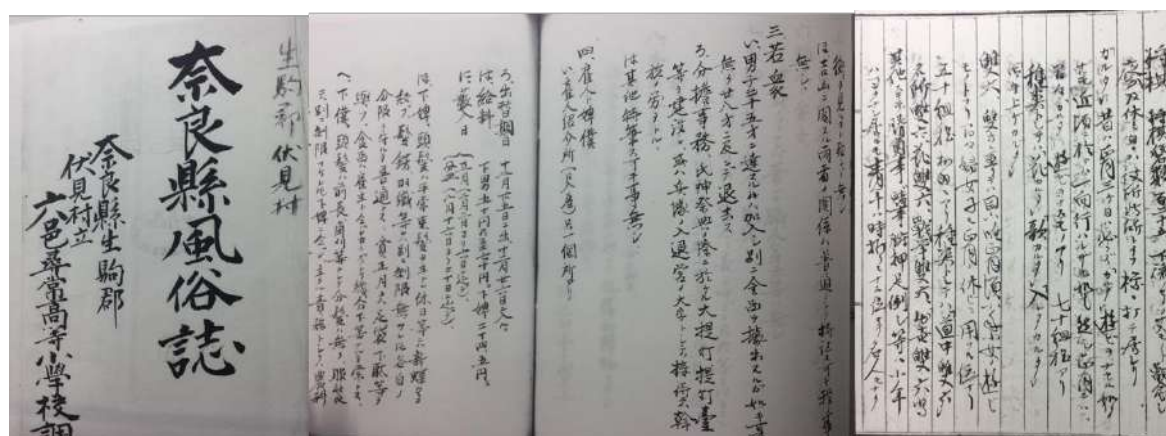


図6 奈良県風俗誌

奈良県立図書情報館所蔵より

「奈良県風俗誌」に関する主な先行研究としては、安井(2011)⁹¹や中井(1998)⁹²、関沢(2008)⁹³などの研究が挙げられる。これらの先行研究は、膨大な資料群である「奈良県風俗誌」から焦点を絞って整理・翻刻し、分析している。例えば、安井の研究では、出産と育児に焦点を絞って綿密に分析が行われている。しかし、「奈良県風俗誌」に記載されている武道、剣道に焦点を絞った研究はこれまでされていない。

「奈良県風俗誌」における調査の項目は、第1類の「建物造作」から第39類の「経済」までの39の大項目からなり、その下位に260の中項目、1248の小項目が設けられている。

調査の回答の中に、武道、剣道に関する記述が最も多くあったのは、第16類「慰藉・娯楽」の第3項「室外遊戯」という質問項目に対する回答であった。

⁹⁰ 安井眞奈美『出産・育児の近代—「奈良県風俗誌」を読む—』法蔵館、2011、pp. 7-8、参照。

⁹¹ 同前。

⁹² 中井精一(編)『奈良県風俗誌(26類・言語)国中地域編』、1998。

⁹³ 関沢まゆみ『「風俗誌」にみる儀礼と習俗の変化—記録された明治大正期の人生儀礼—』(『国立歴史民俗博物館研究報告』141)2008。

表5 「奈良県風俗誌」における調査項目(大項目)⁹⁴

大項目	項目の名称	大項目	項目の名称
第一類	建物造作	第二一	冠婚葬祭并二
第二	衣服附容器裁	第二二	其他ノ内祝
第三	縫具	第二三	年中行事
第四	飲食並二其関	第二四	迷信、観念
第五	身体裝飾	第二五	社会組織
第六	衛生清潔附用	第二六	共益団体及
第七	療養看護附用	第二七	事業
第八	具用品	第二八	言語主トシテ
第九	採暖採涼防火	第二九	方言、訛言
第十	防寒暴風雨具	第三〇	伝説お伽噺
第十一	防虫防鼠防鳥	第三一	山河
第十二	獸及其ノ用具	第三二	村内大土功
第十三	点火点燈附用	第三三	交通道路
第十四	寝具	第三四	旅行
第十五	文房具	第三五	農家四季ノ一
第十六	家具	第三六	日
第十七	記録帳簿日記	第三七	非常警備及
第十八	并類	第三八	変災異処置
第十九	華族	第三九	法
第二十	子供並二育児		特殊社会ノ慣
	慰籍娛樂		習
	人情風儀		飼養動物
	対他郷感情		大奇木石類
	制裁		經濟
	交際		

表6 「奈良県風俗誌」における調査項目(慰籍娛樂)⁹⁵

大項目	項目の名称	中項目	項目の名称
第一六類	慰籍娛樂	一	休日
		二	室内遊戯
		三	室外遊戯
		四	遊芸 其種類、流行沿革等
		五	文芸
		六	物見遊山
		七	骨董
		八	盆栽、盆石、盆景
		九	禽獸虫魚
		一〇	物ズキノ蒐集

同じ中項目の「休日」「室内遊戯」などと並んで娯楽的な範疇のものとして捉えられて、奈良県内の各市町村のほとんどが剣道(撃剣)・柔道・相撲(角力)などの武道を挙げている。

このころの「遊戯」という言葉の意味は、「愉快なる感情と自発性とを根本的特質とし、これに反する欲望もしくは衝動感に超越せる人間本能の活動をいうにある⁹⁶」と酒井は述べているが、一般に愉快で自発性のあるものと認識される「遊戯」という項目の中に剣道は最も記述が見られた。

次に、第16類、慰籍娛樂の室外遊戯における記述をもとに、剣道に関する記述の特徴を述べることにする。

ア. 実践者

⁹⁴ 安井、前掲、p. 8、参照。

⁹⁵ 同前、p. 13、参照。

⁹⁶ 酒井欣『日本遊戯史』建設社、1933、p. 17。

剣道の担い手として最も多く記述されていたのは、青年団員である。吉野郡川上村では、「撃剣ハ学校職員在郷軍人青年会員ソノ外有志者ガ毎週夜間二三回各区トモ盛ニ行ヘソ又休業日ニハ二三青年会員の連合撃剣大会ヲ催スコトアリ」とあるように、休日には青年団同士で試合を行ったと思われる「連合撃剣大会」が開催され、盛んに剣道(撃剣)を行っていたようである。そのほかに剣道の実践者として挙げられているのは、学校職員や学校生徒、農業補習学校生徒、有志のものなどであり、夜間や休日、農閑期におこなわれていた。

イ. 実践の目的

実践の目的としては、添上郡東里村では、「撃剣ヲ行ハシメテ体力ノ増進ニ勉メツツアリ」とあり、また高市郡の村々では「撃剣ハ…生徒並ニ会員ノ心身陶冶ヲ目的トセリ」とあるように、体力の増進や青年会員の心身の陶冶を目的としていたとある。

ウ. 「遊戯」として、またはその否定

磯城郡の村々では、「道場トシテハ、無ク、時トシテハ、校庭ニテ、遊戯的ニ四五名ノ青年春秋来リテ稽古セルノミ」とあるように練習場所は定められておらず、遊戯的に剣道が行われていたことが窺える。一方で、高市郡の村々では、「撃剣(遊ビトシテナサズ)」と、「室外遊戯」という質問項目に対する回答であるが、遊びで行うことを否定している所もある。また、宇智郡では青年団員が行っている剣道、柔道について次のように述べられている。

「剣柔道ヲ遊戯ト心得居ル間ハ之レガ発達ハ見ルベカラズ如何シテモ先ヅ之レ等ノ稽古ヲナサシメテ武道其ノ物ノ精神ヲヨリ会セシメテ後ニ非ザレバ不可ナリ」

剣道、柔道を「遊戯」と心得て実践しているうちはまだ発達していなく、稽古することで武道そのものの精神を養うことにいたると説明している。つまり、稽古によって「遊戯」から「武道の精神」への発達があると述べている。このように、剣道が「遊戯」として行われることへの否定の記述も数点見受けられた。

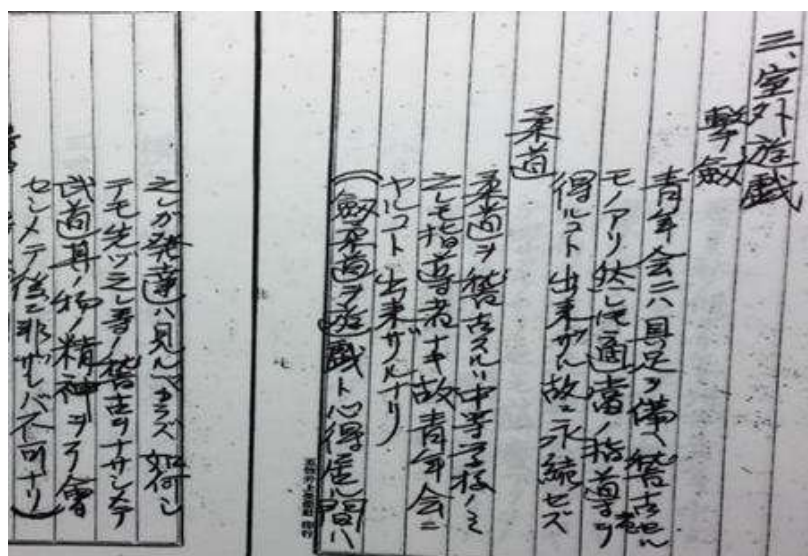


図7 宇智郡風俗誌

奈良県立図書情報館所蔵より

エ. 流行

記述からは、剣道の実践には流行があることが見受けられた。例えば、生駒郡都跡村では、数年前には剣道を行っていたが、その後一度中絶し、そののち、農村青年の為の補習学校において熱心に行われるようになったということが記述されている。また、吉野郡天川村では、剣道が、明治 27(1894)年ごろから 32(1899)年ごろまで盛んに行われており、一時は道場も建てられたほどであったが、「漸次太平無事ノ夢ニ馴レテ」衰えたとある。しかし、大正初期より、青年の間で尚武の気風が高まって行われていると書かれている。

明治 27(1894)年は日清戦争が勃発した時期であり、剣道に一時期の流行があったと推測される。その後、戦争が終わり剣道の実践も一時衰退するが、大正期より再興した。村々によっては、その時の流行りや時代の潮流に伴ってその必要性を感じ、実践意欲が駆り立てられたようである。

オ. 指導者

北葛城郡の「村内ノ達者及ビ学校教員ヲ師トシテ励ミツツアリ」という記述からも見られるように、指導者は、各村々で剣道の達者な者がその役割を担っていたようである。山辺郡波多野村では「在郷軍人、中等学校出身者指導ノ元ニ撃剣、柔道ヲ修メツツ有リ」とあるように在郷軍人、中等学校出身者が指導したとある。また、添上郡東里村では「駐在巡查ヲ師範トシテ稽古ヲナス」と記述があり、駐在巡查を師範としている。宇智郡のように「青年会ニハ具足ヲ備ヘ稽古セルモノアリ然レドモ適当ノ指導者ヲ得ルコト出来ザル故ニ永続セズ」という記述にみられる通り、剣道具などを用意していても指導者がおらず続けられない村もあったようである。

カ. 場所・用具

剣道を実践する場所については、奈良市「奈良市体育会私立道場」のように、体育会が運営する私立道場においておこなっているところは他には見受けられなかった。北葛城郡「寺及ビ社前ヲ撃剣柔道ノ道場トシ」のように、寺や社前で行うこともあれば、学校の校庭など様々であった。

剣道の用具・防具は高価なものであり、揃えることが難しかったようである。宇陀郡内牧村「撃剣 本村在郷軍人会ハ一組ヲ備フノミ」のように、1組を揃えるのみ、山辺郡豊原村「撃剣 本年四月初メテ本村ニ一組ノ具束ヲ買ヒ入レ全村十太字ヲ順次回送シテ」のように、一組のものを全村で巡回して使用している村もあり、個人としてではなく村や青年団として所有している用具を使用して行われることが多かったようである。指導者と同様に、山辺郡朝和村「撃剣、柔道ノ心得アル者ハアレドモ、地方ニ稽古場並ニ道具ナケレバ夢ニモカゝルコトヲ見ルヲ得ズ」のように場所、用具の不足によってその実践に至ることができない村々もあったようである。

「奈良県風俗誌」において武道は、「室外遊戯」として、魚釣りや乗馬、鉄棒などと並んで報告されていた。しかし、武道実践の目的には、遊戯的なものだけでなく、稽古によって遊戯から武道の精神を養うという流れもあった。剣道実践の主たる担い手は青年会(団)員であり、興味を示した有志の者たちもあいまって、盛んに行われていた。また、指導者や練習の用具、場所を求めるほど剣道の実践に憧れていたことから、武道は熱を帯びていたといえるだろう。このころの剣道は奈良県内の民衆にとって身近なものであり、多様な目的意識をもって人々の興味を引くよ

うなものであったことが窺えた。

② 自主的な同好会、クラブ組織発足の事例(大野青年団)

大正 4(1915)年に内務、文部省が訓令を発令し、青年団の設置基準が示されたことによって、奈良県内の青年団も組織的に統括されていくようになる。こうした動きの中で、県内の青年団ではそのあり方をめぐって苦悩したという記述がしばしば見られる。

明治 30(1897)年に発足した大野青年会もその一つであり、奈良県全域の連合組織の中に組み込まれたことによって、青年団の自主的な団体としての性格や活動が薄れてくるという危機に陥った⁹⁷。官製的な青年団への要望と伝統的な青年会との板ばさみとなった当時の役員の心情が事業報告書から見て取れる。

かしこくも明治天皇崩御ましまし御大喪謹慎中にて、事業上専ら緊縮を旨とせしを以て、何ら発展をも見せず是全く理事者の不能に起因する所なりと信ず。依て本会長はここに慎んで各位に謝罪⁹⁸。

一村一団の青年団体が組織され、活動内容が強化されたわけであるが、その活動概要はクラブ組織的な内容が多く含まれたものであった。以下に『大野青年団史』⁹⁹からその概要を示す。

○ 知識の修得に関すること

- ・ 農閑期や休・祭日を利用して各部落を巡回し、村内風紀の改善について会員の意見交換をしながら弁舌の修養を行った。
- ・ 軍隊式の個名点呼や学科の試験を行って、軍人となったときの資質を向上することに努めた。

○ 公益に関すること

- ・ 各戸の家計収支について、村が企画した経済統計の調査に調査員を出して協力した。
- ・ 国家事業である国勢調査に対しても、調査員を選出して協力した。

○ 体育の奨励に関すること

- ・ 本会の創設以来、体育の奨励と徒遊の防止のために行われていた、角力(相撲)が衰退したので、在郷軍人と連合して、毎年大会を開くよう復興した。
- ・ 御大典事業の一環として、柔道部を設置し週二回の練習日を設け、顧問を招いてその指導を受けるようになった。

○ 趣味の部に関すること

- ・ 謡曲に興味を持つ同好の志が、毎週三回集まってその伝授を受けた。
- ・ 毎年一回正月に演芸会を開き、演芸に興味をもつ人たちによってその芸が披露され、区民の慰安と娯楽に貢献した。

⁹⁷ 奈良県青年団史編纂委員会『奈良県青年団史』、1980、p. 11、参照。

⁹⁸ 同前、p. 12。

⁹⁹ 大野青年団史編纂委員『大野青年団史』宇陀郡大野青年会、1976、pp. 41-42。

○ 農事に関すること

- ・ 蔬菜の栽培に励み、毎年一回その作物の品評会を開いて、成績の良いものを表彰し、農事に対する会員の技術と意欲の向上のために奨励策をとった。

このことについて『大野青年団史』の中では、同行者のクラブ活動が組織され運営されるようになったのは、「大正デモクラシーの思潮に影響された、一つの全国的な動きであったと判断することが出来る」と述べている。また、「当時の青年たちにとって、官僚的統制の強くなった青年団の組織を自分たちの手で改革し、多くの青年の要求をくみ上げることのできる機関にしようとした努力の結果¹⁰⁰」であったということも述べられている。

このころは大正デモクラシーの風潮に伴って、長野県下伊那の「青年団自主化運動」のように、青年団の自主化を主張した団は少なくないとされる。大野青年団のように、その活動内容として雄弁会を多く開き、同好会、クラブ組織的に自発的な活動を促すことによって自主性を保とうとした青年団の一つであったといえる。当時の大野青年団における剣道実践の記述は残念ながら見受けられなかったが、柔道部は設置されている。大正期の官製化された青年団においても、同好会やクラブ組織のような自主的な形態による活動は多かったものと思われる。

¹⁰⁰ 同前、1976、p. 44。

(6) 徳島県

徳島の中心を流れる吉野川沿いの地域は気候が藍の栽培に適しており、藍の栽培が多く行われている。日本各地で藍の需要が本格的に増加するのは戦国時代であり、武士が夏の戦場で野営する際に蚊に襲われて皮膚を傷めるため、それを防ぐために 鎧下を藍で染めるようになったことが契機とされる。また、蚊は藍の匂いを嫌い近づいてこなかったことから手甲・脚絆・鎧のおどしにまで藍染めが普及したという¹⁰¹。

天正 13(1585)年に蜂須賀家政が徳島藩の藩主となり、阿波藍の生産と流通を保護し奨励したことを契機に、阿波地域では藍生産が本格化し、藍による収益により、徳島藩財政を安定化させている。同時に、この地域の藍商人や農民が自衛のために剣術との関わりを深めている。榎本¹⁰²によれば、吉野川沿岸地域の「原土」と称する在郷武士団は実用的武術修練に熱心であり、他国からの修行者を受け入れることに寛容であったという。よって、この地域には在郷武士団による剣術とそれに連動する農民による剣術の伝承がなされており、その流れが幕末・明治期まで続いている。

また、木原¹⁰³が報告している「徳島県阿波国市郷一般撃剣英名録」明治 18(1885)年では流派の異なる剣術家の氏名が相撲の番付同様に実力評価ごとに配置されている。このような番付英名録が作成されるためには、流派間の交流があり、互いの実力評価をオープンにできることを通して、流派のこだわりが少なくなり、剣道へのまとまりができていったのではないかと推察できる。

上記で述べた阿波地域での在郷武士団による剣術とそれに連動する農民による剣術の伝承は流派のこだわりを越えて、明治・大正期の青年団活動の中にも息づいているものと思われる。

以下に、徳島県における市町村誌の中から、青年団および青年会の名称・設立年・会員数および青年団活動での武道関連の記載を抽出して整理したのが表 7 である。なお、表中の「団体名」の中で 1 文字下げて提示されている団体は前掲団体からの発展的統合および分立を意味している。

表 7 徳島県青年団の会員数と実施武道種目など

団体名	設立年	会員数	記載武道関連名称	備考
御所村青年会	M41.10.23		柔道と撃剣	県訓令による
御所村青年団	T6.3.1	260	柔道と撃剣	県訓令の青年団準則による
土成村青年団	T6		柔術と剣術	県訓令の青年団準則による
市場青年会	M41	100	撃剣	
市場青年団	T5.01	110	撃剣・柔道	
大俣青年団	T5.10			12月に武道講習
住吉村報徳青年会	M43.3.3	67		
住吉村青年団	T6.3		撃剣・柔道・相撲	

¹⁰¹ 三好昭一郎「阿波藍」、財団法人とくしま地域政策研究所編『吉野川事典—自然・歴史・文化』、社団法人農山漁村文化協会、所収、1999、p. 11。

¹⁰² 榎本鐘司「文化文政期の西南地方における剣術他流試合の動向—伊予史談文庫『撃剣試合覚帳』の分析を中心に—」、『アカデミア』自然科学・保健体育編、第 3 巻、pp. 6-7。

¹⁰³ 木原資裕・榎本鐘司「明治期の徳島県における剣道の普及状況について」日本武道学会第 49 回大会発表資料、2017。

下久保青年会	M43		撃剣・柔道・相撲	
西ノ浦農友会	M44.1.7		撃剣・柔道・相撲	
安田青年会	M44.1.17		撃剣・柔道・相撲	
下影青年会	M44.7.19		撃剣・柔道・相撲	
宮奥青年会	M44.8.9		撃剣・柔道・相撲	
正夫青年会	M44.11.1		撃剣・柔道・相撲	
吹青年会	M44.11.3		撃剣・柔道・相撲	
美樫尾興友会	M45.1.30		撃剣・柔道・相撲	
向谷青年会	T1.8.15		撃剣・柔道・相撲	
三好郡青年団聯合会	T6.2.15		剣道・柔道・弓道・ 銃剣術	あらたに三好郡武道月並会規定が設定されている
橘青年会	M44.5	199	相撲・柔道	
八万村青年団	M44.1.30	270		武道講習会を1週間乃至10日
池田町青年会	M44	218	剣道・柔道・相撲	
箸蔵村青年会			撃剣・柔道・相撲	
石井町青年会	M42		撃剣・柔道・相撲	
高川原村己酉青年会	M42		撃剣・柔道・相撲	
藍畑村青年会	M42		撃剣・柔道・相撲	
高原村青年会	M42.10.1		撃剣・柔道・相撲	
高志村青年会	M41		撃剣・柔道・相撲	
浦庄村己酉青年会	M42.3		撃剣・柔道・相撲	
浦庄村自彊青年会	M42.4.27	45	撃剣・柔道・相撲	
浦庄村下浦青年会	M45.3.18	84	撃剣・柔道・相撲	
入田村青年会	M42		撃剣・柔道・相撲	
河野村廣野青年会	M42		撃剣・柔道・相撲	
河野村阿川青年会	M42		撃剣・柔道・相撲	
鬼籠野村青年会	M42		撃剣・柔道・相撲	
神領村青年会	M42.3.10		撃剣・柔道・相撲	
下分上山村進取会	M32.10.5		撃剣・柔道・相撲	
下分上山村中央青年会	M41.1.1		撃剣・柔道・相撲	
下分上山村東雲青年会	M41.3.15		撃剣・柔道・相撲	
下分上山村千里青年会	M41.11.3		撃剣・柔道・相撲	
上分上山村青年会	M41		撃剣・柔道・相撲	
久保青年団	T10			武道講習会
半田町青年団	T9			武道大会
応神村青年会	M37.10		撃剣・柔道・相撲	
林村青年団	T5.10		相撲・剣道・柔道	
南井上村青年会	M44.12		柔道・剣道	
柿島村柿原青年会	M32.2	181	撃剣会	
一条村青年会	M42.10	120	撃剣・柔道	
美拝青年会	M44		撃剣・柔道	
山城谷村西部青年会	M43	244	相撲・撃剣	
山城中央青年会	S18		剣道	
三庄村青年団	T5.12.21	136	角力・撃剣・柔道	
重清東部青年会			角力・撃剣	
契松青年団	M43.11.8	52	撃剣・柔道	
三野青年団	T4.9	230	柔道・剣道・相撲	
松島村青年会			撃剣	

これらのことから、多くの徳島県内の青年団および青年会では、その活動の一環として各種武道が実施されていたことがわかる。上記の中で会誌が作成され、現在、徳島県立図書館内で保管されているものに、大正7(1918)年に澤田喜一が著した『三好郡青年団連合会誌 第1号』(縦書き・全113ページ)がある。その目次は、資料Ⅱ-3-③に示している。

この会誌の論説の最初には、在郷軍人会三好郡連合分会長の又森信吉による「青年諸君に武道の練習を奨む」が掲載されている。その内容は、大正7

(1918)年当時の世界状況と三好郡青年の劣った体力を指摘しつつ、忠勇なる精神の修養と体力の鍛錬の必要性を説き、武道の練習を推奨している。また、前年には三好演武場を建設し、郡兵事会に寄附していることが記載されている。

また、2番目の論説はこの会誌の編集者でもある三好郡青年団連合会副会長の澤田喜市が「本郡青年の補習教育と体育」と題した内容を5頁にわたり記載しており、三好郡青年団連合会の概要を知ることができる。

まず、三好郡の補習教育の実情を述べている。従来、各小学校に青年団の事業として、夜学を開いているものの、不振の状況にある地域が多いが、三好郡においては、補習学校の設置を奨励していることを強調している。実績として、大正4年には僅か7校であったが、大正7年には30校に達しており、来年度にはさらに11校の設置が予定され、郡内の全小学校において補習学校が附設されることを挙げている。

また、体育事業においては次の内容が記載されている(下線は引用者による)。

1. 郡青年連合会は毎年一回総会を開き剣道、柔道、銃槍、相撲、徒競争、力持等の競技をなせり
2. 郡兵事会所有の演武場は池田町にありて毎日池田町及其の附近町村の青年に剣道、柔道を教授せり

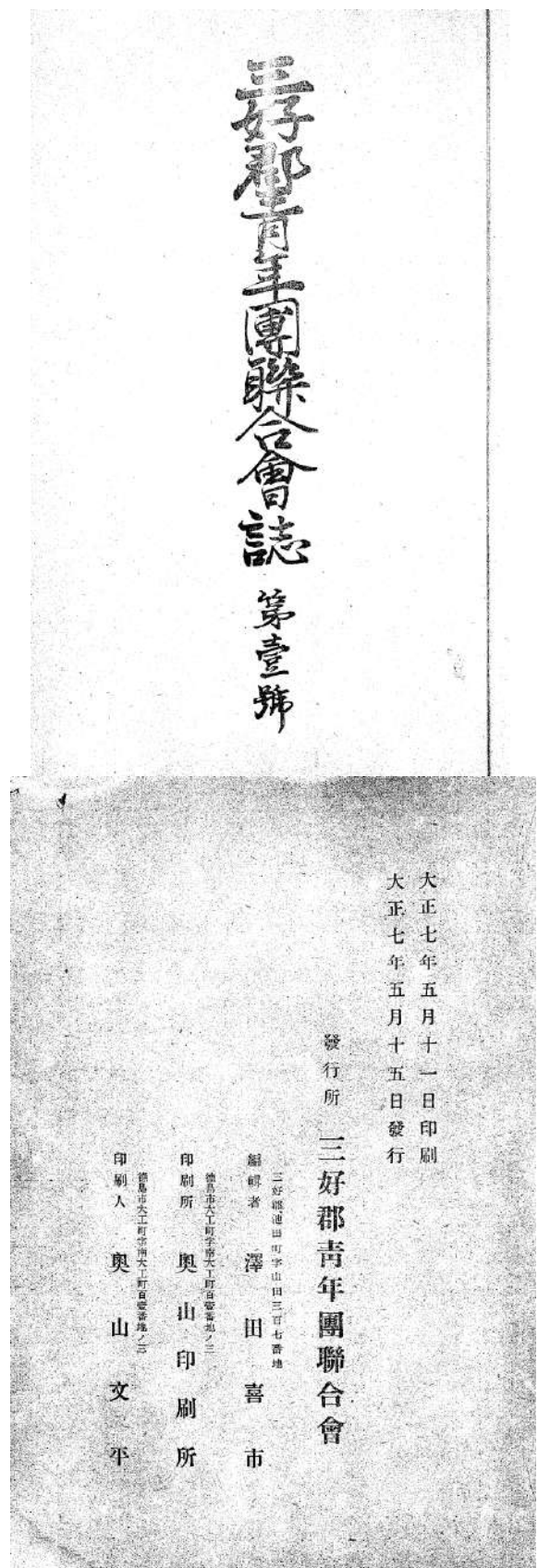


図8 三好郡青年団連合会誌(第1号)
徳島県立図書館所蔵より

3. 各町村青年団は時々総会を開きて体育に関する競技をなし、又之が支部に於て会員共同的に又は会に備附する為、剣柔道道具を購入し熱心に武道の練習をなすもの多し、就中増川（晝間）晝間加茂野宮（三野）白地（佐馬地）馬場（佐馬地）石内（三縄）松尾（三縄）等は其の最たり
4. 本年十月より武道月並会なるものを設け大に青年の尚武心を鼓舞し併せて体育の発達に資せり其の会の規程左の如し而して武道月並会の設立発達については池田町又森信吉氏（退役陸軍少佐）主として盡力せり

これを見ると、毎年郡内で青年団における武道競技会が行われていたことや池田町にある演武場においては剣道・柔道が毎日行われていることから、武道が中心的な存在であったことが示唆される。また、14条の規程からなる「武道月並会」が設置されている。その規程の中には特記的な事項として、以下の規程がある

。

第五條 郡ヲ東部（三野、三庄加茂、足代）中部（辻、井内谷、池田晝間、箸藏）西部（佐馬地、三縄、山城谷、三名）ノ三部ニ区分シ各部ニ於テ年二回宛、郡ヲ通ジテ毎年二、三、五、七、九、十二月ニ於テ毎月一回宛武道会ヲ開催ス

第七條 各会員ハ同一部内ノ月並会ニハ努メテ出場スルノ義務アルモノトス、又他部内ノ武道会ニモ成ルヘク出場スルヲ可トス

第八條 各月並会ニ於ケル武道ノ種類ハ剣道、柔道、弓道、銃剣術等ノ内當番町村ニ於ケル設備ノ状況ニ依リ適宜之ヲ定ム

第5条からは、郡内を東部・中部・西部に分け、各部で年2回、計6回の武道会を行うこととなっており、開催時期も農繁期を外しての開催となっている。前項で池田町にある演武場では剣道・柔道が毎日稽古されていることを述べたが、第7条・第8条との関連で三好郡青年団の「武道月並会」の武道実施状況は、初心者を含めた武道の啓発的な活動も行っていたのではないかと推察される。

この会誌の編集者・三好郡青年団連合会副会長である澤田喜市の「本郡青年の補習教育と体育」以降の論説の多くは、大正7(1918)年当時の世相を意識した青年の修養を説いた内容であり、その論説のほとんどが半ページから1・2頁程度の分量で、武道関連の具体的な実態の記載がほとんどないため、論説の内容については割愛する。

(7) 鳥 取 県

鳥取県でも明治以来の若者組・若者中と呼ばれていたものが日清日露戦後の影響により組織化され有志の青年会が普及発展する。明治 40(1907)年には県が「青年団設置要項」を示し、徐々に青年団が結成され、明治 45(1912)年には県下 326 団体が確認されている。今回、鳥取県立図書館所蔵の青年団資料および市町村史に著された記録から「青年団活動と運動競技」「青年団活動と明治神宮体育大会」「市町村の青年団活動と武道」について報告する。

① 鳥取県での青年団活動と運動競技について

鳥取県では青年団の活動をまとめた『鳥取県青年団報』が大正 13(1924)年から発刊されている。残念ながら全巻の確認はできないが、各報には青年団の各種活動が詳細に報告されている。

大正 13(1924)年発行の『鳥取県青年団報 第一号』¹⁰⁴の「本団記事」には「一、第一回本団総会記事 一、大山登山大会状況 一、第一回本団幹部講習会概要 一、武道大会概要」が報告されており、武道大会も大きく取り上げられている。

武道大会の概要

武道大会は県教育会と連合し、十月廿日県立米子中学校に於いて開催、本団よりは内尾幹事出張す其の成績は左の如し

○剣道部に在ては普通試合二十組の後、優勝試合を為す、部長 三木米子中学校長 審判長大日本武徳会矢野範士 審判係 県内中等学校剣道教師

<試合結果略>

優勝旗は、東伯郡青年団に授与せり。

○相撲部役員並びに成績左の如し 部長米子高等女学校校長 審判係 顧問若嶋権四郎 頭取 荒山宇三郎、三保ノ松 行事 大阪角力協会 行事 木村友一 木村正司 普通取組十八組を終り抜き勝負に移る

<試合結果略>

優勝旗は西伯郡青年団に授与せり。西伯郡教育会寄贈にかかる稽古廻一締は全勝者梶野惣之助君に贈呈せり

このように剣道、相撲の二種目による青年団武道大会が、大日本武徳会や県教育会、大阪角力協会の協力で盛大に行われていたことが窺える。

昭和 6(1931)年発行の『昭和 5 年度 鳥取県青年団報 第七号』¹⁰⁵に「御令旨奉戴十周年記念施設」という記事がある。これは皇太子殿下から令旨を奉戴して十年の記念として県青年団から各青年団に記念施設(事業)を実施するように指示があり、その結果をまとめたものである。それによると県下 51 団体では記念施設(事業)として記念大会、講演、文庫拡張や優秀者表彰、団旗新調、運動会などが実施されていたが、夜見村青年団では「武道大会」が記念事業として開催されている。団員を動員できる場として運動会や武道大会が有益だった事例であろう。

¹⁰⁴ 鳥取県編『鳥取県青年団報 第 1 号(大正 12 年)』鳥取県、1924。

¹⁰⁵ 鳥取県編『鳥取県青年団報 第 7 号(昭和 5 年度)』鳥取県、1931。

同報告書の「本団記事」に（同年度）9月27日に実施した「第五回県青年体育大会」の記事がある。

秋空一碧、ぬぐうかが如く霽れて九月二十七日の米子市勝田ヶ丘は願ってもなき青年団体体育大会日和に恵まれた。日頃練り鍛へて県下式萬の青年団員中から選りすぐった精鋭三百けふぞ最後の決戦である。六つの覇権を目指して各都市が胸に抱く秘策や如何に。ただこれ青年の純情から迸る熱と力の鬱結である。

◇場所 米子市 一、剣道及び柔道所 米子中学校 二、相撲場 米子中学校 三、陸上競技所 西伯公設運動場 四、籃球競技場 米子中学校 五、庭球競技場 米子中学校

◇日程 （一）開会式（西伯公設運動場にて）一、一同着席敬礼 二、遥拝 三、団旗掲揚（君が代の歌一同合唱） 四、令旨奉読 五、松平団長開会の辞 六、総裁訓示 七、審判長競技心得示達 八、選手総代答辞 九、優勝旗返還 一〇、合同体操 一一、敬礼

陸上競技、剣道、柔道、相撲、庭球、籃球（ランキュウ：バスケットボール）の運動大会が盛大に実施されていた。報告書には各種目の優勝者名や記録があり、剣道も「剣道部 団体仕合にては東伯郡優勝 個人仕合 一等 東伯 谷野福敬 二等 西伯 平告孝夫 三等 三島宇治」とあり団体戦と個人試合が行われていた。昭和7（1932）年発行の『昭和6年度 鳥取県青年団報 第8号』¹⁰⁶の「本団記事」にも「第六回県青年体育大会」の陸上競技、剣道、柔道、相撲、庭球、籃球（ランキュウ：バスケットボール）の記録が残っている。このように、この時期、スポーツの活動拠点としての青年団、青年団活動の涵養の為のスポーツ活用という構図が読み取れる。

② 鳥取県での青年団と明治神宮体育大会・関西各府県青年団連合競技大会について

昭和6（1931）年発行の『昭和5年度 鳥取県青年団報 第七号』には（同年度）7月に北海道で開催された全国総会である「大日本連合青年団第六回大会」の報告がある。その中に「団賞授与式」があり体育賞、発明賞、産業賞が授与され、「団賞受賞者」一覧に水上競技、陸上競技、柔道、相撲の受賞者に並び「剣道 兵庫県 松本敏夫」¹⁰⁷の名前がある。松本氏は前年にあたる昭和4（1929）年の「第五回明治神宮体育大会 剣道 青年団の部」で優勝しており、この賞はその顕彰と思われ青年団と明治神宮体育大会の強い繋がりを窺い知ることができる。

昭和7（1932）年発行の『昭和6年度 鳥取県青年団報 第8号』の「本団記事」に「第六回明治神宮体育大会選士派遣」記事があり陸上競技、剣道、柔道、相撲の4種目に鳥取県から選士を派遣している。詳細について同書の「報告」の項に10頁に亘って「第六回明治神宮体育大会本県青年選士の戦績」に、各種目の試合方法・県選士の成績・観戦記がある。剣道の試合方法については次のとおりである。

¹⁰⁶ 鳥取県編『鳥取県青年団報 第8号（昭和6年度）』鳥取県、1932。

¹⁰⁷ 剣道範士九段、第4回大会（昭和2年）、全国大学専門学校部の部で個人優勝、第5回大会（昭和4年）では青年団の部で優勝。戦後、経財界で活躍、関西学生剣道連盟会長、全日本学生剣道連盟会長を歴任。

各府県から二名ずつの戦士が出場し四回迄試合せしめ最高点を得たる団体を優勝団体とし、又最高点を得たる者を個人優勝者とす。但し同点のものある時は更に試合せしめて之を決する。各試合における勝ち星（一本勝負）を一点とし最高点を得たる団体を優勝団体となし優勝旗を授与せらるる

このように二人制の団体戦の実施方法が記録され、残念ながら鳥取県代表は予選敗退している。

さらに「(昭和五年)十月十二日甲子園南運動場及向陽中学校道場(剣道、柔道)にて開催された関西各府県青年団第二回連合競技大会選手派遣」の記事では剣道、柔道、相撲、陸上競技に派遣した選手名がある。また「昭和七年度行事予定表」内に「第十月 体育大会 関西府県青年団競技大会」とあり、隔年開催の明治神宮体育大会の間年に「関西府県青年団競技大会」に派遣していたが、この大会自身が隔年開催なのか、派遣が隔年なのかは断定できない。これらのことから、県代表者を毎年県外に派遣するなど、青年団の活動とスポーツが密接にかかわっていたことが窺える。

③ 各市町村における青年団の活動と武道活動

以下の市町村史において、戦前の青年団、青年会、処女会、補習学校等の活動が確認できた。

『鳥取市史』『鹿野町誌(下巻)』『東郷町誌』『赤碕町誌』『用瀬町誌』『淀江町誌』『溝口町誌』『三朝町誌』『東伯町誌』『羽合町誌』『岩美町誌』『逢坂村誌』『和田史誌』『国府町誌』『河原町誌』『船岡町誌』『若桜町誌』『大山町誌』『西伯町誌』『泊村誌』『青谷町誌』『境港市史』『岸本町誌』『気高町誌』『智頭町誌』『郡家町誌』『八頭郡誌』

その中で武道・運動・競技の活動が確認できたのは、次の15青年団である。

山東連合青年会¹⁰⁸(大正4年設立:相撲・テニス・遠足)、国府青年団¹⁰⁹(大正4年設立:バレーボール)、気高青年会¹¹⁰(大正4年設立:マラソン)、逢束村連合青年会¹¹¹(明治44年設立:運動競馬)、赤碕青年団¹¹²(大正5年設立:水泳)、泊文友青年会¹¹³(大正3年設立:武道会・相撲会・水泳会・陸上競技会)、蒲生村青年会¹¹⁴(明治35年設立:武術・体操・水泳・体力増進・角力・運動会・健脚会)、岸本青年団¹¹⁵(設立不詳:剣道・陸上競技)、船岡青年団¹¹⁶(設立不詳:相

¹⁰⁸ 鹿野町編『鹿野町誌(下巻)』鹿野町、1970、p. 687。

¹⁰⁹ 国府町編『国府町誌』国府町、1987、p. 869。

¹¹⁰ 鹿野町編、前掲、p. 687。

¹¹¹ 東伯町編『東伯町誌』東伯町、1968、p. 386。

¹¹² 赤碕町編『赤碕町誌』赤碕町、1974、p. 524。

¹¹³ 泊村編『泊村誌』泊村、1989、p. 642。

¹¹⁴ 岩美町編『岩美町誌』岩美町、1968、p. 760。

¹¹⁵ 岸本町編『岸本町誌』岸本町、1983、p. 945。

¹¹⁶ 船岡町編『船岡町誌』船岡町、1968、p. 255。

撲・力くらべ)、用瀬青年団¹¹⁷ (大正 10 年設立: 運動会)、社村処女会¹¹⁸ (大正 7 年設立: 運動会)、溝口青年会¹¹⁹ (明治 43 年設立: 運動会)、智頭青年団¹²⁰ (設立不詳: 祭礼・力くらべ・俵あげ)、郡家青年団¹²¹ (設立不詳: 運動会) であり、多くの団体で活動していた。

大正年代設立の青年団が多いが、これは大正 4 (1915) 年の内務・文部両大臣の訓令を受けて、本県でも大正 5 (1916) 年 4 月 1 日「青年団体設置に関する標準」を定め準拠することを求めたことにより、県内の青年団活動はより活発になる。この訓令を「岩美町誌」から引用する。

- 1 目的 青年団団体は団員相互の親睦を厚うし、相砥礪して心身を錬磨し、以て健全なる国民、善良なる公民たるの素質を得しむるを以て目的とする。
- 2 組織 市町村に於ける義務教育修了者又は之と同年令以上の者 (学校在学者は除く) を以て組織し、その最高年令は二十才を常例とすること。
青年団体は市町村を区域として組織し、各部落に支部を設け、又町村青年団を統一して郡青年団を組織すること。
会長、副会長にはその区域内における学校長・市町村長若くは名望ある者を挙げることに。
- 3 事業 補習教育は青年団の事業中最も必要となるを以て団員に対しては適当な方法で之が強制を図ること。
智徳の啓発のため一講習会・文庫の設置・展覧会・読書会・品評会の開催及び実地見学。忠君愛国・敬神崇祖の念を養うため一神社参拝・祭事参与・展墓・小学校儀式参列。勤勉力行の習慣養成及び自治共同訓練のため一貯金・耕作・植林・開墾・道路橋梁の修繕・掲示板の設置。体力の増進を計るため一角力・武術・体操・運動会・健脚会・水泳等。 娯楽・慈善救済・風紀の改善民風の振興・軍事思想及び国民精神涵養。
青年団体には会場を設けること。(下線 ― 執筆者)

このように青年団の性格、主旨、事業がよくわかる。親睦・研鑽の為には体育的行事はわかりやすいイベントだったと思われる。なかでも中等学生以外の青年にとって、教養・娯楽の一つとして、また前述の各種競技大会を目指し体育競技を実践する場としても、同地域・同年代の若者が集う青年団は重要な場であることが窺える。

¹¹⁷ 用瀬町編『用瀬町誌』用瀬町、1973、p. 523。

¹¹⁸ 同前 p. 523。

¹¹⁹ 溝口町編『溝口町誌』溝口町、1973、p. 566。

¹²⁰ 智頭町編『智頭町誌』智頭町、2000、p. 450。

¹²¹ 郡家町編『郡家町誌』郡家町、1969、p. 310。

(8) 福岡県

『福岡県剣道連盟史』福岡県剣道連盟発行(2006)には、青年団と剣道に関する記載はないが、大坪壽・本小委員会委員が平成 26(2014)年に全日本剣道連盟に提出したデジタルデータ「久留米地方剣術資料」の中に、杉森彬「武道物語」(福岡県八女郡立花町広報紙『広報たちばな』・連載)と、高木春夫『明善校剣道武誌』のなかに若干の記述がある。しかし、後者については大正 10 年代～昭和初期における当時の中等学校と各種団体との交流試合の記録等の活動記録が記され、そこに青年団関係者と覚しき人の名前がみられるが、毛筆文字が擦れており記載人物の所属等の判読が困難であった。よって、前者に記載のある「辺春村撃剣会」についての報告のみとする。

①「武道物語(26)」広報たちばな(No. 207)、昭和 47(1972)年 5 月、所収

福岡県八女郡立花町の剣道家・平島又造についての紹介文のなかに青年団との関わりについての記載があった。平島又造の履歴については、以下の通りである。

- ・郷土にあつて農業に従事し、旧久留米藩士・武藤宏太郎について剣道の修業を始める。
- ・明治 27(1884)年 8 月 「真神陰剣術申渡証」を武藤宏太郎より受領。
- ・明治 32(1899)年 3 月 「真神陰流剣術目録」を武藤宏太郎より受領。
- ・明治 38(1905)年 10 月 「神陰流剣術免状」を吉川新五郎より受領。
- ・大正 8(1919)年 大日本武徳会八女支部会の委嘱により後進を指導。特に、豊岡村・小川精造村長の依頼で、12 年間同村の青年団にて剣道を指導。
- ・大正 11(1922)年 2 月 「津田一伝流印可極意」を松石渉より受領。
- ・昭和 35(1960)年 5 月 剣道教士取得。
- ・昭和 37(1962)年 5 月 剣道 7 段取得。
- ・昭和 44(1969)年 9 月 27 日 逝去。

この平島又造の経歴からすると、古流剣術と竹刀剣道を併習していたことがわかるが、年齢など称号・段位の取得状況をみると、剣道の専門家ではなかったようだ。しかしながら、自宅には近隣の部落から多数の青年たちが剣道の指導を受けるために日参したとある。戦後は、剣道の復興と発展に尽力し、立花町剣友会顧問、八女地区剣道連盟顧問として推挙され、剣道大会には欠かさず出席し、審判の任に当たり、米寿を過ぎても矍鑠として暑中稽古・寒稽古には道具を着けて指導にあったという。

②「武道物語(27)」広報たちばな(No. 209)、昭和 47(1972)年 7 月、所収

執筆者の杉森によれば、大正 7(1918)年東京・成美道発行の『農業学校大正新読本 巻二』に、『地方自治要鑑』からの引用文として、八女郡辺春村で開催された「辺春村撃剣会」についての記載があるとして、これを紹介している。幸い、この『地方自治要鑑』¹²²(内務省地方局編纂、明治 40・1907 年)の原本を閲覧することができたので、これをもとに辺春村青年団における剣道実

¹²² 本節執筆中に、この『地方自治要鑑』を発見できたことは幸運であった。本要鑑は、明治年当時の数多くの青年団の状況が報告されており貴重な史料といえる。

施の模様を記載したい。

『地方自治要鑑』が編纂・発行された明治40年は、第I部で述べた地方改良運動の指針とされた「戊申詔書」発布の前年にあたり、日露戦争後の地方の現状を詳細に把握し、その後の地方自治政策の資料とする目的で編纂されている。目次から本要鑑の内容をみると、全16章から構成されており、第12章で「青年団体の活動」について述べられているが、全国の青年団体を詳しく調査・報告している。他の章でも、全国自治体の現状について詳細に記述されている。

本節の主題である、福岡県八女郡辺春村の青年団における「青年撃剣会」について、その概要をみてみよう（資料Ⅱ-3-④）。

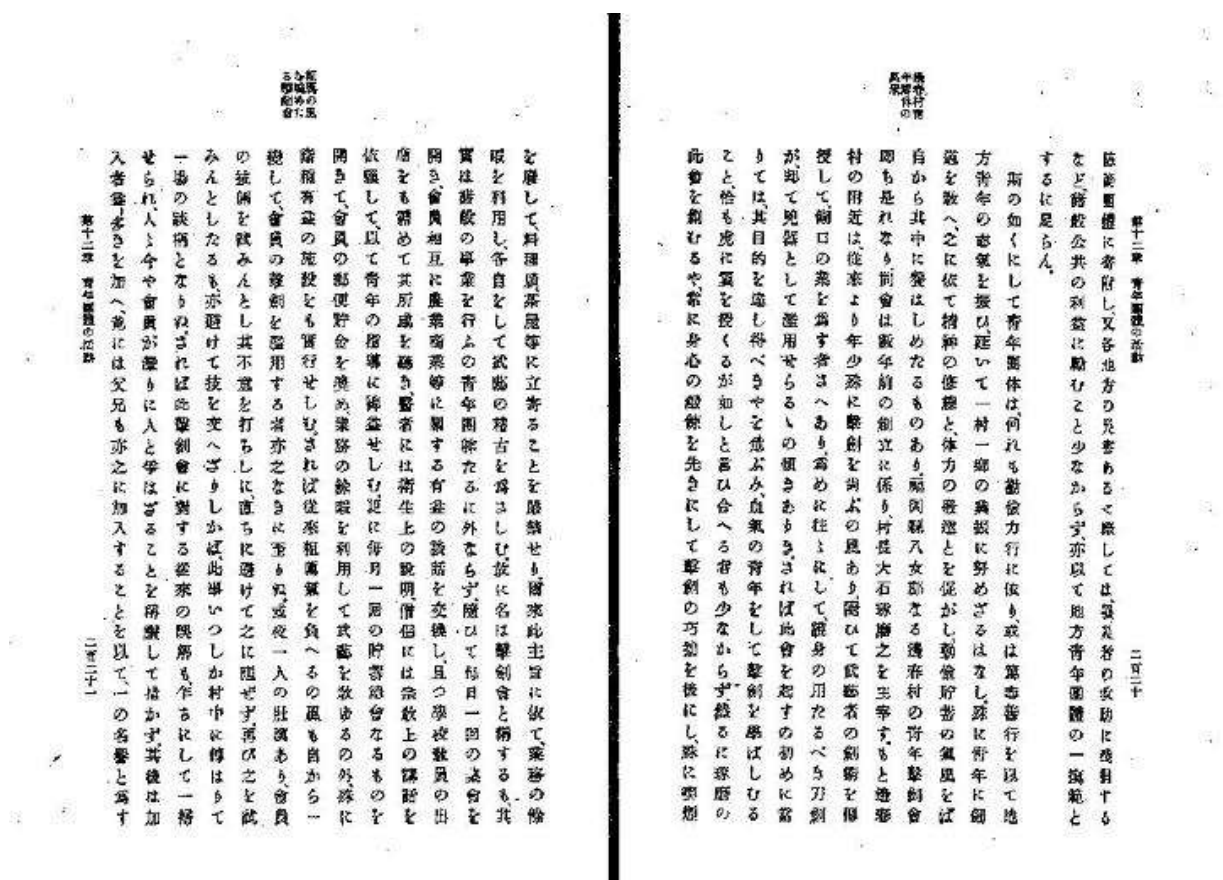


図9 内務省地方局編纂『地方自治要鑑』明治40(1907)年
国立国会図書館デジタルコレクションより

『地方自治要鑑』では、日露戦争後の明治40年頃にはすでに「青年団体は、何れも勤儉力行に依り、或は篤志善行を以て地方青年の志気を振ひ、延いて一村一郷の興振に務めざるはなし」として、地方のリーダーによって地方改良の兆しはあったとしている。そして、「殊に青年に剣道を教へ、之に依て精神の修練と、体力の発達とを促がし、勤儉貯蓄の気風をば自から其中養はしめたるものあり。福岡県八女郡なる辺春村の青年撃剣会即ち是れなり」として、模範的な事例として辺春村を紹介している。辺春村の「青年撃剣会」は、村長・大石琢磨の強いリーダーシップによって創立されたものであるが、この地域には従来から少年たちが撃剣を学ぶ風土があったという。しかし、このことが「往々にして、護身の用たるべき刀剣が、却て凶器として濫用せらるゝ」

傾向があり、血気盛んな青年に撃剣を学ばせるのに不安の向きが村内にもあった。そこで、大石は「常に身心の鍛錬を先きにして撃剣の巧拙を後に」する精神を諭し、仕事が終わった後にたばこを吸ったり、料理屋や茶屋に立ち寄る代わりに、余暇を利用して武道を学ぶことの修養的意義を説いたのである。大石村長の努力によって、辺春村の青年たちは節操ある有為の若者に育っていると要覧では評価している。すなわち、「撃剣会」と称してはいるがその実は「青年団」と同義であり、集会を開き、会員相互に農業や商業に関する有益な談話をしたり、また「貯蓄総会」を開いたり、他の有益な事業をめざした青年団体であったという。

辺春村青年団の青年団の創立は、要覧編纂の数年前というので明治 40 年代に入ってからだが、大正期にみられる自己修養としての剣道の実践を先取りしていたともいえるが、「この会には、平素より会員の行状を観察せんがため、幹事を置きて之を調査せしめ、不都合の所為ありと認むるときは、旧時武道の方式に擬して、破門するを以て其制裁となせり。従ひて一般会員に対するの監督も其よろしきを得、一郷の年少靡然として化に向へり」というように、かなり厳しい統制がなされた青年団体であったといえる。しかし、内務省の調査であるので、この撃剣会からの回答が実情を反映したものかどうか精査する必要がある。

Ⅲ. 明治神宮大会と青年団剣道について

本章では、大正 13(1924)年から開催された明治神宮競技大会を取り上げ、神宮大会と青年団剣道との関係について述べる。

この大会は、青年団の競技にとって初の全国大会であった。そしてこの大会は戦後の国民体育大会の前身となる全国的体育大会であり、第 1 回大会の「明治神宮競技大会」は大正 13(1924)年に内務省主催によって举行された。その後、昭和 18(1943)年の第 14 回大会が戦火の拡大によって中止となるまで、第 3 回から「明治神宮体育大会」、第 10 回から「明治神宮国民体育大会」、第 13 回から「明治神宮国民錬成大会」と名称と性格を変えながら行われた大会である¹(本論では第 1 回大会から 13 回大会までのすべての大会の名称を「明治神宮大会」と統一する)。

1. 明治神宮大会開催の経緯

神宮大会創設の背景として、明治神宮の造営に青年団が深く関わったことが挙げられる。明治神宮の造営の計画は大正 4(1915)年から始まった。造営の背景には、従来の民間の仏寺信仰を排し、王政復古という皇統にかかわる神を祭るとともに、伊勢神宮を頂点とした社格制度の再編という近代天皇制のイデオロギー政策があった。また、明治神宮造営局総務課長に任命されたのは、青年団運動の指導者の一人である田沢義鋪だった²。

明治神宮御造営工事は、大正 8(1919)年の秋ごろから労力と金銭面での枯渇により、職工人夫の募集に種々の方法を模索していた。そこで、明治神宮造営局は「大正八年十月に先づ静岡県安倍郡有度村の青年團員五十名を選抜して試験的に十日間だけ奉仕させ³」たところ、「皆誠心誠意労働に従事しまして其の成績も極めて良好で有りましたから、引続いて各地青年団の奉仕を勧誘しよう」と計画しましたのに、前申しました団体の奉仕を聞知した各地の青年団は當局の勧誘を待たないで先を争って奉仕を希望する様に成つた⁴」というように各地の青年団は進んで神宮造営の奉仕を希望したのであった。明治神宮造営工事に参加した青年団体数は 110 団体、団員総数は 5,600 人にのぼった⁵。全国各地の青年団はこれを「千載一隅の光栄」として取り組んだ。こうした青年団の取り組みは、以下のように多大なる評価を得た。

青年団の奉仕は最初財界の趨勢に伴った勞力拂底の緩和策として計画したのでありますが、青年奉仕の至誠に依りまして此の當初の目的は十二分に達せられたばかりで無く、全国各府県の青年団が逐一上京して規律ある団体生活の許に至誠労働に従事した結果は、青年団の団体訓練の発達貢献した所が少く無いで有りませう。⁶

¹ 高嶋航『帝国日本とスポーツ』塙書房、2012、p. 119、参照。

² 吉見俊哉・白幡洋三郎・平田宗史・木村吉次・入江克己・紙透雅子『運動会と日本近代』青弓社、1999、pp. 171-172、参照。

³ 庭園協会編『明治神宮』高山房、1920、p. 97。

⁴ 同前、p. 97。

⁵ 内務省神社局『明治神宮造営誌』、1930、p. 428、参照。

⁶ 庭園協会編、前掲、p. 100。

明治神宮の造営に貢献した青年団の活躍に目を付けた内務省と文部省は、全国青年団の奉仕代表者を明治神宮に招集し、神宮境内において青年団に参拝を行わせた。大正9(1920)年11月11日から1週間開かれた神宮代参大会では、約800人の青年団代表者が明治神宮に参列し玉串を捧げ、その際には『憲政と自治』や『明治天皇の御聖徳』なる講演も行われた⁷。青年団の参拝は、「一斉に全国青年團が遙拜式を挙げて欲いと之は当局の希望⁸」であった。

以上のように、明治神宮造営に全国の青年団が大きく貢献したことが、神宮大会創設につながっていく。内務省・文部省が青年団に対して、皇国・愛国の思想の強化をめざしており、そのための手段として全国規模の運動競技大会の開催を企図したものと捉えられよう。

2. 明治神宮大会の特質

次に、神宮大会において剣道はどのように位置づけられていたのかについてみる。第1回大会で青年団剣道試合の審判員だった高野佐三郎⁹は試合について、「青年諸君が余程稽古を精励されたことを証明したものだと思ふ¹⁰」と評価をした。だが、「然し欲をいへは今少し真剣味があつて欲しかつた。剣道は勝負のみが眼目ではないのである。…略…今後一層真剣味充実に努力されんことを希望する¹¹」というように勝利主義に偏った試合であったことを嘆いている。このような神宮大会の剣道の試合方法に対する不満・批判の声が高まりを見せたことは、大日本武徳会のその後の対応からもわかる。

大正14(1925)年に開催された第2回大会に、武徳会は不参加声明を出した。その理由は主に①武道は「他の運動競技と類を異にして」精神修行を主としている、②武道は勝負を争うべきではない、③武道では入場料を徴収すべきではない、といったことであった。

これに対して第2回大会開催の後に明治神宮競技大会剣道大会準備委員が声明¹²を出した。

声明で述べられている神宮大会側がとらえている武道とスポーツの関係について整理して以下に列挙した。

- ①「武道」と「競技道」は各々特色が異なるが、運動競技には、「スポーツマンシップ」があり、日本古来の武術と似たところがある。「身心陶冶上」最も有力な「要道」と認められる。特に「公德心」、「共同心」等を訓練する上において価値がある。
- ② スポーツマンは試合を行う際、「信義」、「礼讓」、「公明正大なる態度」をもって常に全力で技を競い合う。そして、負けても相手の勝利を祝福する「襟度」(度量、寛容さ)をもっている。
- ③ 手段を問わないで、勝敗のみを目的とするのは真のスポーツマンではない。このことは武士道の精神に照らし合わせても同じことがいえる。

⁷ 『朝日新聞』「全国青年団の神宮代参大会」大正9(1920)年11月13日、参照。

⁸ 『朝日新聞』「全国青年団の神宮代参大会」大正9(1920)年11月13日。

⁹ 高野佐三郎は学校剣道を近代的に整備した人物である。大日本武徳会の成立にも貢献し、大正2年には剣道家の最高荣誉である剣道範士の称号を授与された剣道界の第一人者である(庄子宗光『剣道百年』、1966、pp. 60-65、参照)。

¹⁰ 内務省衛生局編『第一回明治神宮競技大会報告書』内務省衛生局、1925、p. 381。

¹¹ 同前 p. 381。

¹² 「スポーツと武道の関係を述べ明治神宮競技大会に参画したる理由を声明す」という声明。(内務省衛生局『第二回明治神宮競技大会報告書』、1926、pp. 140-142)。

- ④ 武道の沿革とその本質とに鑑みて、益々武道が発達することに期待しているのであって、決して武道とスポーツとを同一視しているわけではない。しかし、全く武道がスポーツと異なるということはできない。
- ⑤ 武道とスポーツは互いの長所を取り合い、短所を補うべきである。これはすなわち、「開国進取の国是に合致」することであり、国力の発展、伸長につながる。
- ⑥ 武道である剣道の修業による効果は、「地稽古」によって大部分が得られる。そして試合は地稽古の「精髓」を発揮するものなので、理想的な試合は修養上にも重要な手段である。
- ⑦ 一部の論者のいう「仕合を不必要とせる域に達せるもの」は「達人」のことであって、「一般普通人」に対しては、理想的な試合を行うことは必要であるが、試合を不必要とする理由は何らない。
- ⑧ 剣道でもスポーツでも、技だけではその成果が勝敗に結びつくわけではない。「精神の修養」の練習を積み重ねている者が初めて競技で「発露」できる。だから、「競技大会」という名称の下に剣道の試合が行われることを直ちに「非あり」とすることは、競技を国家が奨励している真意を解していない。
- ⑨ 国家としては、試合競技を理想的に行うために、「各部相独立」してその特色を発揮して、「神明に誓って」正々堂々と競技を行うことを要求している。しかし、剣道のみこれに参加を拒むということは、「大帝の神慮に背くもの」であり、剣道の真髓を理解できていないだけでなく、剣道の将来を誤ることになると思う。

神宮大会の特色は⑦にあるように、あくまで「一般普通人」を対象としているというところにある。国民全体を対象とし、国民を訓練することによって、最終的には国力の発展、伸長に期待しているのである。その目標達成のためには外来スポーツを「競技道」（下線_引用者）と表現し、武道とスポーツ双方の長所を取り合うべきであるという考えを持っていた。そして試合に関しても、スポーツマンシップをもって理想的な試合を行うことは、国民の修養上重要な手段であるという見解を示している。とにかくこの時点ではこのように、武道とスポーツとを同質に捉えることが「大帝の神慮」であり、国家の方針であったといえる。

なお、この論争の火種となった第1回大会の剣道において優勝試合(団体戦)を行ったのは、青年団員優勝試合と在郷軍人高点試合の2試合だけであった。このほか、大学、高等専門学校、武徳会、民間道場の各地代表の試合については個人3本勝負を行っただけに止まり、優勝試合は行われなかった¹³。このことから、とくに武徳会の方針と異なった大会形式であったのは青年団、在郷軍人の試合であったことがわかる。

第2回大会に不参加表明を出していた武徳会は、第3回神宮大会から再加入することになる。その際、新たに選出された武徳会側の準備委員と神宮大会準備委員との間で委員会を開いた。この委員会では以下の3方針について説明され、了解された。

- ① 試合は必ず優勝者を作ること。

¹³ 庄子宗光『剣道百年』時事通信社、1966、p. 182、参照。

- ② 一般国民が誰でも出場の出来る様組織すること。
- ③ 選手全員を平等な立場に置くこと、従って専門団体が与えた資格の有無によって何等の差別をしない。¹⁴

このように、神宮大会準備委員会は神宮大会が一般国民を対象としている姿勢を崩さなかった。

3. 明治神宮大会の競技種目

(1) 神宮大会創設の趣旨と第1回の競技種目

神宮大会創設の趣旨について、若槻礼次郎内務大臣は第1回神宮大会の開会式において次のように述べている。

惟に国民の心身を鍛練し興国の精神を發揚する上に於て運動競技に勝るものは極めて鮮いのである。由来我國民は尚武の氣象に富み其の精華は武士道として發現し、長く國民精神を支配したのである。明治の聖代に至るに及び國際の關係に伴ひ新なる運動競技翕然として勃興し今や國際的にも一大進展を成さんとするの機運に向つてゐる故に斯かる時代において克く彼の長を採り、我の短を棄て渾然融合せしめて國民を指導すべき新なる一大精神を樹立する事は斯道關係者の勉めねばならぬことと信ずる。このときに當り毎年明治神宮例祭を機とし神宮競技大会を開催し、広く各般の競技を行はんとするのは即ち明治大帝の御聖徳を偲び奉ると共にこの機運を促進し益々斯道の普及を図って國民の剛健なる精神と身体とを鍛鍊せんと欲するに外ならぬのである¹⁵。

神宮大会の目的は「明治大帝の御聖徳を偲び奉る」こととともに、國民の「剛健なる精神と身体」を鍛鍊することであつた。そして、明治時代の國際化にともなつて多種の運動競技が認知、実践されるようになった各運動競技の「利点」をとり、國民の「新なる一大精神を樹立する」と述べている。

当時の新聞では、神宮大会についての論説において、たとえばラグビーであれば、「英國兵が突撃に移る時の感想として述べたる「戦争はラグビー競技に出場するに均し」この一語はこの真理を学破せるものではないか。運動精神の極地は、即ち新時代に最も適應せる日本の武士道である¹⁶」とある。この記事からも、神宮大会は、目的はともかく、積極的に外来スポーツを取り入れようとする姿勢があつたことがわかる。

第1回神宮大会においては、トラックフィールド、フットボール(サッカー)、ラグビー、ベースボール、バレーボール、バスケットボール、ボートレース、テニス、ホッケー、水泳、剣道、柔道、弓道、相撲(素人に限る)、乗馬といった競技種目が行われた。そして、青年団、一般(学生を含む)、軍人、女子の各部門に分けて行われた。その中で、青年団の部として開催されたの

¹⁴ 明治神宮体育会『第三回明治神宮体育大会報告書』、1929、p. 52、参照。

¹⁵ 内務省衛生局編、前掲、pp. 91-92。

¹⁶ 『朝日新聞』「日本運動界の一新紀元」、大正13(1924)年10月30日。

は、①陸上競技②剣道③角力の3種目であり、参加人数は陸上競技408人、剣道72人、相撲66人の計546人であった¹⁷。

(2) 民間団体主催の明治神宮大会

それまで内務省主催で行われていた神宮大会は、文部省の「学生は学業第一」の意見と対立し、大正15(1926)年開催の第3回大会から昭和12(1937)年開催の第9回大会までは、各競技団体が参集した民間団体である明治神宮体育会が主催した。この期間の神宮大会は、学生参加問題に端を発し、主催者が民間団体に移行したことは、経費の問題はあるものの、スポーツが平和の祭典として発展していくには非常にいい機会となった。

こうした民間団体が主催した期間中に開催された、昭和4(1929)年開催の第5回大会からは、秩父宮殿下が総裁に就任し、天皇陛下の行幸を得ることとなった。そしてラグビー、陸上競技、バスケットボール、バレーボール、ホッケー、相撲、野球は天覧の栄誉を授かった。この時、剣道の試合への行幸はないが、この年の5月には御大礼記念天覧武道大会が開催されており、神宮大会行幸に先立ち、天覧武道大会がスポーツ行幸のテストケースになっていた。

昭和6(1931)年開催の第6回大会は、冬季大会も加わり、三期制になった。昭和8(1933)年開催の第7回大会は、学生の全国大会が整ってきたので中学高専の部門がなくなり、昭和10(1935)年に開催された第8回大会では専門家の部門がはじまる。このような昭和初期の神宮大会は純粋なスポーツの祭典として発展していくが、このころより資金不足が生じてくるようになる¹⁸。

(3) 戦時下の明治神宮大会

昭和12(1937)年9月に開催された第9回明治神宮大会夏季大会は日中戦争勃発後ではじめての神宮大会となった。この大会より政府の補助金は1万円から3万円に増額され、入場料が廃止された。秋季大会は10月に開催され、開会式前日に青年団選手と役員が明治神宮に参拝し、皇軍の武運長久を祈願した。しかし、大会自体は従来通りにおこなわれ、戦時色が強まったわけではなかった¹⁹。

一方、このころの武道界はどうであったか。高嶋によれば次のような状況であったという。

昭和13(1938)年2月に衆議院で一連の武道振興に関する決議案が可決された。厚生省体育運動審議会の一部の委員は「武道尊重論」を主張し、外来スポーツを日本精神のヌケガラであるかのように扱い、「何か時局的なイデオロギーを製造しようとあせつてみた厚生省当局」はこれを高く評価したという。日本国内では「欧米依存主義排斥の声の下に、柔剣道のみを日本精神なりとして尊重したり、時代的色彩とでも申すか、国防競技と称するものが生まれたりして来るのが最近の世相に現れ」ていた²⁰。

¹⁷ 大日本青年団『大日本青年団史』、1942、pp. 167-170、参照。

¹⁸ 太田順康・長瀬聡子「明治神宮体育大会に関する研究—明治神宮体育大会と昭和初期のスポーツについて—」（『大阪教育大学紀要』IV, 51, 2, 2003, pp. 485-499）pp. 490-491、参照。

¹⁹ 高嶋航、前掲、p. 133、参照。

²⁰ 高嶋航、前掲、p. 134。

このような武道に国家的アイデンティティを求めるような状態にあつては、政府の考える武道には娯楽性は完全に消え失せていた。文部省は大正9(1920)年の、「全国青年団之娯楽」の中で、全国の主な娯楽として剣道、柔道、相撲などの武道を取り扱っている²¹。しかし、昭和5(1930)年時点ではすでに、農村、漁村における娯楽の概況を全国道府県文部省の報告もとにまとめた「民衆娯楽調査資料, 第1集」の中で挙げられた主な68の娯楽に、武道は1つもみられない²²。このことから、昭和5年において政府は武道を娯楽の範疇外のもの、すなわち戦技に役立つ訓練として捉えていたことが考察される。

昭和14(1939)年の第10回大会からは、軍人予備軍としての国民の体力向上を主な目的としてつくられた厚生省を主催者として政府主導事業として、開催された。大会は「明治神宮国民大会」と改称され、昭和18(1943)年まで毎年開催されることになる²³。神宮大会が第10回大会以降毎年開催された理由は、「挙国的体育祭典としての実を挙げ澎湃たる民族意識の宣局には単に明治神宮外苑競技場を中心に其の期間だけ中央に於て盛大に大会が挙行せられるだけでは充分ではない²⁴」という判断からであった。つまり国民の民族意識高揚のためには、毎年の継続開催が必要とされた。

さらに、神宮大会の視線は以下のように体育による国民総動員に向けられるようになる。

中央に於て盛大に大会が挙行せられるだけでは充分ではない。寧ろそれ以上に大切なことは全国津々浦々国土の辺に於ても一億國民が之に参加し…中略…体育運動を通じ銃後國民の意氣と聖戰目的完遂の精神をいよいよ堅持し…中略…中央大会に選ばれた選手は真に郷土を代表し或は夫々の國民の代表者としてあらゆる意味に於ける國民代表として神宮大会に参加し神事奉仕することによつて益々この意味が深くなる²⁵。(傍点一引用者)

第10回大会において実施された競技種目は、「剣道、柔道、弓道、相撲、国防競技、集団体操、陸上競技、馬術、射撃、体操、蹴球、ラグビー、野球、排球、籠球、漕艇、庭球、ホッケー、卓球、ヨット、自転車」であった。この大会より競技の配列に序列化が行われ、列举の順番は国家にとっての重要性を示すものとなった。そして、武道は上位に置かれ、球技と乗物を使用する競技が下位に置かれた²⁶。

この第10回大会からは、青年団の競技として手榴弾投げ、障碍物競走、重量運搬継走、銃剣術団体試合、多摩御陵参拝団体競歩などの戦技的種目を実施した。大日本青年会はこれらの競技を体育(運動)審議会の答申を基礎とする「国家の方針を具現」したものとした。こうした戦技的種目の台頭は、大日本体育協会や陸上競技関係者などのスポーツ関係者にとって、スポーツの否定

²¹ 文部省普通学務局『全国青年団之娯楽』、1920、pp. 1-4、参照。

²² 文部省社会教育局『民衆娯楽調査資料, 第1輯』、1931、pp. 1-2、参照。

²³ 太田順康・長瀬聡子、前掲、2003、p. 491、参照。

²⁴ 厚生省『第十二回明治神宮国民体育大会報告書』、1942、p. 79。

²⁵ 厚生省、前掲、1942、p. 79。

²⁶ 高嶋航、前掲、p. 136、参照。

に等しく、政府の方針は「純粋スポーツ」から離れていくようになる²⁷。

昭和 16(1941)年に開催された第 12 回神宮大会時には、大会の規模がほぼ半分に縮小されるなか、武道のみは拡大され、剣道、銃剣道、柔道は「国防競技として実践的訓練の立場から充実を計り参加人員も昨年の三千二百余名から四千名に増加する」ことになった。このように武道が重視されていたが、それは従来の武道の延長ではなかった。剣道は一本勝負に統一され、袴を廃して教練ズボンまたは団服ズボンに改められたというように、武道が「実戦的訓練化」されるようになった²⁸。

第 13 回神宮大会が開催される前年の昭和 16(1941)年 12 月 8 日、太平洋戦争がはじまった。そのような状況下で開催された第 13 回大会の実施方針²⁹は以下のようなものであった。

- ① 皇国精神の涵養に努むること。
- ② 基礎体力の錬成と国防技能の修錬を目標とすること。
- ③ 全国民を対象とし平素の心身錬成に重点を置くこと。
- ④ 地方における行事に重点を置くこと。
- ⑤ 中央大会には大東亜共栄圏内より広く邦人を参加せしむること。

このように、国民の皇国精神が促進されることを望み、体育は国防の準備として位置づけられるようになる。高嶋も「明治神宮大会はもはや「競技大会」でも「体育大会」でもなかった。それはまぎれもなく「錬成」のための大会であった³⁰」と述べるように、神宮大会は地方の統制を強く意識し、全国民を戦争へと向かわせるための道具とされていった。

4. 剣道・青年団の部の設置について

(1) 設置の経緯

明治神宮大会において青年団競技が創設された経緯について、当時の日本青年館主事であった後藤隆之助の報告をもとにみていく。

青年団の運動競技は地方では大会等を開催せられ日を追って益々盛になつて居つたが未だ之を一丸とした全国的な大会は開催せられるに至らなかった。そこで本館に於てその第一回全国青年団競技大会を挙行し単に従来の地方的な青年団の運動競技を発達助成せしめると云ふのみならず国民保健の上に且又動ともすれば衰退せんとする青年の精神作興に資せんとしてとに角競技の種類及参加資格並に府県よりの選出参加人員数を決定し四月十六日附を以て各地に檄を発するに至つた。各地方に於ては豫てかゝる催を望んで居つた折とて非常な意気込で或は特に競技に関する講習会を開催し或は練習会を挙行すると云ふ実にすばらしい有様であつた。各府県に於いては各自の力量が未知数であり然も優勝旗を作成し陸上競技剣道相

²⁷ 高嶋航、前掲、p. 138、参照。

²⁸ 高嶋航、前掲、p. 164。

²⁹ 厚生省『第十三回明治神宮国民体育大会報告書』、1944、p. 1。

³⁰ 高嶋航、前掲、p. 184。

撲の各優勝府県に之を授興することになったので益々力こぶを入れ各部自己の覇者たるを確信して居った。³¹

上記のように、地方において青年団の競技熱は日々益々高まっていたにもかかわらず、青年団の大会を統括する全国大会は存在しなかった。そこで、日本青年館は、①地方青年団の運動競技の発達助成する、②国民保健の向上、③青年の精神奮起、という目的をもって「第一回全国青年団競技大会」を開催することとなったということである。

このような経緯のもと、全国青年団競技大会に向けて着々と準備が進むなか、内務省より「明治大帝の御遺徳を渴仰し且国民体育の向上聖図り精神作興に資する目的³²」から、「毎年秋の明治神宮祭を期して明治神宮外苑競技場で学生陸海軍人青年団員その他各方面を網羅して明治神宮競技大会を挙げる計画³³」が示された。そして、「既に計画準備中の競技大会を明治神宮競技大会の一部として挙行方提議あり³⁴」とあるように、計画中の全国青年団競技大会を神宮大会の一部として組み込んでどうかという提案を受けた。

この提案に対して日本青年館が協議を行った結果、「之と同時に挙行することは青年団競技をして益有意義ならしめるものと認め同省の提議に賛同しいよいよ青年団競技は明治神宮競技大会の一部として挙行することになった³⁵」という。かくして、神宮大会の一部として青年団競技は挙行されることになったのである。

なお、青年団の部を設けて行われた明治神宮大会の経過報告を資料Ⅲ-4-①に掲載したので参照していただきたい。

(2) 競技方法の特徴

① 三重県青年団の神宮大会剣道予選の例

神宮大会での青年団競技は、他の運動団体の組織系統から少し離れており、府県の代表選士は府県の連合青年団にまかせ、全国的事業は大日本連合青年団の手によって行われているというところに特徴があった。しかも、「中央部に於いても亦地方に於ても、青年団と運動諸団体との間には緊密なる連絡が保たれてゐる³⁶」べきであって、「各種目の競技の施行に就てのみ、それぞれの運動団体に依属されている³⁷」という形式をとっていた。

第2回神宮大会の武道の県予選について、三重県を例に挙げてみる(『三重県青年会紀要³⁸』より)。三重県では、大正14(1925)年10月4日に第2回大会の予選を兼ねた大会(第5回三重県青年運動会)が三重県の師範学校において行われた。試合は以下の表8の様な方式であった³⁹。

³¹ 内務省衛生局編、p. 360。

³² 同前、p. 361。

³³ 内務省衛生局、同前、p. 361。

³⁴ 内務省衛生局、同前、p. 361。

³⁵ 内務省衛生局、同前、p. 361。

³⁶ 岩原拓『農村の体育運動』日本評論社、1933、p. 64。

³⁷ 同前、p. 65。

³⁸ 三重県学務課『三重県青年会紀要』、1926。

³⁹ 同前、pp. 19-56、参照。

表 8 第 5 回三重県青年運動会の武道試合

	試合	試合方法	神宮大会出場者	出場者の職業
剣道	郡 市 対 抗戦	5 人の団体戦を行い、勝ち残り試合で 5 回戦目が優勝決定戦。	主将優勝試合で 1 位・2 位 のもの。及び補欠は郡市対 抗戦の 2 位チームの 1 名。	・ 商業 2 名 ・ 小学校代用教 員 1 名
	主 将 優 勝試合	各郡市代表 1 名の個人戦を行い、勝 ち残り試合で 5 回戦目が優勝決定戦。		

試合は個人戦と団体戦の勝ち残り形式で行われ、神宮大会に出場するものは主に個人戦の成績順で選ばれていた。しかし、剣道の神宮大会出場者の補欠は 3 位決定戦を行わずに団体戦に出場していたものから選出している。

また、出場者の職業をみると、商業、漁業、仲仕業、庶民、小学校代用教員というように特段武道を専門とした職業ではない。

三重県ではこのように、神宮大会の青年団・武道の予選は、県の青年運動会の一部として行われていた。そして試合は勝ち残り戦で神宮大会と同じ形式であった。職業から見ても青年団の代表として選ばれているものは、青年団員という条件を満たした一般国民であり、神宮大会の青年団代表者が公正に選出されていたことを窺い知ることができる。

② 剣道部門の拡大と競技基盤の確立

当初、神宮競技大会剣道部は中学校、宮内省、警視庁、武徳会各支部代表の参加を呼びかけたが、第 1 回大会は、結局、青年団 72 名、在郷軍人 224 名、専門学校生徒 42 名、全国道場及び武徳会支部派遣 94 名、陸海軍特別試合出場者 12 名の 5 部門に 444 名が参加、予選の状況、他競技との兼ね合いから、青年団、在郷軍人のみが優勝者を決めることになる。大会は 11 月 1 日から 3 日間行われた、特筆する点は、第 3 回まで試合日の毎朝、試合開始前に高野佐三郎(打太刀)中山博道(仕太刀)の帝国剣道形が演じられた点にある。試合は、在郷軍人の部は 2 日目に行われた高点試合の結果 10 点(人抜き)の大麻勇次(佐賀)が優勝、勝ち残り決勝方式(トーナメントに類似)で行われた青年団は相原勝男が優勝、青年団団体は個人優勝者の所属する団体が優勝という取り決めにより、広島県が初の栄冠を得た。その他の部門は演武会形式 3 本勝負のみが行われた。

第 2 回大会は、8 部門 270 名の参加で行われた。試合は個人勝ち残り決勝方法(トーナメントに類似)、慎重を期すため 1 回戦のみ 3 本勝負、以降は 1 本勝負で行われた。青年団の団体戦は、各団体 2 名が個人戦にそれぞれ参加し、個人個人の勝数がそのまま得点となり、2 人の合計点で団体の順位をつける形式で行われ、東京府が 8 点を獲得し優勝した。

第 3 回大会は、8 部門、青年団の団体戦は埼玉県が優勝している。

第 4 回大会は、8 部門、青年団の団体戦は鳥取県が優勝している。またこの大会から、高段者 50 組、高齢者 6 組の特別試合が 3 本勝負で行われた。またこの大会から警視流木太刀形が行われ大島治喜太・柴田勤が披露している。

第 5 回大会(昭和 4 年)から、警察官の部がはじまったが、一般の部の構成が代ったので部門数は 8 部門と同じであった。このとき青年団の部は松本敏夫(兵庫県)が優勝しているが団体戦の記録はない。特別試合は高段者(4 段以上)11 組、高齢者 6 組が行われた。またこの大会では、前年

からはじまった全日本学生剣道大会の第2回と本大会の大学高等専門学校の部が合同で開催され、本大会優勝の田中龍太郎選手は第5回明治神宮体育大会大学高等専門学校の部優勝者であり、第2回全日本学生剣道大会優勝者ということになる。また本年5月に行われた御大札記念天覧武道大会（剣道）の試合審判規定がそのまま、試合審判規定として記載されている。剣道形は斎村五郎範士・大島治喜太教士が帝国剣道形を、中山博道範士・柴田勤教士が警視流木太刀形を披露している。

第6回大会(昭和6年)は、優勝大会8部門で行われたが、3日間に短縮されたことにより、予選、本選とも1本勝負となり、予選は全参加者が抽選で全員が4試合行い全勝者(いない時は3勝者)が本選に進み、勝ち残り方法で優勝者を決定する方式になった。剣道形は再び高野佐三郎範士(打太刀)・中山博道範士(仕太刀)の帝国剣道形が演じられた。

第7回大会(昭和8年)から、それぞれの全国大会が充実してきたので中等学校、大学高等専門学校、警察官の各部門は、廃止され、一般の部を細分化された。さらに専門家の部を設けられ、大会の充実がはかられた。要項によれば専門家とは次にあたる。

剣道ノ教授ヲ主業トスル者又ハ会テ之ヲ主業トシタル者ハ専門家トス。

剣道教授以外ノ主業ヲ有スルモ警察、学校、会社其ノ団体ニ於テ専ラ斯道ノ教授ニ当リ居ル者ハ之ヲ前項ニ準ス。

一、 警察官ノ官職ニ在ル者

イ、 平素専ラ剣道教授ニ当リ他ニ警察ノ職務ヲ執ラザル者ハ専門家トス。

ロ、 臨時又ハ僅少ノ時間警察ノ職務ヲ執ル者ト雖モ平素専ラ剣道教授ニ当ル者ハ前項ニ準ス。

二、 学校ノ職員ニシテ剣道教授ト他ノ教授トヲ兼ヌル者ニ就テハ

ハ、 剣道教授ノ時間其他ニ比シ多キ者ハ専門家トス

ニ、 剣道教授時間ノ多数ニ拘ラス剣道教師ノ教員免許證ヲ有スルモノハ之ヲ専門家トス。但シ会ヲ第二第三ノ職ニ在リタルモ現在其ノ職ニ非ザル者ハ之ヲ専門家ニ含マス。

規則では、予選を1本勝負、本選は3本勝負としている。また、7分の制限時間を設け、7分を経過する時は1本勝負とするとなっている。予選方法は全参加者が抽選で全員が4試合行い全勝者が本選に進むことができる。青年団の部は個人戦と団体戦が分離して行われるようになり、団体戦は2人戦で、2人が各々戦い1勝1敗の時は勝者同士で決定戦を行う方法がとられた。その結果、団体戦は香川県が優勝、個人戦は植田一選手が栄冠を手にした。剣道形は斎村五郎範士・持田盛二範士が帝国剣道形を、中山博道範士・大島治喜太範士が警視流木太刀形を披露している。

第8回大会(昭和10年)は、審判規則によれば、すべて3本勝負5分の制限時間を設け、5分を経過する時は1本勝負するとなった。また今回から範士教士の立会いが行われ、植田平太郎範士(香川)対渡邊栄範士(兵庫)、大島治喜太範士(東京)対盛田盛二範士(東京)の立会いが無検証で行われ、6組の教士の立会いは、3本勝負で行われている。剣道形は三たび高野佐三郎範士(打太刀)・中山博道範士(仕太刀)の帝国剣道形が演じられた。

第9回大会(昭和12年)は、日中戦争の影響から現役軍人・在郷軍人の部が休止され、小学校児童、尋常高等科児童の50組の特別試合が行われた。帝国剣道形は、初日齋村五郎範士・大島治喜太範士、最終日は持田盛二範士・大島治喜太範士の二組が行われ、軍人の部の休止を補った。

第10回(昭和14年)から、厚生省が主催し、軍事態勢下の競技会の色彩が強まり、都下の大学高等専門学校学生500人による野外団体試合が行われた。また競技会も部門が大きく変更され、府県対抗の団体戦が主体となる。この時から団体戦が今日と同じ方式で行われている。中等学校の部は府県別の選抜選手で編成される3人戦、一般府県対抗は、35歳未満の成年、35歳以上の壮年、専門家で編成される3人戦が行われた。また特別模範試合の取り組みは小川金之助範士、堀田捨次郎範士、宮崎茂三郎範士と武徳会本部師範の名前を目にすることができるようになる。

第11回(昭和15年)は紀元2600年にあたり盛大に開催されることになり、初日は79歳になる高野佐三郎範士と(打太刀)中山博道範士(仕太刀)が、2日目は持田盛二範士、宮崎茂三郎範士の大日本帝国剣道形が奉納されている。時局から試合はすべて1本勝負になり、団体戦の構成が変わる。まず一般府県対抗は、先鋒：小学校教員、次鋒：警察官、中堅：成年、副将：壮年、大将：専門家で構成される5人戦となる。この時の、職域と年令で構成される団体構成の考え方は、今日の都道府県対抗に継承されている。また在郷軍人支部対抗は剣道の普及を目的に有段者以外から編成することになるが、この際の段位を武徳会段位を対象としたため、その他の組織の有段者が参加し問題となり、このことから当時の段位の普及状況が窺い知れる。

第12回(昭和16年)は戦時下のため、開催期間を2日に短縮、試合は実践の気構えで臨むためすべて1本勝負になり、青少年団、中等学校の選手の服装を上は稽古着(ママ)下は教練ズボン又は団服ズボンに改められ、試合方法も青少年団の部も3人戦のトーナメント方式に統一された。また一般府県対抗は、先鋒：産業従業者、次鋒：国民学校教員、中堅：警察官、副将：一般、大将：専門家で構成される5人戦で行われた。

第13回(昭和17年)は、「健民練成」の成果を発揮し、また「実戦的演練」を展開し武道練成の成果を示すことを合言葉におこなわれたが、学校の修学年限の短縮や状況下による稽古不足など試合をすること自体が難しくなっている。しかし府県対抗で、個人戦が行われ専門家による選手権が行われ、大阪の酒匂久選手が優勝している。

明治神宮大会は、時局の影響を受けたことによる功罪両面がある(資料Ⅲ-4-②)。しかし、剣道界に組織の充実、規則の整備という面で大きな影響を与えた。特に部門別に試合を行うこと、団体戦の構成などの考え方は、今日の試合のあり方に大きな影響を与えていた。なお、第10回大会・在郷軍人の部で優勝した大麻勇次先生(範士・十段)など、明治神宮大会で活躍し戦後の剣道界にも貢献した先生方は多い。資料Ⅲ-4-③に青年団の部で優勝した松本敏夫先生と植田一先生について紹介している。



図 10 「明治神宮体育大会 青年団対抗剣道試合」の写真

(写真ニュース、昭和 8 年 11 月 3 日 第 999 号(2)、28 cm×36 cm、太田順康委員所蔵)

「競技最高潮に達し各選手共に郷土の名誉をかけて必勝の意気旺盛

写真 愛知対徳島(左) 岡山対鳥取」とのコメントあり

(解説) 剣道大会会場である日本青年館の舞台の上で 2 会場同時に試合している風景。

会場には紅白幕や御幣やロープの区切りはあるが、開始線や境界線はなく、審判は 2 審制で羽織袴姿、選士には名札、目印等は見当たらない。「禁拍手声援」と張り紙もあり厳粛な雰囲気を求めている。

IV. ま と め

1. 青年団剣道の二重性

本小委員会（西日本）が4年（平成27年度～平成30年度）にわたって調査・研究してきた戦前・青年団における剣道の実施状況について、二つの視点から総括することとする。

(1) 権力装置としての剣道実践：上からの要請

戦前の青年団が、近世由来の「若者組」「若連中」や近代に誕生した「青年結社」などの前進となる組織から発生したものであれ、明治期以降に新たに「青年団」として組織されたものであれ、戦争を契機として国家や地方行政に監督・統制され、組織の構成員である青年の自主的で自由な活動が抑制されたことは、本報告書に記載したように歴史的事実である。国家にとって青年層は、とくに国家奉公の精神と国家の一員としての強い自覚をもち、労働という地方改良を支える人材として期待されたのであった。そして、この青年団の活動の一つであった体育・スポーツ活動は、身体訓練や精神修養という個としての青年の教育という枠組みを越えて、地域の青年大会や全国規模の明治神宮大会など、集団競技や、個人競技であっても組織対抗戦を採り入れることで、地域や国家の統合を強化する役割も担ったのである。

このことは、体育・スポーツ全般が国家・政府からの要請として、いわば「上からの国民化」を推進する一つの権力装置・文化装置としての機能をもっていたといえよう。なかでも武道は、「〈伝統〉ある〈日本〉文化」として、時間と空間の両面において、他国に対する優位性・固有性を示すものとして奨励され、昭和時代に入ってから老若男女を問わず全国民が共有すべき「国民文化」として定位されたといえよう。

(2) 青年による自発的欲求による剣道実践：自由な自己表現

従来の研究によれば、前述のように青年団という組織、あるいは青年団における体育・スポーツは、国家が意図する国民を要請するための文化装置・権力装置としての役割を果たしたという一面的な評価がなされてきた。しかし、近年、全国各地の青年団に関する実証的研究が進み、官製青年団として〈国家→道府県→地域青年団〉というように政府が意図した通りに青年団の統制がなされていなかったという田邊¹、小野²ら研究報告がなされている。

田邊が調査した青年団の修養は団員たる青年たちによって企画され、実施されていたという。講演会や講習会、また読書会のような知的能力の向上とは違い、社会奉仕活動や団員同士の親睦を深める娯楽のための修養が実践されていた。「娯楽即修養」を通して地域における「お友達団体」としての青年集団を形成しており、大正四年訓令の国民教育および公民教育のための「修養」とは異なる修養の実践的事例の一つとして注目する価値があるといっている。

また、小野は次のように総括している。体育・スポーツ奨励方策に関して地域青年団の対応

¹ 田邊尚樹「東京市における青年団の一考察 一京橋区青年団南築分団を事例にして一」東京大学大学院教育学研究科基礎教育眼研究室、研究室紀要・第43号、2017、pp. 175-183。

² 小野雄大「明治後期から昭和戦前期における青年団の体育・スポーツ奨励方策の展開過程に関する研究」早稲田大学大学院・スポーツ科学研究科博士論文、2016。

は一律的ではなく、青年らは、国家主義の啓蒙による官製化の波に、ただ平然と飲み込まれていったのではなく、それぞれに対応の様式があったという。小野が研究の対象とした府中町青年団の競技部の場合、部員が壮丁検査（徴兵検査）の実施日に検査に行かずに競技会に参加するなど、当時の部員には、本来、青年団に付されていた国家主義的なあり方を軽視するという風潮が見られた。このような状況からは、青年団の体育を奨励した国家の思惑と、実際に活動する団員らとの間に、「ズレ」が生じていた。こうした状況から導き出されるのは、青年団の体育・スポーツ活動が、受け手の側の自発性と能動性によって、「下」から支えられるものでもあったということである。ここで注意しなければならないのは、その自発性なり能動性の契機が一体何であり、その中身は何であったのかという点である。それが国家あるいは道府県行政によって喚起された自発性であることは疑いないとしても、青年がみずからの内に地方開発の主体たるべきだという認識を強くもっており、これが体育・スポーツ活動の根源的動機となっていた。むしろ、「自分」ないし「自分たち」の「自己実現」のため、あるいは体力や技能の「向上」に対する欲求こそが初発の契機であり、根源的な動機であったと思われる。それは、府中町青年団の青年らが、まずもって体育・スポーツ活動に熱中し、競技化へと邁進していた姿に想起される。したがって、青年にとって体育・スポーツ活動は、「官製青年団」という行政機構に依拠する組織の中の「事業」でありつつも、青年ら自身の生活に依拠した自前の論理と内在的な欲求によって支えられた、自律的な活動様式であったと考えられる。官製化の波の中で、青年らは体育・スポーツと出会い、触れることによって、自己の向上心や欲求といった内発的動機を奮い立たせる機会を得たと捉えている³。

武道に関する研究においても、今回の調査研究協力者である吉本陽亮氏は、明治以降多様化する武道の受容形態の一つとして青年団における武道受容の実態についての実証的研究を試みている。そして、日本の近代において武家文化として展開してきた武道が近代において大衆化し競技化が進展した背景には膨大な数の青年層の武道実践があり、青年団武道が武道の近代化に果たした役割は大きかったと総括している⁴。

本報告書でもみたように、全国各地の青年団における武道や剣道への取り組み、また明治神宮大会の本戦・予選に向けての取り組み、さらに観衆も巻き込んだ熱狂的なイベントなど、官製化され統制化された状況にあっても、武道を含めて青年たちを取り巻く体育・スポーツ環境が決して暗いばかりではなく、青年が意気揚々、潑刺として活動する姿が眼に浮かんでくる。

2. 戦後・青年団剣道の展開

(1) 戦後青年団の概要

昭和 16 (1941) 年、戦時体制下にあって大日本青年団、大日本連合女子青年団、大日本少年団連盟、帝国少年団協会の 4 団体が解体統合されて成立した大日本青少年団は、昭和 20 (1945)

³ 同前、pp. 161-162、参照。

⁴ 吉本陽亮「近代日本における民衆武道についての一考察 -青年団における武道実践の萌芽とその変容-」平成 28 年度天理大学大学院体育学研究科・修士論文、2017。

年、本土決戦のための学徒隊編成の必要から、終戦間際の6月に解散されるに至った⁵。

終戦直後の昭和20年9月、文部省はいち早く「新日本建設ノ教育方針」の中で、郷土を中心にした自発能動、共励切磋の団体として新しい青少年団体の設置を提唱し、続いて次官通牒「青少年団体設置並ニ育成ニ関スル件」でその育成の方途を明らかにした。これに応ずるよう、青年の間に新しい地域青年団結成の動きが全国的に活発となり、各府県ごとの青年団の連合体または協議体も相次いで結成され、昭和26年（1951）年には地域青年団の全国的な連絡協議組織として日本青年団協議会が結成されるに至った。新生地域青年団の特色は、戦前の男女別構成に対してほとんど男女が共同で参加していること、運営が統制から解放されて団員の自由と責任の上になされること、などであった。また、青年団以外にも、戦前からの歴史を持つボーイスカウト日本連盟、ガールスカウト日本連盟、YMCA、YWCA、日本青少年赤十字、日本海洋少年団連盟などの団体も、その組織を新しく整備して相次いで再発足し、戦後新たに設立された日本健青会などの団体とともに、それぞれの目的と方法とに従い、独自の活動を展開しはじめた⁶。

このように、戦後間もなく組織化された日本青年団協議会に加盟していた各地域の青年団は、『青少年白書 1958年版』⁷によれば17,861団体、団員数1,948,277人にも及んだが、この頃を境に団体数、団員数ともに減少の一途をたどった⁸。

(2) 全国青年大会について

前章でみたように、明治神宮大会は戦前に行われた全国規模の競技大会であった。戦後の全国規模の競技大会として国民体育大会（以後、国体と表記）があげられるが、これは戦後間もない昭和21（1946）年に第1回大会が開催されたが、敗戦で荒廃した国民生活に活力を与え、日本のスポーツ界を再建するために企画されたものであった⁹。平成30年度には第73回大会が開催された。明治神宮大会は、この国体の前身と捉えられる向きもあるが、前者の健民強兵志向的性格や政府主導的運営に対して、本大会はスポーツ文化の振興や民主的運営を強調するなど性格上のちがいがみられる¹⁰。また、明治神宮大会では「青年団の部」が設けられていたのに対し、国体ではなくなった。青年団関係者（昭和26年5月以降は日本青年団協議会）は、何とか国体に青年団の国体参加について関係方面と折衝を繰り返した。日本青年館もこの件について強力に援助した。

そして、青年団関係者の努力が実を結び、昭和27（1952）年11月のサンフランシスコ講和条約発効の記念事業として、スポーツや芸能文化、青年会議までを含めた全国青年大会が開催されるに至った。以後、この全国青年大会は年1度の日本青年団協議会のビッグイベントとし

⁵ 日本青年団協議会編『日本青年団協議会二十年史』財団法人日本青年館、1971、pp.33-35、参照。

⁶ 文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317782.htm、参照日：2018.11.16。

⁷ 中央青少年問題協議会事務局編、大蔵省印刷局、1959、p.449。

⁸ 田中治彦『ユースワーク・青少年教育の歴史』東洋館出版社、2015、pp.133-134、参照

⁹ 宮永民男、項目「国民体育大会」、『世界大百科事典』平凡社、JapanKnowledge Web版、<https://japanknowledge.com/lib/display/?lid=102002663400>、参照日：2018.11.17。

¹⁰ 竹之下久蔵、項目「国民体育大会」、『国史大事典』平凡社、JapanKnowledge Web版、<https://japanknowledge.com/lib/display/?lid=30010zz183830>、参照日：2018.11.17。

て開催されており、平成 30（2018）年度で第 67 回を迎えている。開催当初は、文部省・東京都・東京都教育委員会などが主催者であり日本青年団協議会は「主管」に位置づけられた。大会発足当初は、主催を巡って日本青年団協議会は文部省などの官公庁との間にトラブルもみられたが、この件については詳しくは述べない。昭和 30（1955）年の第 4 回大会は、日本青年団協議会は文部省・全国都道府県教育委員会・東京都の 4 団体の主催となり開催されている。剣道は、当初開催種目に含まれていなかったが、昭和 32（1957）年の第 4 回大会より実施されている。また、昨年の第 67 回大会では、全日本剣道連盟は剣道の部のみではあるが共催者として位置づけられ、以前の主管の立場よりも本大会への関与の度合を強めた。

この全国青年大会の第 1 回大会から第 67 回大会までの参加者数は延べ約 40 万人。各都道府県の青年たちが日頃取り組んでいるスポーツや芸能文化活動の発表の場として、予選大会などを経た青年男女が毎年東京に集まり、現在では 4 日間にわたって開催されている（資料編・Ⅳ-1）。発足当初は、大会への参加は全国の青年団員に限られていたようであるが、現在の参加資格は、「日本青年団協議会正会員または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者¹¹」とあり、青年団員でなくても参加が許されている。また、全国各地の一般青年が対象であり、競技力や作品の完成度のみを競う大会ではないという趣旨から、「国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない¹²」こと、また「過去に国民体育大会及び各種目に定める全国競技会などへの参加実績を有する者は本大会に参加できない¹³」ことを明記し、トップアスリートや著名な芸術家・芸能人らの参加を制限している。

因みに、剣道の部においては、過去において、次にかかげる大会に出場した者は参加できないと規定している¹⁴。

- （ア）国際大会ならびに全日本選手権大会
- （イ）国民体育大会剣道競技
- （ウ）全日本都道府県対抗優勝大会
- （エ）全国教職員大会
- （オ）全国警察官大会

¹¹ 「第 67 回全国青年大会体育の部要項」・「第 67 回全国青年大会芸能文化の部要項」、日本青年団協議会、2018。

¹² 同前。

¹³ 同前。

¹⁴ 「全国青年剣道大会実施要綱」日本青年団協議会、2018。

資 料 編

I. 青年団の成立と発展の概要

I-1-①：雑誌『国民之友』創刊号・巻頭言、明治20(1887)年2月

現今日本ノ位置ハ実ニ吾人、国民タルモノ、深く注意ヲ要スルノ時節ナルコトヲ信ズ。蓋シ維新改革二十余年ノ歲月ハ我カ明治ノ社会ヲ駆リテ方サニ一歩ヲ転セシメントス。旧日本ノ老人漸ク去リテ新日本ノ少年将ニ来リ。東洋ノ現象漸ク去リテ泰西的ノ現象将ニ来リ、破壊的ノ時代漸ク去リテ建設的ノ時代将ニ来タラントス。今ヤ吾人ハ実ニ我邦将来ノ安危興廢ノ因リテ決スル十字街頭ニ立ツモノナリト云ハサル可ラス。是レ吾人ガ此ノ雑誌ヲ發行シテ我カ同朋兄弟ノ注意ヲ惹起セント欲スル所以ナリ。(後略)

I-1-②：山本瀧之助『田舎青年』吉岡平助、明治29(1896)年

緒言

- 一 予は自ら描らず田舎青年の奮励進爲を願ふて此書を著す。
- 一 予は学識無ければ高尚なる理論を述ふること能はず。此書必卑近なりと嗤はれん。左れとも今日の田舎青年には此方寧ろ適切なるを信ず。
- 一 在来の青年論は其説方青年学生に偏して田舎青年にてきせつならず。本書田舎青年の覚悟を論するの一項。間々先人の精神理論を採りて其説方書方の換ゆるものあり。剽窃焼き直しの譏は自から描らざるの嗤笑と併せて謹みて之を受けんのみ。(後略)

I-1-③：「戊申詔書」明治41(1908)年10月13日、文部科学省ホームページより

(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317938.htm、参照日：2019.04.26)

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戦後日尚浅ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ論サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

I-1-④：(青年団体に関する)「訓令」、官報第937号、大正4(1915)年9月15日、文部科学省ホームページより

(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317645.htm、参照日：2019.04.26)

青年団体ノ設置ハ今ヤ漸ク全国ニ洽ク其ノ振否ハ國運ノ伸暢地方ノ開發ニ関ズル所殊ニ大ナルモノアリ此ノ際一層青年団体ノ指導ニ努メ以テ完全ナル発達ヲ遂ケシムルハ内外現時ノ情勢ニ照

シ最モ喫緊ノ一要務タルヘキヲ信ズ（中略）抑々青年団体ハ青年修養ノ機関タリ其本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル国民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムルニ在リ随テ団体員ヲシテ忠孝ノ本義ヲ体シ品性ノ向上ヲ図リ体力ヲ増進シ實際生活ニ適切ナル智能ヲ研キ剛健勤勉克ク国家ノ進運ヲ扶持スルノ精神ト素質トヲ養成セシムルハ刻下最モ緊切ノ事ニ属ス（後略）

II. 青年団における剣道の実施状況

〈明治期〉

II-1-①:『学窓会雑誌』7号、明治22(1889)年12月、p.20

- ・「西海氏稿青年ノ行為ニ就テ天保ノ老爺ニ一言スルノ文ヲ讀ム」

身体ヲ健康ニシ言行ヲ謹厳ニセサルベカラズ是レ正ニ吾人青年ノ当務ノ要点

II-1-②:『大和学友雑誌』1号、大和青年会、明治24(1891)年3月、p.29

- ・「衛生ノ必要ニ就テ」

衛生の道ハ青年血氣ノ時ニ在テ最モ注意セザルベカラズ

吾人青年ニシテ衛生ヲ誤リ虚弱ニ陥リ、宿志ヲ果ス能ハズシテ、遂ニ社會ニ立テモ有益ヲ与エサル如キアレハ、啻ニ一人ノ不幸ノミナラス、実ニ国家ノ經濟ニ關係スル大ナリト謂フベシ

II-1-③:『新文章』2巻、筆鋒社、明治22(1889)年12月、pp.5-6

- ・「体育の必要」

今一個必要なるものあり乃ち身体の健康是なり

身体健康にして能く事び堪ゆる人、大事業を企つるに自ら周施奔走して事に脱漏を生ぜざるを以て、事速達し年齢自ら永長なる可ければ中途廃業の憂無く身は常に経験の衝に当るを以て資本の応用を誤らず、其結果は完全無欠の成功を見るや必せり、文学にせよ、政治にせよ、商業にせよ、農工にせよ、何にせよ彼にせよ、身体健康ならずんば決して其上達を見る能はざるなり、果して然らば身体乃健康は成業の根本にして身体の柔弱は破業の根本なりと云ふも敢て誣言に非ざるなり

吾人は熟々我青年社会の上に眼を注ぎ轉た配慮に堪へざるものあり、何ぞや乃ち日本青年の行為因循にして、活発の氣日に消去耐忍の情去つて怠惰風を為し、健康の軀軀を備ふるもの少ふ去て柔弱款扇の者日に益々多きを見ると是なり

天保時代の人士を見よ、吾人が時勢に後れたりとして別社会に置く所の天保人士を見よ、日本専有の大和魂盛なりしを以て武を尊み剣を横へ風を切り、手を奮ふたる御蔭には七十歳の今日に至るも淫漑として吾人をして一驚を喫せしむ

II-1-④:『少年子』9号、明治23(1890)年4月、p.17

・「天保ノ老人」

「天保の老人、天保の老人」たりとて彼等を一概に愚弄する者あるも彼等ハ封燧の時代に当り撃剣、柔術、水練、練兵、角觥、野仕合ひ、打毬、調馬、弓術、銃術等を旦夕鍛錬したるが故に、其身肢強勁壯健にして、遠く今日の胃病的なる学生が及ばざる處なり。然れば老日本去るの秋こう即ち新舞台に登らんと待ちか構へ居るも、老日本未だ去らざるに若日本ハ其身肢の脆弱なるが為に満空有為の志を齎らして、空しく黄泉に客遊するやのと無きにしもあらず。想へば廻へすも残念のをならずや。嗚呼余輩少年は今より大に撃剣を試みざるべからず、遠足せざるべからず、漕舟せざるべからず、調馬せざるべからず、躰操せざるべからざるを知れり。

II-1- ⑤：『知識之友』3巻、大阪有為会、明治21(1888)年4月、p. 11

・角儀太郎「我国人ニ運動ヲ勧告ス」

我国俗一般ニ武術ヲ重ンジ武士ニ非ル者モ撃剣乗馬等ノ技ヲ講習シ、且ツ今時ノ如ク鉄道氣船腕車ノ便ナク道路ノ遠近ヲ問ハズ身自ヲ行歩ノ勞ヲ取ラザレバ用ヲ便ズル能ハズ、身自ヲ行歩ノ勞ヲ取ラザレバ用ヲ便ズル能ハズ、斯クノ如ク己ムヲ得ザル運動ヲ成スハ暗ニ衛生ノ主旨ニ合シ遂ニ身体ノ強壯偉大ヲ致セシナラン、然ルニ維新以来文化ノ進歩スルニ伴フテ国人漸ク文弱ニ流レ専ラ知育ニ偏シテ体育ノ事ハ措テ問ハザリシガ目今稍其弊害ヲ感ジ（後略）

II-1- ⑥：『穎才新誌』682号、穎才新誌社、明治23(1890)年8月、p. 3

・廣坂發太郎「撃剣学フヘシ」

廢刀令ノ下リシヨリ、撃剣殆ント度外視サルルニ至リ、本邦固有ノ尚武活發ノ氣風ハ、漸次文弱ノ弊ニ流レントス

撃剣ハタダニ殺伐ナル目的ヲ有スルニ非ラン、体育上ヨリ論セハ、其運動精緻ナルカ故ニ、胃臟ノ消化力ヲ助ケ、肺官ヲ廣大ニシ、手脚ヲ強靱ニシ、筋力ヲ逞クシ、皮膚ヲ硬勁ニス、又志氣ノ上ヨリ論セハ、其手術ノ精緻ナルカ故ニ、視官ノ感覺ヲ穎敏ニス、察力ヲ養生ス、切ニ言フ、親愛ナル諸君、学事ノ余暇ヲ以テ之ヲ学…(原文破損)…益無害ノ快樂ヲ得ラレン

II-1- ⑦：『尚志会雑誌』1巻、尚志会事務所、明治23(1890)年5月、pp. 8-9

・逸子「武術的体育」

兵式運動は非常の苦痛を以て些少の利益を賜ひ得るに過ぎず

武術を以て体育の法と成す時は夫の兵式体操の如く快心を發揮するなし、何ぞ之を以て現今の青年に施すに足らんやと

柔術を研かんとするの時、体謝屈伸四肢激動、首を回し頭を轉し、たちまちにして身は中空に跳り候にして体は大地に投せらる、若し夫れ撃剣に至りては、袖腕に至り衣釵に達し、電光石火、竹刀相交り音響憂々、上下に飛び左右に開き、蝶々乃花の戯るか如く蜻蛉の水に点する

か如し、其運動の全部に普及し、しかも之を行ふに当り能く自然に愉快の想念を発揮せしむ

夫乃文弱青年を眼下に睥睨し、優柔青年を脚下に蹂躪し、超然高举、学生社会乃水平線上を闊歩横行するに足る

II-1-⑧：西川政憲『健康要訣：育児体育』博文館、明治34(1901)年8月、pp. 185-187

(第5章 青年の体育、第1節 戸外運動)

撃剣 此の運動は日本旧来の武技にして普く行はれ居る者なり其以前は一つの武術として士分
の人は必ず知らざる可らざる者となり居り町人百姓と雖もことごとく此の武術を練磨し居たり
しも今日にては帯刀の制廢せられ個人として武術を知るの必要なく生命財産を保護する為に
警察云ふものありて昼夜保護し居る故今日にては撃剣と云ふ事は体育運動の一つの方法となり
たり、此の撃剣は個人的運動にして勝負を争ふものなるが故に興味充分にして、四肢身体より
精神の働きの至る迄一点の間隙もなく手足の働きの勿論爪の尖きより頭の毛に至る迄ことごと
く働きて精神も敏く働き敵に一分の閑隙あれば直ちに進撃しまた少しにしても敵の心の動くと
きは打ち込み、又敵より打込み来れば直ちに防御し心に寸毫の油断なく敵に油断のありたると
きは電光石火の勢いを以て斬り込み極めて敏捷に働かざる可らず斯の如く四肢の動作と精神の
働を機敏ならしむるが故に尤も青年時代の者に適當する運動なり、我国にて撃剣の盛んに行れ
居りしは寛永年間の前後にして其流儀流派も頗る多かりしが今日迄其勇名の傳はれる者は柳生
但馬守、兼房又三郎、佐々木岸柳、宮本武藏、卜傳、塙団右衛門、後康又兵衛、荒木又右衛門
等は殊に有名なる者なりしこの時代にては名人達人と云ふもの必要なりしも今日に此の時代に
至りては其程名人になるの必要なし体育の為にするものなれば術を磨くよりも身体を鍛練する
ことを主とせざる可らず今日知識競争の世の中に剣術使いを養成する必要はあらざるべし、青
年の中には前後の考もなく技術の進むに従つて漸く興味を感じ一生懸命に此の術に凝る人もな
しとも限らざれば注意すべし剣術を使い剣術に使はれる可らず。

II-1-⑨：大町桂月(芳衛)『家庭と学生』日高有倫堂、明治38(1905)年6月、pp. 101-103

・「学生の娯楽」

学課、もしくは職業が、唯一の娯楽となれば、洵に結構也。されど、学課職業以外一つやそこ
ら、娯楽とするものがあつても差支なし。否、本業以外、何か娯楽とするものがある方が身体
上にも精神上にも却つて益あるべし。ただ本末を転倒せざるを要す、本業をお留守にして、娯
楽にうきみやつすべからず

学生の娯楽として望ましきは、運動に關する事也。角力可也、撃剣可也、柔術可也、釣魚可
也、鳥打可也、乗馬可也、遠足可也、旅行可也、器械体操可也、ローンテニス可也、ベースボ
ール可也、漕舟可也、水泳可也、學生は何か一つ運動に興味を感じるものあるを要す。

II-1-⑩：堀井宗一『実用衛生自強法』半田屋医籍、明治34(1901)年9月、p. 55

・休暇時と運動

勉強の時間中は専心勉強すべし之に反して体課時に於ては勉強中の精神疲労と身体の運動不足とを快復する為に適宜の休養と身体の運動をなべし其方法は先づ屋外に出でて適意の散歩を企つるにあり決して室内に於て沈思黙考すべからず或は公園を周遊し或は友人を訪ひ時には撃剣、柔道、体操、角力を試み大弓、野球若くは「ボート」等自れの好める所に従ひ四肢及び全身の筋肉を作用することを力むべく

II-1- ⑪：『知識之友』2巻、大阪有為会、明治21(1888)年3月、p.22

・「運動の説」

運動以テ血液ヲ調理スルニアルノミ、夫レ春ハ好鳥ノ花間ニ轉ズルアリ、夏ハ樹ノ陰ニ涼風アリ、秋夜ノ月ハ銀色空ニ疑リ冬日ノ雪ハ水晶地ニ碎ク、凡ソ千勝万景ニメ吾人ノ資リテ以テ神思ヲ爽快シ耳目ヲ娛樂セシム者ハ皆是レ造化ノ賜ナリ

II-1- ⑫：『荘内青年会雑誌』10号、荘内青年会、明治24(1891)年1月、p.415

・「学者の娛樂」

終に結論して曰はく遊戯の種類は何にてもあれ唯だ身体の娛樂より精神の娛樂に帰ることを徐かにする勿れ精神は昼夜運助せしむべし精神は極めて安価に養はる寒熱も年令もこの運動を停むること能はず老年に及びても尚ほ改良の法あるものは精神なり故に之れを重んぜよ

II-1- ⑬：大畑裕『青年討論大会』求光閣、明治37(1904)年7月、pp.117-119

・「撃剣の可否如何ん」

文弱弊風を一洗せんには撃剣を措て他に其途あらざるなり

撃剣は腕力沙汰を助長する者にして換言すれば乱暴者を製造するの元素なり」

日本国有の元氣に回復せんには撃剣を措いてほかに道あらざるべし

英国は最爾の国を以て世界第一等の富強を有するものは一に軍人力の優勢に因らずんばあらず

国民の惰眼を覚破し健全に此の国家を永久維持せんには尚武の氣象を養成せざるべからず換言すれば撃剣を奨励するにあり

撃剣は破落戸、壮士、博打を養成する唯一の元

果して然らば撃剣奨励者は国乱を好む者にして謀反者を奨励するものと言はざる可らず

II-1- ⑭：建部遯吾『静観余録』（金尾金淵堂、明治40(1907)年8月）、pp.188-190

・「撃剣と囲碁」

撃剣は剣を以て相撃つの言に非ざるなり、撃剣は平和に於いて戦争に於いて、人人社交の間に於いて、能く独立の体面を全うして相対両者の人格を保つ所以の道を鍛錬するの言なり。平和なる二人の交や、礼を以てするを要し、戦争的二人の間や、また礼に由るを要す

覇気ある青年とは此境に在りて気合の乗れる青年の言なり、牛耳を執るとは氣合を以て對手の上に駕するの言なり、而して撃剣善く人に教ふるに這般を以てして、以て戦争的交遊の優勝者の地位に立つを得せしむ

II-1- ⑮：天野藤男『農村と娯楽』洛陽堂、大正2(1913)年9月、p. 196

・「撃剣と柔道」

撃剣は武士道的の戯である。何んとなき氣骨がある技である。竹刀の音丈でも勇ましい。礼式を交わした後で打ち合ふ所、たしかに義且つ節且つ礼である。文章でいえば漢文である。六ヶ敷いが氣品がある。人格修養ともなる

〈大正期の回顧談〉

II-2- ①：十津川村青年団 千葉利八郎 談

十津川剣道史編集委員会『十津川剣道史』十津川剣道史編集委員会 1988、pp. 297-298

大正三年(一九一四)頃には剣道を撃剣と呼び、在郷軍人や青年団員等が主になり各大字で正月や盆の休みに学校に集合して、撃剣や銃剣術の稽古をしておった。その頃、稽古着や袴はなかった。撃剣の防具は、各組の青年組長が管理して必要な時は学校等に持ちより間に合わせておった。防具は具足といって面、甲手、垂れは身に付けても割合良かったが、胴は竹で身に付けにくかった。当時、指導者はなく、上手な青年団員等が良否を教えておったが我流であった。発声は「サーコイ」とか、「ソラ ソラ」等と呼んでおった。出谷の股井でも防具があつて、庭先で下駄をはいたり、わら草履に足袋又は素足で稽古をしていた。時に老人や、壮年も加わってなかなか面白かった。あの人がよう打つとか、打たんとか笑い話が見ものであった。試合をして勝った人には、日本手拭い一枚が商品であった。

II-1- ②：田原村青年団 竹西榮勝 談

田原村青年団『田原村青年団史』1941、pp. 288-289

辿り行く過去の青年生活、それは自分には最も懐しい思ひ出である。坂本松太郎君、金山岩夫君、大門善一君、西谷徳治君、小垣一夫君、故中條清一君、等の面影が先づ浮んで来る。…中略…又石川巡查が青年の爲めに柔道をやって下さって、晝は 娘子軍の運針場も夜はドテンボタンと肉魂の猛闘と化し。特別な宴を作られたのも此の頃だ。久保義彦君や中西善一君など熱心に稽古に來たのだった。

又剣道では各村の出場して廻ったが、特に東山村で行はれた、文武修養大會は面白かった。川尻秀太郎君、塩田善明君と三人出場した。

月瀬天柳生を薙倒し、最後に強豪柳生と優勝戦になった。番付を見ると川尻君と上久保君となつてゐる。(註上 久保君は上久保チカエ先生の弟)上久保君は雲突く様な大男であり。川尻君には少からず苦手であつた。「あいつにはかなわん」と云つたが「何、大丈夫だよつてくれ」と二人で勵ました。今回の川尻君の頑張り物凄く二十分餘にして遂に切り伏せて終つた。小生も此の時ばかり胸のスク様な胴を採った事はなかつた。ツイ立居士岡田重春先生ものどの佛さんが見える程大きい口を開いての審判ぶりには閉口した。

II-2- ③：北埼玉郡星宮村青年団 新井登美男 談

埼玉県剣道連盟『埼玉県剣道連盟五十年史 埼玉の剣道』2003、pp. 267-268

(『埼玉県連合青年団史』からの引用)

一、剣道部の活躍

剣道部の活躍 お正月が過ぎると剣道の寒稽古が始まる、それも朝早くか、夜である。幸いというか村には先輩たちがつくった、練武会と称する会があつて、特に剣道は盛んであつた。その頃は隣の忍町行田は十万石の城下町で年に一回の東照宮春の祭礼には武道大会が開催されていた。村には幾人もの有段者が居た。

そういう関係から団の体育部の中にも剣道の部ができ有段者も出るようになり、この練習にも力を入れたものである。寒い野道をフーフーしながらやってくる。時には赤城嵐という、この辺では名取りの風が吹いて、寒さに輪をかけたものだ。学校へ来れば教室を片付けて教師を待つというように、防具の胴は竹胴の粗末なものだが、何人分かは常備して あつた。なかには個人持ちのもあり、練習が始まると、お面、お胴、お小手と、その掛声も夜遅くまでつづいた。夏は夏の土用稽古とかなりきびしく、有段者も増して、各地で開かれる対抗試合にも幾度か優勝したこともある。

一、青年団運動選手練習会

陸上競技、剣道、柔道、相撲など種目も多かつたし、これは体育部の担当で、その練習は農繁期が終わって、七月のはじめから各練習ははじまつたのであるが、休日を除けば夜だった。一般は勿論、団の場合は対抗競技があつて、群が六つの支部に分けられ、ここは第二支部で、中条、須加、南河原、北河原、星宮、星河の六ヶ村で構成されていた。支部の競技から郡連合青年団の競技会、郡が終れば、県大会(郡市対抗)となるのであつた。だから選手は、休むこともなく練習に励んだ。

一、秋季大運動会

主催、青年団、女子青年団、参加、婦人会、小学校、後援、村当局。村をあげての体育祭典でもあつた。村に1本の優勝旗があつて、支部対抗として、男青、女青、の合同得点であつた。今年こそはと、各々全力をあげて競つたものだ。村人も応援し、老人、子供は座布団持参で見に来た。剣道も室内ではなく、校庭のまん中で行われ、これも冬、夏の稽古で鍛えた。有段者が勝抜

いた、現今にしてみれば、記録がどうだ、などとすぐいうが、村の場合は先ず勝たなければならない。それが先行した

〈青年団史、府縣市町村史〉

Ⅱ-3-①：昭和二年十月三十一日第十回大日本武徳会愛知支部主催三河部青年団連合剣道大会組合 (試合者氏名・組合は略)

審判員

範士 門奈 正
範士 加藤貫一
教士 堀田捨次郎
加藤七左エ門
足立淳三
伊藤 亨
成田精一
鹿島清孝
杉山文蔵

愛知県各市郡青年団連合大会規程

第一條 青年団連合剣道試合ニ参加シ得ルモノハ、愛知県下各市青年連合団長及署長ノ選出シタル二十年未満ノ青年会員ニ限ル

各市郡ヨリ出スヘキ選士ハ六名及補欠員一名ヲ一選士団トシ、一市郡ニ付剣道一ヶ選士団ニ限ル

第二條 演武ハ毎年一回トシ、尾張郡ハ武徳会愛知支部ニ三河郡ハ武徳会豊橋支部ニ於テ之レヲ挙行ス、但其期日ハ前以テ各市青年連合団長及署長ニ通知ス

第三條～第八條 (略)

第九條 試合及組合ハ左ノ方法ニ依ル

- 一、試合ヲナスヘキ番組ハ抽籤ヲモッテ之ヲ定ム
- 二、選士ニシテ事故ノタメ欠席スルトキハ補欠員ヲ以テ之ニ代エラシム

第十條 試合ノ勝負ハ左ノ方法ニ依ル

- 一、勝負ハ一本トス
- 二、各団ノ優秀ヲ決スルハ勝点ノ多少ヲ見テ之ヲ定ム
- 三、得点二団以上同数ナルトキハ其団ノ選士全体ヲシテ更ニ決勝試合ヲナサシム
- 四、審判員ハ武徳会愛知支部剣道教授ヲ以テ之ニ充ツ
- 五、審判員ニ対シテハ如何ナル場合ト雖モ異議ヲ申立ツルヲ得ス
- 六、審判員ハ一回毎ニ表裏二名トス、場合ニヨリ一名ノ表審判ノミニテスル事アルヘシ

第十一條 (略)

剣道試合ニ関スル心得

- 一、相互節礼ヲ重シ無法ノ所業卑劣ノ動作若クハ対士者ヲ侮蔑スル如キ言動ヲ為スヘカラス、若シ之ニ違反スル者ハ演武中止セシムヘシ
- 二、対士者確實撃突シタル場合ト雖、構ヘヲ崩シ引上ケヲ為スモノハ勝ニ算セサルモノトス
- 三、対士者確實ニ撃突シタル場合ハ勝ニ算スルモノトス
- 四、片手撃ヤ片手突キハ最モ正確ナルモノニ非サレハ勝ニ算セサルモノトス
- 五、竹刀を落したるとき適法に組打を為すは禁止すへきものにあらす
- 六、竹刀は実用に遠さかりたる長寸又は軽量のものを使用するを許さす

II-3- ②：滋賀県の青年団における剣術に関する活動について（年表）

（滋賀県青年団体連合会史編さん委員会編『あすを呼ぶ—滋賀県青年団 50 年のあゆみ—』の記述の中から、明治 43 (1910) 年～昭和 12 (1937) 年の剣術関係記事をまとめた）

明治 43 (1910) 年

8 月（日不詳）

本庄村（安曇川町）では、衛生談話会が開かれ、大清潔法の励行、夏期葬式は質素に、多人数の会食禁止、盆踊り全廃、代わって講演会、講話会、尚武的遊戯の奨励などを決める。これを受けて村内の各青年会では、器械体操、撃剣、相撲、水泳、講話会などの事業を実行する。

9 月（日不詳）

東桜谷青年団（日野町）が結成される。

（道路補修・除雪等の公共奉仕事業、講習会・補習教育・巡回文庫等の教養活動、体操教練・相撲・剣術等の体育訓練、等の活動を行う）

大正 5 (1916) 年

10 月 17 日

高島郡青年大会が泰山寺野（安曇川町）において挙行される。水尾村青年団（高島町）が、成績優秀により県教育会から表彰される。（競技は徒歩、マラソン、力持ち、相撲、撃剣、銃槍、幅跳び等）

10 月 22 日

滋賀県教育会主催の第 1 回武道大会（剣道、柔道）が行われ、県下の青年団員が中等学校、郡市立学校生徒と共に出場する。

大正 6 (1917) 年

7 月 1 日

八日市青年団（八日市市）は、第 2 回総会を開催する。

（公務報告、講演会、撃剣試合、徒歩競争等を協議）

10 月 14 日

滋賀県教育会主催の第 2 回武道大会（剣道、柔道）が行われ、県下の青年団員が中等学校、郡市立学校生徒と共に出場する。

大正 7 (1918) 年

10 月 14 日

栗太郡青年大会が山田村の体育グラウンドにおいて開催され、1897 名が参加し、綱引き、長短距離走、相撲、撃剣、銃槍等を行う。

10 月 17 日

高島郡各町村青年団連合大会が開催される。

（午後饗庭野に移動して運動会を開く。400・800・1200・4000 ヤード各徒走、相撲、撃剣、銃剣術各競技が行われ、3 時 30 分終了する。）

10 月 20 日

滋賀県教育会主催の第 3 回武道大会（剣道、柔道）が行われ、県下の青年団員が中等学校、郡市立学校生徒と共に出場する。

大正 8 (1919) 年

10 月 17 日

高島郡青年大会が天満宮（今津町弘川）境内にて開催され、決議案を可決し発表会を行う。のちに饗庭野運動場に移って、徒歩競走、相撲、撃剣、銃剣術等を競う。

11 月 2 日

滋賀県教育会主催の第 4 回武道大会（剣道、柔道）が行われ、県下の青年団員が中等学校、郡市立学校生徒と共に出場する。

大正 9 (1920) 年

11 月 7 日

滋賀県教育会主催の第 5 回武道大会（剣道、柔道）が行われ、県下の青年団員が中等学校、郡市立学校生徒と共に出場する。

大正 10 (1921) 年

10 月 23 日

滋賀県教育会主催の第 6 回武道大会（剣道、柔道）が行われ、県下の青年団員が中等学校、郡市立学校生徒と共に出場する。

大正 11（1922）年

11 月 22 日

滋賀県教育会主催の第 7 回武道大会（剣道、柔道）が行われ、県下の青年団員が中等学校、郡市立学校生徒と共に出場する。

大正 12（1923）年

10 月 21 日

滋賀県教育会主催の第 8 回武道大会（剣道、柔道）が行われ、県下の青年団員が中等学校、郡市立学校生徒と共に出場する。

昭和 5（1930）年

8 月 25 日

野洲郡連合青年団は、祇王小学校で柔道、剣道の各種青年競技大会を開催する。

10 月 4 日

県連合青年団主催の武道（大津商業）の競技が開催される。

昭和 7（1932）年

9 月 25 日

滋賀県教育会主催の第 17 回武道大会（剣道、柔道）が行われ、県下の青年団員が中等学校、郡市立学校生徒と共に出場する。

昭和 8（1933）年

9 月 23 日

第 9 回県青年団競技会が開催される（八日市中学校で武道が行われた）。

10 月 29 日

滋賀県教育会主催の第 18 回武道大会（剣道、柔道）が行われ、県下の青年団員が中等学校、郡市立学校生徒と共に出場する。

昭和 9（1934）年

10 月 6 日

第 10 回県青年団競技大会が開催される（武道も行われたが、場所と日時は不詳）。

昭和 10（1935）年

4 月 3 日

飛行第 3 連隊（八日市飛行隊）の守護神、沖野ヶ原神社の大祭で、神埼、蒲生、愛知の 3 郡内の青年団、在郷軍人は大模擬戦を挙行し、午後は 3 郡内の青年陸上競技会、剣道大会等を行う。

8 月 25 日

大津市連合青年団は、武道大会（剣道、柔道）を開催する（県大会出場者を決める）。

9月8日

第10回県下青年団対抗剣道大会が八幡町青年団（近江八幡市）の主催で、八幡小学校で開催され、剣客50名が熱戦を展開する。

昭和11（1936）年

8月23日

神崎郡青年団は、県下青年団剣道、相撲大会の予選を行う。

9月20日

滋賀県連合青年団主催の第12回武道大会が愛知川署武道場で開催された。柔道部は1市9郡30名、剣道部は1市11郡36名の代表選手が参加する。

昭和12（1937）年

10月2日

第13回滋賀県連合青年団競技大会が大津商業校で挙行政され、200余名が武道、陸上競技を競う。

Ⅱ-3-③：澤田喜市『三好郡青年団連合会誌 第一号』三好郡青年団連合会、1918。

目次

教育勅語

戊申詔書

教育に関する御沙汰書 文部省訓令 1

内務文部両大臣訓令 3

県青年団訓令 4

郡青年団連合会規程 5

会長告辞 7

論説

青年諸君に武道の練習を奨む 在郷軍人会三好郡連合分会長 又森 信吉 9

本郡青年の補習教育と体育 三好郡青年団連合会副会長 澤田 喜市 11

青年の決心 三好郡加茂村長 三木 彦一 15

自力教育 池田町青年団長 天羽五百枝 16

青年時代 三縄村青年団顧問 大岩 忠平 18

会歌 晝間村青年団敷地支部長 高木 恵一 20

成功と快樂 佐馬地村青年団顧問 北原秀五郎 20

青年団の使命 辻町西井川支部長 田岡 太一 22

青年者諸君に望む 三縄村大利支部長 玉田 嫡 23

青年団視察所感 山城谷村西部会長 秋田 忠雄 25

農村青年の自覺	佐馬地村青年団顧問 渡邊 米一	27
香川県三豊郡青年団幹部指導講習会を觀る	佐馬地村白地支部長 山崎 仙一	28
欧州戦争に対する我国民の自覺	三野村青年団特別団員 木下 善哉	30
青年会の發達を促進する方法	晝間村敷地積善会顧問 佐々木有昌	31
青年の自覺を促す	同 幹 事 瀧上 義文	33
自覺の第一歩	山城谷青年団特別団員 蔭山 晉	34
今後の大青年	同 国尾平三郎	35
夏日大歩危に遊ぶの記	三名村青年団特別団員 長濱 武	37
青年諸君に切望す	池田町青年団特別団員 東口 梅吉	38
家族制度と祖先崇拜に就て	同 高井 国明	40
先づ阿波時間を改革せよ	井内谷村青年団特別団員 藤丸 芳英	41
自分の値打を知れ	三野村青年団特別団員 平尾 廣馬	43
社会の腐敗と青年の責任	晝間村青年団特別団員 林 常一	44
我嘗めし経験	晝間村青年団正会員 大西 満直	45
大正の青年	(所属・氏名記載なし)	45
農村青年に望む	三名村青年団特別団員 土橋 芳水	49
立憲国民たる本郡青年諸君に大国民たらんことを望む	池田町青年団特別団員 今井邦二郎	51
農家と普通肥料	井内谷村青年団特別団員 中瀧 明一	51
英雄を崇拜せよ	箸藏村青年団特別団員 福田益次郎	52
吾人の覚悟	佐馬地村青年団特別団員 森 勘平	52
青年の元氣	三野村青年団普通団員 佐賀山淺市	53
青年団員の皆さんへ	足代村青年団普通団員 谷藤 定男	54
勤労と忍耐	同 丸浦藤太郎	55
行け海外へ	三名村青年団普通団員 内田 劍芳	55
共同一致	三繩村青年団普通団員 芳浦 廣藏	56
吾等の覚悟	同 寺野 庄八	57
青年団に望む	辻町青年団普通団員 川人 重一	58
体 育 論	同 矢野 丸雄	59
糸瓜青年	加茂村青年団普通団員 川原岩太郎	60
黄 昏	三庄村青年団普通団員 前田 良壹	61
国民の務	同 久保 定市	63
農界の青年	箸藏村青年団普通団員 花 汀	64
徳島県青年団連合運動会の記	同 射場 繁春	64
廃物利用法	三名村青年団普通団員 岡田 竹市	65
我等青年の覚悟	三繩村青年団普通団員 川原 倉市	66
夏の一曰	辻町青年団普通団員 川人 清吉	67
我が国發展に伴ふ余が覚悟	三庄村青年団普通団員 武井 晃	67

文	苑	
漢	詩	68
和	歌	69
小	品	文
短	文	71
		74
雑	報	
	郡善行者表彰	82
	各町村補習教育状況	86
	図書館状況	96
	郡勢の一部	99
会	報	
	大正六年度郡青年団連合会予算	101
	郡青年団連合会役員氏名	102
	各町村青年団長副団長	102
	郡青年団連合会第一総会状況	102
	各町村青年団状況	103

II-3-④：内務省地方局編纂『地方自治要鑑』明治40(1907)年

「第12章 青年団体の活動」 pp. 220-222、より

青年団体は、何れも勤儉力行に依り、或は篤志善行を以て地方青年の志気を振ひ、延いて一村一郷の興振に務めざるはなし。殊に青年に剣道を教へ、之に依て精神の修練と、体力の発達とを促がし、勤儉貯蓄の気風をば自から其中養はしめたるものあり。福岡県八女郡なる辺春村の青年撃剣会即ち是れなり。同会は数年前の創立に係り、村長大石琢磨之を主宰す。もと辺春村の附近は、従来より年少殊に撃剣を尚ぶの風あり。従ひて武芸者の剣術を伝授して餬口の業を為す者さへあり。為に往々にして、護身の用たるべき刀剣が、却て凶器として濫用せらるゝの傾きありき。されば此会を起すの初めに当りては、其目的を達し得べきやを危ぶみ、血氣の青年をして撃剣を学ばしむること、恰も虎に翼を授くるが如しと言ひ合へる者も少なからず。然るに琢磨のこの会を創むるや、常に身心の鍛錬を先きにして撃剣の巧拙を後にし、殊に喫煙を廃して、料理屋、茶屋等に立寄ることを厳禁せり。爾来此主旨に依て、業務の余暇を利用し、各自をして武芸の稽古を為さしむ。故に名は撃剣会と称するも其実は諸般の事業を行ふの青年団体たるに外ならず。従ひて毎日一回の集会を開き、会員相互に農業商業等に関する有益の談話を交換し、且つ学校教員の出席をも需めて其所感を聴き、医者には衛生上の説明、僧侶には宗教上の講話を依頼して、以て青年の指導に裨益せしむ。更に毎月一回の貯蓄総会なるものを開きて、会員の郵便貯金を奨め、業務の余暇を利用して武芸を教ゆるの外、殊に諸種有益の施設をも実行せしむ。されば従来粗厲気を負へるの風も自から一変して、会員の撃剣を濫用する者亦なきに至りぬ。或夜一人の壮漢あ

り。会員の伎倆を試みんとし其不意を打ちしに、直ちに避けて之に応ぜず。再び之を試みんとしたるも、亦避けて技を変へざりしかば、此事いつしか村中に伝はりて一場の談柄となりぬ。されば此撃剣会に対する従来の誤解も、乍^(ママ)ちに於て一掃され、人々今や会員が濫りに人と争わざることを称賛して措かず。其後は加入者益々多きを加へ、竟には父兄も亦之に加入することを以て、一の名譽とすに至れり。この会には、平素よりして会員の行状を觀察せんがため、幹事を置きて之を調査せしめ、若し不都合の所為ありと認むるときは、旧時武道の方式に擬して、破門するを以て其制裁となせり。従ひて一般会員に対するの監督も其よろしきを得、一郷の年少靡然として化に向へりといふ。

Ⅲ. 明治神宮大会と青年団剣道について

Ⅲ-4-①：後藤隆之助「青年団競技経過報告」（下線-引用者）

青年団の運動競技は地方では大会等を開催せられ日を追って益々盛になって居つたが未だ之を一丸とした全国的な大会は開催せられるに至らなかった。そこで本館に於てその第一回全国青年団競技大会を挙行し単に従来の地方的な青年団の運動競技を発達助成せしめると云ふのみならず国民保健の上に且又動ともすれば衰退せんとする青年の精神作興に資せんとして兎に角競技の種類参加資格並に府県より選出参加人員数を決定し四月十六日附を以て各地に檄を設するに至った。各地方に於ては予てかかる催を望んで居た折とて非常な意気込で或は特に競技に関する講習会を開催し或は練習会を挙行すると云うすばらしい有様であつた。各府県に於いては各自の力量が未知数であり然も優勝旗を作成し陸上競技剣道相撲の各優勝府県に之を授与することになったので益々力瘤熔を入れ各部自己の覇者たるを確信していつた。これを評して誰かがこの調子では優勝旗は各四十七本作らなくてはならない云って笑つた事がある。競技場に就ては其の当時まだ神宮外苑の大競技場が使用できるか出来ないか見当が付かないと云ふので取敢ず陸軍戸山学校の競技場並に道場を借用することにして着々準備の歩を進めつつあつた。時宛も五日に至り内務省に於いて明治大帝の御遺徳を渴仰し且国民体育の向上を図り精神作興に資する目的から毎年秋の明治神宮祭を期して明治神宮外苑競技場で学生陸海軍人青年団員その他各方向を網羅して明治神宮競技大会を挙行する計画なり本館に対し既に計画準備中の競技大会を明治神宮競技大会の一部として挙行方提議あり本館に於ても協議の結果その趣旨目的に於て何等異る所ないのみならず之と同時に挙行することは青年団競技をして益有意義ならしめるものと認め同省の提議に賛同し愈々青年団競技は明治神宮競技大会の一部として挙行することになった。就てはこの計画は多少の変更止むなきに至り改めて七月十四日附を以て再び各地に檄を発すると共に青年団に関する事項は凡て引続き本館に於て取扱ふことになった。

かくして青年団の競技は十一月一日二日両日に涉り挙行せられた。その結果に就いては別項の如く参加府県北は北海道より南は沖縄に去る四十有四の多数に及び単に島根長崎大分の三府県の不参加を見るに過ぎなかつたと云ふのは地方に於ける運動競技の隆盛なるを証する一端とも云うべくして又第一回大会としては予期以上の成績と云ふべくこの一事を以ても当大会の如何に盛大なりしかを想像するに難しくはない。

（後藤隆之助：日本連合青年団主事、大政翼賛会の組織局長。近衛文麿のブレーン）

Ⅲ-4-②：大会の講評(下線引用者)

<10回大会>

講評 石田一郎

青年団府県対抗試合は全般的に進歩は認めらるるも傑出した選士及試合が見られなかった。選士の多くは学生出身である関係か試合振りが学生の傾向を帯び、しかもあまり感心出来ぬ風が入っておる。青年団としては寧ろ独自の、正しい力強い気迫の籠った行方が望ましいのである。

<12回大会>

講評 石田一郎

青少年団試合は今回は選士及試合方法が変わった為か、甚だ気乗りのせぬ雑然とした、平凡な試合に終わった感がある。

前年よりも技術の進境は認めらるが、気迫の足らぬ感があつた。青少年団選士としては、試合の掛引の末技よりも青年らしい気迫を以って敢闘することが望ましいのである。

<13回大会>

講評

剣道

次ぎに各種目の試合を通覧すると、青少年団府県対抗試合は前年よりは一段の充実を見たがやや技術的に走り、地方青少年特有の気迫と地力が乏しかったやうに思ふ、中等学校及び大学高専の試合は極めて低調に終わったやうに考へる。殊に大学高専の試合はその感を、深くした、これは学校の年限短縮等の為稽古不足に帰因するものと思ふ。

Ⅲ-4-③：戦後につながる剣士

ここでは、青年団の部で優勝し戦後にも活躍された先生方を紹介する。

○ 松本敏夫（第5回大会、青年団の部、優勝）、明治41年～昭和62年、兵庫県生、範士九段

小西酒造修武館、関西学院で修行、第4回大会（昭和2年）、全国大学専門学校で個人優勝、第5回大会（昭和4年）では青年団の部で優勝。戦後、経財界で活躍、関西学生剣道連盟会長、全日本学生剣道連盟会長を歴任、全日本剣道連盟「剣道の理念」制定委員長として「剣道の理念」、「剣道修錬の心構え」を制定にかかわる。

○ 植田 一（第7回大会、青年団の部、優勝）、大正2年～平成24年、香川県生、範士九段

父、植田平太郎に学び、高松高等商業学校（現・香川大学経済学部）で修行、第7回大会（昭和8年）青年団の部で優勝、第8回大会（昭和10年）、在郷軍人軍刀術の部で優勝、香川県警察に奉職する。中四国学生剣道連盟相談役、香川県剣道連盟名誉会長、全日本剣道連盟副会長、相談役を歴任する。日本武道協議会武道功労者表彰、全日本剣道連盟剣道特別功労賞を顕彰される。

IV. まとめ

IV-I-①：「全国青年大会とは」(『第 67 回全国青年大会プログラム』p. 13、より)

全国青年大会とは

●友愛と共励

全国青年大会は、サンフランシスコ講和条約の発効を記念して 1952（昭和 27）年に第 1 回大会が開催されました。これまでの大会参加者数は延べ約 40 万名。各都道府県の青年たちが日頃取り組んでいるスポーツや芸能文化活動の発表の場として、予選大会などを経た青年男女が毎年東京に集まり 4 日間にわたり熱戦、熱演を繰り広げます。本大会はスポーツ 9 種目、芸能文化活動 8 種目、合計 17 種目を通じて、日頃の成果を競い合い、青年の連帯や友情を深め合います。

全国青年大会の最大の特徴は、一部の種目を除き国体や国際競技会などに参加した経験のあるトップレベルの競技者には参加資格がなく、地域で地道にスポーツや文化活動に携わっている 35 歳までの青年（一部オーバーエイジ枠あり）に参加資格があるという点です。また、勝負だけを重視するのではなく、青年同士の交流を積極的に奨励していることも、大会の特徴といえます。

●平和への努力

全国青年大会は、全国の青年たちと力を合わせて真に平和で豊かな地域社会を創りだし、スポーツと文化の裾野を広げることに重点をおいています。第 1 回大会の開会式に来賓としてご臨席された三笠宮崇仁親王殿下は、「日本がもしかつて大陸に武力的に進出したような甘い夢がまださめやらずして、再び武装して外に出るようなことがあれば、これはとりもなおさず第 3 次世界大戦の誘引になることを痛切に感ずる。なんといっても再び日本人が武装して国外に出ないことを、皆さんにはっきり持っていただきたい」と語られ、選手たちだけでなく、多くの関係者に深い感銘を与えました。その後も、平和を希求する努力を重ねていくことこそが若者の大会である青年大会の基本理念であり、長きにわたって連綿と受け継がれています。

全国青年大会は単に、スポーツと文化の総合祭典ではなく、大会を支える日常の活動を通じて、一人ひとりの青年が人間らしく生きていける社会をつくり出す青年運動であり、そうした行動をとおして地域から発して世界の平和を築いていく一大国民運動であり、この理念は、大会がつづく限り不変のものです。

●生涯スポーツと地域文化の創造、そしてアマチュアリズム

全国青年大会の特色は、第一に市町村、都道府県大会など積み上げ方式の予選会を通過して出場するため、全国 2700 万の青年たちが、ここに集う青年たちが生きる全国津々浦々の地域を通して、等しく連なっていることです。第二に、一流の舞台で活躍している選手たちばかりでなく、生涯にわたって地域を舞台にスポーツや文化に親しんでいこうという青年たちを対象にし、あくまでアマチュアリズムの精神に徹してきたことです。

全国青年大会は、勝負が第一主義ではなく、一過性のイベントをこえた大会であり、「友愛と共励」を重視し、活動の裾野を広げる生涯スポーツと地域文化創造の本道を今なお歩み続けています。

執 筆 者

湯浅 晃	序文、第Ⅰ部、第Ⅱ部-3-(1)・(3)・(8)、第Ⅳ部
大坪 壽	第Ⅱ部-3-(8)
榎本鐘司	第Ⅱ部-3-(3)
村山勤治	第Ⅱ部-3-(4)
木原資裕	第Ⅱ部-3-(6)
太田順康	第Ⅱ部-3-(7)、第Ⅲ部
菊本智之	第Ⅱ部-3-(2)、編集後記
吉本陽亮	第Ⅱ部-1・2、第Ⅱ部-3-(5)、第Ⅲ部

※ 第Ⅱ部-3-(3)は、榎本・湯浅の共同執筆

※ 第Ⅱ部-3-(8)は、大坪・湯浅の共同執筆

※ 第Ⅲ部は、太田・吉本の共同執筆

※ 資料編は、該当箇所執筆者

編集後記

本委員会は、体調を崩された前委員長の杉江正敏先生に代わって湯浅晃委員長代行がヘッドとなって業務を遂行してまいりました。その後、資料小委員会（西日本）の委員長に就任された湯浅晃委員長を中心に、杉江先生のご遺志を受け継ぐものとして、青年団における剣道の実態解明のための調査研究を進めてまいりました。

平成 27・28 年度に行った『「戦前・青年団における剣道の実施状況」に関する中間報告』（以下、『中間報告』）では、戦前の青年団における剣道の実施状況を窺うことができる資料や研究論文、市町村史などを収載しましたが、平成 29・30 年度の活動報告は、『中間報告』に記載した資料や文献に加えて、この 2 年間に新たに収集した資料等にもとづいて、明治期から第 2 次世界大戦終戦時までの青年団における剣道実践の実態やその背景となっている社会の情勢との関係についても、歴史学的な叙述を試みました。自然発生的に地域ごとの成立過程が見られる青年団について全国の膨大な関係資料にあたることは、今期の限られた時間の中で完遂することは不可能に近いことではありましたが、各委員の関係する地域、担当する地域からは、その地域特有の事情を背景とする若者組、若者衆、青年会、青年団への変遷の過程や実態が明らかになってきました。これによって、近世の武士階級における職務や義務、身分上の必要性から強要された武芸や剣術の在り方から解放された、近代の自主的、自発的活動としての撃剣や剣道の社会での受け入れられ方の一部が明らかとなりました。このことは、これまでの近代剣道史の中で取り上げられてこなかった社会への受け入れられ方の一側面であり、剣道史におけるエポックメイキングな視点ということもできると思われます。青年団における撃剣、剣道活動は、やがて挙国一致体制の官製化の色を濃くする社会体制の中で、半ば強制的な制度の波に飲み込まれていくことになりますが、近代の歴史の中で、自主的、自発的な青年団における撃剣や剣道の活動が、大衆文化の一樣相として叙述できたことは、今回の業務の大きな収穫であり、現代剣道の道程に欠かすことのできない歴史的側面を明らかにすることができたと考えています。

今回、明治期からの青年集団の諸活動との関係から剣道の発展史を土台として、戦後の青年団の推移と本連盟が深く関わってきた「全国青年大会」についても言及しました。このような視点からは、先人から受け継いできた高度な剣道の本質の追究とは異なる剣道文化の普及発展の一翼を青年集団が担っていたことを明らかにすることができました。

近代武道史の探求には様々な視点がありますが、封建体制からの転換は社会の近代化への道程であり、自由民権運動や自主・自立を旨とする青年会活動、列強諸国に対抗するための挙国一致体制に関連する青年団活動など社会体制の変遷と大きく関連して、目まぐるしく変化していった実態があります。このような背景の中で、わが国における一般民衆の意識や行動の変革とともにみせた武道の受容は、現代剣道への道筋として看過できないものではないでしょうか。

全国的な展開をみせた青年団活動と近代剣道の成熟の過程は、剣道の普及発展という意味からみても新しい志向性も生み出したといえるでしょう。剣道人口が減少しているといわれる中、それでも剣道には広い年齢層に渡って多くの愛好家が存在し、長くどこまでも探求していくことが可能な他の運動文化に比しても類をみない運動文化です。全日本剣道連盟の主要な事業と

して剣道普及発展を目的とした社会体育指導員の養成が行われていますが、剣道文化の発展のためには一般大衆の自己目的的な欲求に応える剣道の普及発展のあり方もまた考えていくべき課題なのではないかと、今回の調査研究を通して感じた次第です。

最後に、今回の調査研究と本報告書の作成にあたっては、研究協力者の神戸市立工業高等専門学校・助教の吉本陽亮氏に多大なるご協力を賜りました。ここに、深く感謝申し上げます。

広報・資料小委員会（西日本） 幹事 菊本智之

平成29・30年度 全日本剣道連盟 広報・資料小委員会（西日本） 報告書
戦前・青年団における剣道の実施状況について

令和2年3月1日 初版 発行（非売品）

発行者 一般財団法人 全日本剣道連盟

九段事務所

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル2階
電話 03-3234-6271（代表） Fax 03-3234-6007

北の丸事務所

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル2階
電話 03-3211-5804（代表） Fax 03-3211-5807 情報・安全部門

印刷・製本 ドットケイズ

©All Japan Kendo Federation 2020 Printed in Japan